



子どもを安心して産み、育てられる

「くまもとスタイル」を目指して

子どもは社会の希望であり、未来をつくる宝です。その子どもたちが健やかに育っていける環境をつくるのが、我々の使命であると考えています。そのためには、地域や企業をはじめ社会全体で、子どもと子育て中の家庭を応援し、だれもが子育てに希望が持てる社会をつくっていかねばなりません。

急速な少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化など、子どもたちや子育てを取り巻く環境は変容を続けており、子どもを育てる家庭に対する手厚い支援が、ますます求められています。このため、第1期計画に引き続き、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とする「第2期くまもと子ども・子育てプラン」を策定しました。

社会全体で取り組む結婚支援や、当事者に寄り添った妊娠・出産への支援、質の高い幼児教育・保育の安定的な提供体制の構築をはじめ、子育てをしながら働き続けることのできる職場環境の推進や、保護や援助を必要とする子どもへの支援等に総合的に取り組み、切れ目のない支援を充実して参ります。

こうした取り組みを通じて、すべての子どもが健やかに育ち、夢を持ち、その夢が実現できるくまもと、そしてそれを社会全体で支え、子どもを安心して産み、育てられるくまもとをかたちづくって参りますので、県民の全ての皆さまの御協力をよろしくお願い致します。

最後に、計画の策定にあたり、多大な御尽力をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月

熊本県知事 蒲島 郁夫

第2期くまもと子ども・子育てプラン

はじめに

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の期間	2
3	計画の基本的な性格等	2
4	計画の推進体制	4
5	計画の達成状況の点検及び評価	4

計画策定の背景と基本方向

第1章 計画策定の背景

1	子ども・子育てをめぐる現状	6
2	子ども・子育てを取り巻く情勢の変化	10
3	「くまもと子ども・子育てプラン」の実施状況	12

第2章 基本方向

	めざす姿と基本的視点	18
--	------------	----

具体的施策の展開

第1章 教育・保育等の推進

第1節 区域の設定と量の見通し

1	区域の設定	23
2	幼児期の学校教育・保育	26

第2節 県の支援等の取組み

1	教育・保育施設の役割と連携の推進	30
2	地域子ども・子育て支援事業の推進	32
3	教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上	36
4	教育・保育サービスの充実	40

第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等

1	児童虐待防止対策の充実	44
---	-------------	----

2	社会的養護体制の充実	46
3	ひとり親家庭等の自立支援の推進	48
4	障がい児施策の充実等	52
5	子どもの貧困対策の推進	59

第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策

1	次世代育成に向けた意識づくり	64
2	地域における子育ての支援	69
3	家庭の教育力の向上	74
4	母子保健の充実	77
5	仕事と生活の調和の推進	83
6	総合的な放課後児童対策の推進	86

	県が定める設定区域におけるニーズ及び確保量	89
--	-----------------------	----

参考資料

参考資料1	子ども・子育てに関するデータ	109
-------	----------------	-----

- ① 未婚率の推移
- ② 晩婚率の推移
- ③ 出生時年齢の推移
- ④ 理想の子ども数と実際の子ども数とのギャップ
- ⑤ 熊本県における世帯数、世帯人員、世帯の内訳
- ⑥ 近所の人との助け合いに関する認知（全国）
- ⑦ 子育ての孤立感（全国）
- ⑧ 熊本県における女性就業率の上昇
- ⑨ 共働き世帯数の推移（全国）
- ⑩ 男女別育児休業取得率の推移
- ⑪ 出産前後の妻の就業

参考資料2	子ども・子育て支援法（抜粋）
-------	----------------

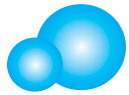
参考資料3	次世代育成支援対策推進法（抜粋）
-------	------------------

参考資料4	熊本県子ども・子育て会議条例
-------	----------------

参考資料5	熊本県子ども・子育て会議委員名簿
-------	------------------

- 参考資料6 熊本県子ども輝き条例
- 参考資料7 くまもと家庭教育支援条例
- 参考資料8 パブリック・コメントの実施結果について
- 参考資料9 計画策定の経緯

はじめに



はじめに

1 計画策定の趣旨

平成24年（2012年）8月の子ども・子育て支援法等の制定により、子ども・子育て支援の新たな制度のもとで、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて子育て支援を総合的に推進することとされ、本県では平成27年（2015年）3月に「くまもと子ども・子育てプラン」を策定し、具体的施策に取り組んできました。

計画策定以降も、継続する少子高齢化の進行、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、核家族化の進行やライフスタイルの多様化等による家庭や地域の子育て力の低下等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、待機児童解消や少子化対策、子育てに不安や孤立感を感じる家庭へのサポート等、子育て支援の更なる強化が求められるほか、結婚し、子どもを生み、育てたいという個人の希望の実現に向けた支援等、新たな課題も浮上しています。

こうした現状を踏まえ、第1期計画（計画期間：平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））の成果と課題を検証し、今後の本県の子ども・子育てに関する諸方策や目指すべき方向性を示すため、第2期計画を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

3 計画の基本的な性格等

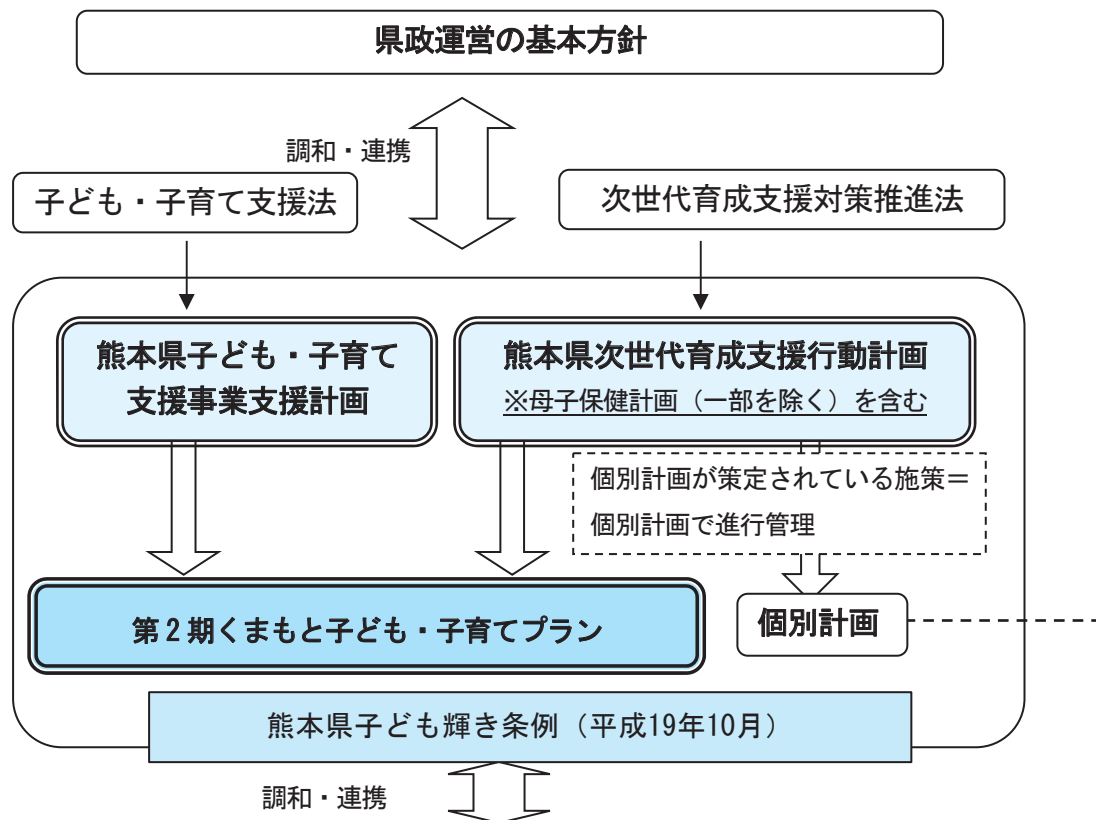
- 本計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項¹の規定に基づく「熊本県子ども・子育て支援事業支援計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項²の規定に基づく「熊本県次世代育成支援行動計画」として策定するものです。
- 本計画は、「熊本県地域福祉支援計画」、「熊本県教育振興基本計画」、「熊本県ひ

¹ 【子ども・子育て支援法第62条第1項】 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

² 【次世代育成支援対策推進法第9条第1項】 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

とり親家庭等自立促進計画」、「熊本県障がい者計画」及び「熊本県障がい福祉計画」、並びにその他の関係計画等との調和・連携を図ります。

第2期くまもと子ども・子育てプランの位置づけ



関連計画 「熊本県地域福祉支援計画」 「熊本県教育振興基本計画」
「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」 「熊本県社会的養育推進計画」
「熊本県障がい者計画」 「熊本県障がい福祉計画」 など

個別計画

- 青少年の健やかな育ちづくり
「熊本県教育振興基本計画」 「『安全・安心くまもと』実現計画」
- 健やかな育ちのための食生活・食育の推進、医療体制等の充実、生活習慣の形成
「熊本県保健医療計画」 「くまもと21ヘルスプラン」 「熊本県健康食生活・食育推進計画」
- 学校教育の充実
「熊本県教育振興基本計画」
- 生活環境の整備、安全・安心なまちづくり
「熊本県住宅マスタープラン」 「『安全・安心くまもと』実現計画」
- 子どもが自立に向けて能力を発揮できる機会の充実、若年者の自立支援
「熊本県教育振興基本計画」 「熊本県環境基本計画」
「熊本県産業人材の確保・育成及び県民の活躍支援に関する計画」 など

※上記の項目については、個別計画で進行管理することとしており、本計画には詳細な内容は記載していません。

4 計画の推進体制

(1) 庁内の連携

県は、庁内関係課と連携して、子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関する施策を総合的に推進していきます。

(2) 熊本県子ども・子育て会議

県は、本計画等への子育て当事者等の意見を反映しながら、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、本計画を定期的に点検、評価し、必要に応じてその改善を促すため、子どもの保護者、市町村長、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、事業主の代表、労働者の代表、並びに学識経験者等からなる熊本県子ども・子育て会議を設置します。

5 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画達成状況の点検及び評価

本計画については、熊本県子ども・子育て会議において、各年度の計画全体の成果や計画に基づく個別施策の実施及び達成状況等（教育・保育施策や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）を点検、評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

本計画の計画期間中において、教育・保育等に係る量の見込みと実際の事情が大きく乖離して、待機児童の解消が進まない場合等には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要になります。

県は、計画と実施状況を注視し、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ弾力的に本計画の見直しを行います。この場合において見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

計画策定の背景と基本方向

第1章 計画策定の背景

第2章 基本方向



第1章 計画策定の背景

1 子ども・子育てをめぐる現状

(1) 少子化の動向

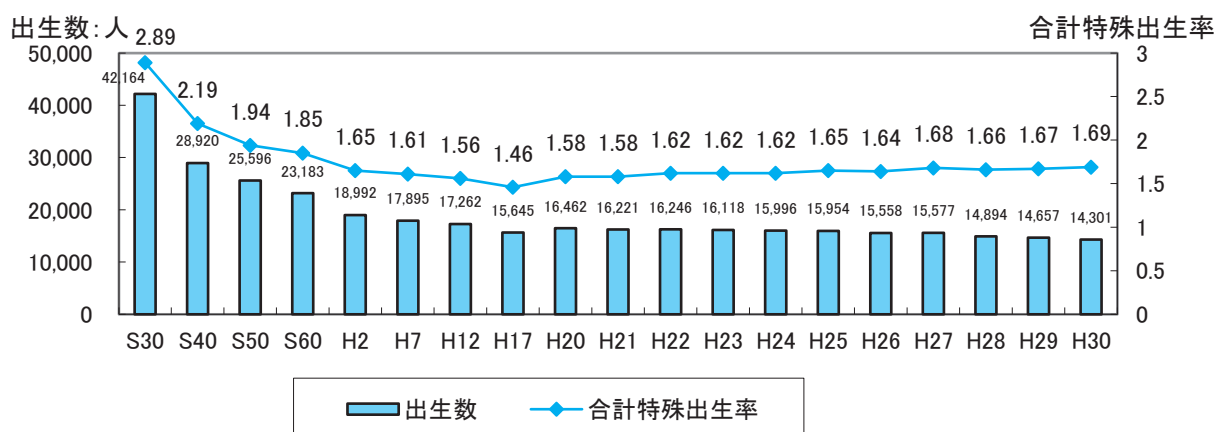
■ 合計特殊出生率は上昇傾向であるが楽観できない

本県の合計特殊出生率は、平成17年(2005年)に過去最低の1.46を記録して以来、多少の増減はあるものの、全体的に上昇傾向にあり、平成30年(2018年)の合計特殊出生率は、1.69と前年より上昇し、全国第5位でした。これは、全国の1.42と比較すると高いレベルを維持しているものの、人口を維持する水準である2.07を下回っています。

出生数は、平成30年(2018年)は14,301人と前年より356人減少しており、依然として人口の1%に満たない状況が続いています。[図1参照]

出典：厚生労働省「人口動態統計」

図1 熊本県の出生数と合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。

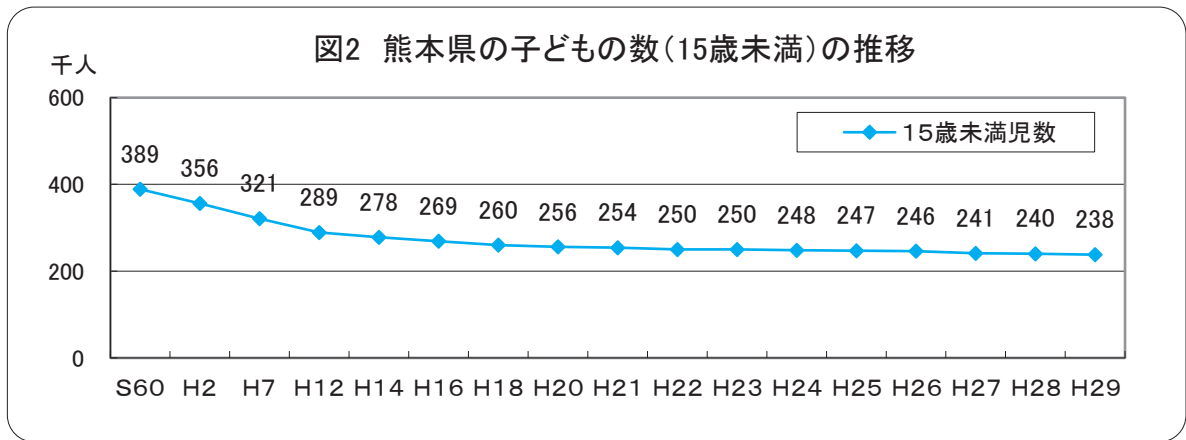
■ 年少人口は減少、老年人口の割合は過去最高

県内の年少人口(15歳未満)は年々減少し、平成29年(2017年)は23万8千人となっています[図2参照]。その割合は13.5%でした。

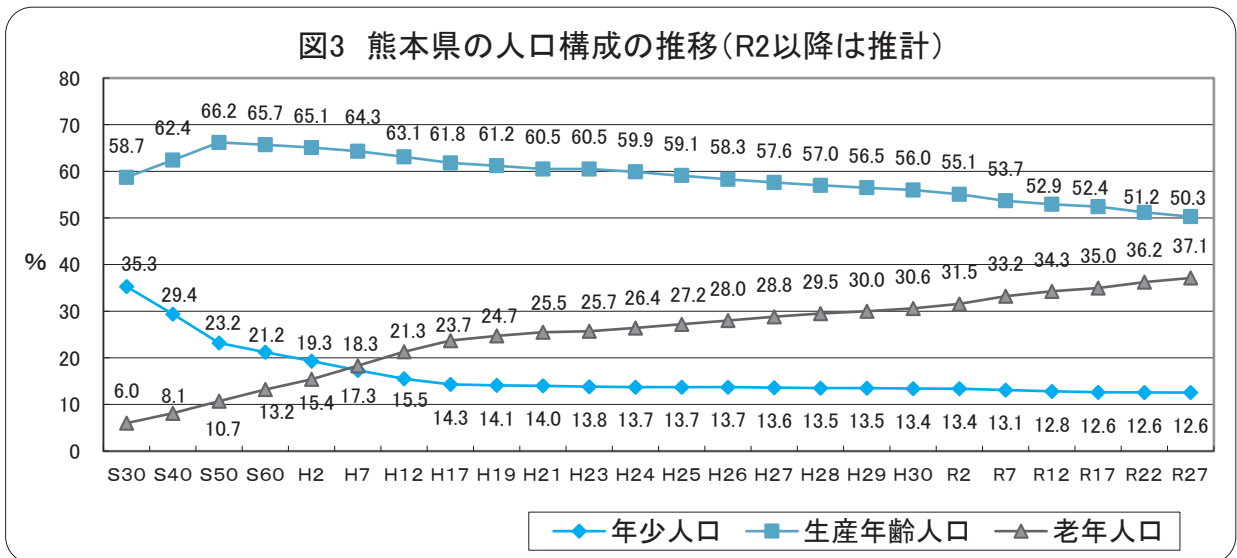
一方、老年人口(65歳以上)とその割合は増加し、平成30年(2018年)は過去最高の30.6%となっています。[図3参照]

本県の総人口の将来予測によれば、平成27年(2015年)の178万6千人から、30年

後の令和 27 年（2045 年）には 144 万 2 千人に、年少人口も 24 万 1 千人から 18 万 1 千人と約 3/4 に減少するとされています。



出典：国勢調査及び熊本県推計人口調査



出典：国勢調査、熊本県推計人口調査及び都道府県別将来推計人口

(2) 少子化の要因

少子化が進んでいる要因の一つに未婚化、晩婚化が考えられます。未婚化、晩婚化は全国的な傾向ですが、その背景には、経済・社会環境の変化に伴う若者の生活基盤の不安定化、結婚に対する男女の意識の変化等の様々な要因があるとされています。

■ 未婚率の上昇

本県の未婚率は、全国と比べると低い水準にありますが、同じように男性、女性ともに年々上昇しています。[参考資料 1① (P110)]

○ 25歳から29歳の未婚率(昭和50年(1975年)→平成27年(2015年))

男性：42.2% → 66.7% (24.5ポイント上昇)

女性：24.4% → 57.2% (32.8ポイント上昇)

■ 晩婚化の進行

全国よりも本県の平均初婚年齢は低くなっていますが、男性、女性ともに上昇傾向です。[参考資料 1② (P110)]

- 平均初婚年齢（昭和 50 年（1975 年）→平成 29 年（2017 年））
男性：26.5 歳 → 30.4 歳（3.9 歳上昇）
女性：24.5 歳 → 29.3 歳（4.8 歳上昇）

■ 晩産化の進行

出生したときの母親の平均年齢をみると、これも全国と比べると本県は低い水準ですが、第 1 子から第 3 子までいずれも上昇傾向です。[参考資料 1③ (P111)]

- 第 1 子出生時の母の平均年齢（平成 5 年（1993 年）→平成 29 年（2017 年））
27.2 歳 → 29.8 歳（2.6 歳上昇）

■ 子育てに対する負担感

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」によると、全国的には、平均予定子ども数が平均理想子ども数を下回っており、その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（56.3%）が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」（39.8%）となっています。[参考資料 1④ (P111)]

(3) 家庭や地域の子育て力の低下

■ 核家族世帯の増加、家族形態が変容

本県においても、核家族世帯数は増加し、3 世代世帯数は減少する中で、一世帯当たりの人員は減少しています。[参考資料 1⑤ (P112)]

- 世帯当たり人員数（昭和 60 年（1985 年）→平成 27 年（2015 年））
3.32 人 → 2.53 人
- 世帯数（昭和 60 年（1985 年）→平成 27 年（2015 年））
核家族世帯数：312,390 → 394,256（81,866 増）
3 世代世帯数：105,559 → 55,896（49,663 減）

■ 地域のつながりの希薄化により、子育てに関する孤立感の増大

内閣府の「母子保健に関する世論調査」によると、全国的に 5 割を超える人が「近所の人々と助け合いながら子育てをしていない」と回答しています。[参考資料 1⑥ (P113)]

また、「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（平成 23 年（2011 年）財団法人子ども未来財団発表）において、全国的には、「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たいと感じる」「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」と回答した母親が 3 割を超えています。[参考資料 1⑦ (P113)]

(4) 仕事と子育ての両立

■ 女性就業率の上昇

本県の女性の就業者率は、年々増加しています。また、生産年齢人口に占める就業者の割合も、女性は上昇しています。[参考資料 1⑧ (P114)]

■ 共働き世帯の増加

全国的には、夫婦とも雇用者である共働き世帯は近年増加し、平成9年(1997年)以降はその世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っています。[参考資料 1⑨ (P114)]

■ 過重な労働時間

総務省の「労働力調査」によると、平成30年(2018年)における週労働時間が60時間以上の労働者の割合は7.4%ですが、30代男性では13.7%、40代男性では14.2%と高い水準にあり、全国的には、依然として子育て世代の長時間労働の状況が続いています。

■ 進まぬ男性の育児休業取得

「熊本県労働条件等実態調査」によると、熊本県の女性の育児休業取得率は近年95%前後で推移しているのに対し、男性の取得率は平成19年度(2007年度)に0.8%が平成30年度(2018年度)には5.7%と上昇したものの、未だに低い状態が続いています。[参考資料 1⑩ (P115)]

■ 依然として厳しい女性の就労継続

「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」によれば、第1子出産前後の妻の就業変化で、その約半数が退職しています。[参考資料 1⑪ (P115)]

■ 待機児童の発生

施設整備等による利用定員増や保育士確保の取組み実施による保育士の増により、児童の受入れが進んだため、待機児童は大幅に減少しましたが、申込み児童数が増加していることから、依然として待機児童が発生している状況です。

(単位：人)

	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4
待機児童数	678	659	233	275	182	178

2 子ども・子育てを取り巻く情勢の変化

(1) 「新たな少子化社会対策大綱」の策定（平成 27 年（2015 年）3 月）

従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに「結婚の支援」を加え、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」及び「地域の実情に即した取組み強化」の 5 つの重点課題を設け、推進することとされています。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成 27 年（2015 年）4 月）

平成 24 年（2012 年）に成立した「子ども・子育て支援法」及び関連法令に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

(3) 「ニッポン一億総活躍プラン」の策定（平成 28 年（2016 年）6 月）

経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策が掲げられています。

(4) 「熊本復旧・復興 4 力年戦略」の策定（平成 28 年（2016 年）12 月）

「災害に強く誇れる資産（たから）を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造～県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する～」を目指し、県政運営の基本方針である「熊本復旧・復興 4 力年戦略」を策定しました。

○基本目標

- 1 災害に強く県民が夢と誇りを持ち安心して暮らし続ける熊本の創造
- 2 熊本を支える力強い産業の復活・発展と、魅力ある雇用の創出
- 3 熊本への人の流れの再生・加速化と、人材流出の抑制
- 4 県民の結婚・出産・子育ての希望の実現

（4 つの分野と 13 の施策）

○子育て関係の分野と施策

分野：安心で希望に満ちた暮らしの創造～安心・希望を叶える～

施策 2：安全安心で暮らし学べる生活環境づくり

施策 3：あらゆる状況に備える医療・福祉供給体制の構築

(5) 「子育て安心プラン」の公表（平成 29 年（2017 年）6 月）

国では、女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の申込み率も伸びることが見込まれることから、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしました。また、平成 29 年（2017 年）12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和 2 年度（2020 年度）末までに 32 万人分の受け皿整備を行うこととされました。

(6) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定（平成30年（2018年）9月）

これまでの放課後児童対策の取組みを更に推進するため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的に、文部科学省と厚生労働省との共同で策定しました。

(7) 「幼児教育・保育の無償化」の実施（令和元年（2019年）10月）

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの保育料が無料となる制度が開始されました。

3 「くまもと子ども・子育てプラン」の実施状況

(1) 「くまもと子ども・子育てプラン」の構成

「くまもと子ども・子育てプラン」は、以下の「めざす姿」を達成するため5つの基本的視点を設定し、3つの章立てで具体的施策を推進しました。

計画期間

平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）（5年間）

めざす姿

- 1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会
- 2 安心して子どもを産み育てることができる地域社会

基本的視点

- 1 子どもの視点に立った支援
- 2 すべての子どもや子育て家庭を支援
- 3 親育ちの過程を支援
- 4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
- 5 社会全体で支援

(2) 基本目標の達成状況

基本目標が達成できたかどうかを評価するため、2つの成果指標を設定しました。県民アンケート調査によると、子育てが楽しいと感じる県民の割合はほぼ横ばいですが、子どもが心豊かに育っているという県民の割合は全体的にみると減少傾向という結果です。

成果指標

1 子育てが楽しいと感じる県民の割合を高める

H27	H28	H29	H30	R1
87.5%	87.3%	86.4%	86.3%	86.0%

2 子どもが心豊かに育っていると思う県民の割合を高める

H27	H28	H29	H30	R1
61.1%	59.8%	62.3%	59.8%	45.2%

※1の指標について

県民アンケートにおいて、「現在、中学生以下のお子様がいいらっしゃる方にお尋ねします。あなたは、子育てが楽しいと感じることが多いですか、辛いと感じることが多いですか。」という問いに対する回答

※2の指標について

県民アンケートにおいて、「あなたは、お住まいの地域の子どもたち（高校生以下とします）が心豊かに育っていると思いますか。」という問いに対する回答

(3) 計画の実施状況

第1章

第1節

- 1 区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育

第2節

- 1 教育・保育施設の役割と連携の推進
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上
- 4 保育サービスの充実

【主な取組み】

- ・ 保育所等の施設整備、既存施設の利用定員等の増加に取り組みました。
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所等と、小学校、中学校連携の推進を図るため、幼・保等、小、中連携セミナー等を実施しました。
- ・ 保育士修学資金の貸付け、保育士再就職支援コーディネーターによるあっせん、保育士養成施設等への就職説明会を実施しました。
- ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園を利用する第3子以降の未就学児の保育料の無料化を行いました。

【成果と課題】

- ・ 待機児童数は大幅に減少しましたが、待機児童が発生している市町村をはじめ、引き続き受け皿の拡大支援が必要です。
- ・ 保育士数は増加しましたが、引き続き修学資金貸付等による新規人材の確保、処遇改善等による離職防止、潜在保育士の再就職支援に取り組む必要があります。
- ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成30年度（2018年度）から保育料無料化の対象を第3子以降の未就学児まで拡充し、新たに幼稚園も対象に追加しました。また、熊本市も補助対象としました。

【関連数値の状況】

No.	関連数値等	H27年度実績値	H30年度実績値
教育・保育関係			
1	特定教育・保育施設利用定員(次年度4月1日時点)	65,490人 (H28.4.1)	69,730人 (H31.4.1)
2	特定教育・保育施設利用児童数(次年度4月1日時点)	61,436人 (H28.4.1)	64,750人 (H31.4.1)
3	保育所等利用待機児童数(10月1日時点)	553人 (H27.10.1)	519人 (H30.10.1)
	保育所等利用待機児童数(次年度4月1日時点)	233人 (H28.4.1)	178人 (H31.4.1 速報値)
4	待機児童発生市町村数(10月1日時点)	14市町村 (H27.10.1)	10市町村 (H30.10.1)
	待機児童発生市町村数(次年度4月1日時点)	9市町村 (H28.4.1)	10市町村 (H31.4.1 速報値)
5	保育所数(次年度4月1日時点)	563箇所 (H28.4.1)	508箇所 (H31.4.1)
6	幼稚園数(次年度4月1日時点)	85箇所 (H28.4.1)	66箇所 (H31.4.1)
7	認定こども園数(次年度4月1日時点)	88箇所 (H28.4.1)	148箇所 (H31.4.1)
8	地域型保育事業所数(次年度4月1日時点)	82箇所 (H28.4.1)	108箇所 (H31.4.1)
No.	関連数値等	H27年度実績値	H30年度実績値
教育・保育者等の確保及び資質向上の取組み関係			
1	保育所等保育士数(県内)(10月1日時点) 社会福祉施設等調査	9,047人	未発表
2	保育士の新規登録者数(県内)	914人	872人
3	保育士の平均的な賃金(県内) 賃金構造基本統計調査	3,020千円	3,480千円
4	子育て支援員研修受講者数(家庭的保育者等研修を含む。)	40人	93人
5	放課後児童支援員の認定資格取得者数	341人	331人

第2章

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 4 障がい児施策の充実等
- 5 子どもの貧困対策の推進

【主な取組み】

- ・「家庭から暴力をなくすキャンペーン」等の開催や「地域見守り支援事業」の実施により児童虐待防止に関する啓発を行いました。
- ・里親制度に関する効果的な啓発のため、NPO法人と連携し、里親出前講座、里親サロン等を実施しました。
- ・熊本県母子家庭等就業・自立支援センターにおける資格取得のための講習会をとおして、ひとり親等の就労を支援しました。

- ・発達障がい支援センターで相談支援や普及啓発事業を実施し、発達障がいのある子ども等のライフステージに沿った総合的な支援を実施しました。
- ・生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもに対して、塾形式による学習支援や家庭訪問による生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行い、子ども及び世帯の自立を支援しました。

【成果と課題】

- ・市町村における要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた体制整備の支援が必要です。
- ・里親登録数・委託率増加を図る必要があります。
- ・ひとり親家庭等を取り巻く雇用環境は依然として厳しい中、個々に応じた就業相談、就業支援講習会の実施や関係機関と連携した就業情報の提供等、一体的な支援を行うことが必要な状況です。
- ・発達障がい児の早期発見・療育等につなげる体制整備が必要です。
- ・子どもの貧困対策については、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を行っていくことが必要です。

【数値目標等の状況】

No.	指標	目標値 (H31)	プラン策定時 (H25年度実績値)	H30年度 実績値
1	死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数	0件	0件	0件
2	里親委託率	15.5%	9.2%	12.7%
3	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金による訓練修了率	100%	88%	100%
4	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施市町村数	18市町村	12市町村	13市町村
5	ひとり親家庭応援の塾登録箇所数・生徒数	200箇所 1,200人	107箇所 1,071人	97箇所 703人
6	訪問系サービス年間利用延べ時間	716,520時間	506,066時間	586,831時間
7	高等学校において、学校が把握する発達障がいの診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画の作成率	60% (H30)	23.9% (H24)	77.3%
8	地域の学習教室開催箇所数・生徒数	40箇所 120人	23箇所 84人	139箇所 759人

第3章

- 1 次世代育成に向けた意識づくり
- 2 地域における子育ての支援
- 3 家庭の教育力の向上
- 4 母子保健の充実
- 5 仕事と生活の調和の推進
- 6 総合的な放課後児童対策の推進

【主な取り組み】

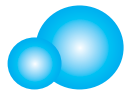
- ・子育て応援の店について、「全国共通展開パスポート一覧」を登録企業に配布しました。
- ・「地域の縁がわ」の普及・推進に取り組みました。
- ・「親の学び」講座を実施し、家庭教育支援につながりました。
- ・高等学校を中心に思春期保健教育講演会を開催しました。
- ・女性経営参画塾を実施しました。
- ・放課後児童支援員認定資格研修を開催しました。

【成果と課題】

- ・子育て応援の店については、チラシ等で県民に周知を行いましたが、更に制度の浸透を図るため、今後も継続して周知を行う必要があります。
- ・「地域の縁がわ」は、目標の500箇所に対し、平成30年度（2018年度）までに559箇所設置することができました。
- ・「親の学び」講座について、就学前の各団体への家庭教育の重要性を啓発し、ニーズに応じた講座を行う必要があります。
- ・思春期保健教育講演会等により啓発した結果、10代の人工妊娠中絶実施率や性感染症患者数は減少傾向にありますが、今後も継続して啓発を続ける必要があります。
- ・女性経営参画塾の実施によりキャリアアップした人材が生まれました。今後も継続的に取り組みを強化する必要があります。
- ・放課後児童支援員認定資格研修を県内4箇所で開催しました。平成30年度（2018年度）においては、331人が修了しました（平成27年度（2015年度）からの累計1,237人修了）。

【数値目標等の状況】

No.	指 標	目 標 値 (H31)	プ ラ ン 策 定 時 (H25年度実績値)	H30年度 実績値
1	くまもと子育て応援の店・企業登録件数	3,200件 (H27)	2,773件	3,235件
2	固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	持続的に増加させる	68.9%	75.7%
3	地域の縁がわ箇所数(登録数)	500箇所 (H27)	443箇所	559箇所
4	ボランティアチームの派遣者数	500人	396人	152人
5	「親の学び」講座の講座数、参加者数	1,500箇所 50,000人	960箇所 38,408人	2,582箇所 89,805人
6	夜10時までに就寝する子ども(3歳児から小3)の割合	77% (H31)	71.4%	74.2%
7	妊娠満11週以内の妊娠届出率	増加	90.6% (H24)	93.9% (H29)
8	極低出生体重児出生率	減少	9.5‰	8.6‰ (H29)
9	妊娠中の喫煙率	0%	3.9% (H24)	2.7% (H29)
10	家庭内における不慮の事故による死亡数(0～4歳)	0人	4人 (H24)	4人 (H29)
11	10代の人工妊娠中絶実施率	減少	8.0‰	6.0‰ (H29)
12	10代の性感染症患者数	減少	161人	66人
13	小・中・高校生に対する性と生にまつわる健康教育の開催回数	増加	41回	41回
14	育児休業の取得率(男性)	12.0%	2.2%	5.7%
15	民間企業における管理職(係長以上)に占める女性の割合	30.0%	23.5%	21.9%
16	ワーク・ライフ・バランスの認知度	70.0%	42.2%	54.4%



第2章 基本方向

めざす姿と基本的視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。熊本の次代を担う「肥後っ子」が、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して心豊かに育っていくことは、私たち熊本県民すべての願いです。

その実現のために、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民全体で子どもの育ちを支えていくことが必要です。

また、子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことも必要です。

こうしたことを踏まえ、県では、県民一人一人がゆとりを感じ、安心して、かつ、安全に子どもを生み育て、その結果としてすべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本を実現するために、子どもたちが愛情あふれる家庭や温かな地域社会で生まれる環境づくり等、子どもに係る施策に取り組んでいきます。

そこで、本計画では、めざす姿を次のように設定します。



1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会

熊本の、更には日本の将来を担う子どもたちが、健やかに育ち、豊かなこころを形成していくことを目指します。

また、すべての子どもを権利の主体として位置づけ、「児童の権利に関する条約」でもうたわれている「子どもの最善の利益」が尊重されるとともに、「子どもの意見表明権」が尊重され、生き生きと輝きに満ちた子どもたちが育つことができる地域社会を目指します。

2 安心して安全に子どもを生み育てることができる地域社会

未来に希望が持てる社会であるためには、次代の社会を担う子どもたちを安心して、かつ、安全に生み育て、家庭を築くことに希望が持てる社会であることが必要です。

そのために、すべての子どもと子育て家庭を地域や企業を含めた社会全体で協力して支え合うことで、子育て家庭の仕事と生活の調和が図られ、子どもを生み育てたくなる、子育てが楽しいと感じられる、そして子育てしながら親も成長していく、そのような地域社会を目指します。



基本的視点

これら2つのめざす姿の達成のために、県は次のような視点から各施策に取り組んでいきます。

視点1 子どもの幸せを支援する

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの人権を尊重し、一人一人の子どもの多様な価値観や個性を認めるなど、子どもの幸せを第一に考え、子どもの生存と発達が保障される良質、適切、公平な支援を行います。

視点2 すべての子どもや子育て家庭を支援する

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや家庭を対象に一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するための支援に取り組めます。

視点3 親育ちの過程を支援する

悩みや不安を抱えながら子育てを行っている親自身は、周囲の様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していきます。その親の育ちの過程を支援していきます。

視点4 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する

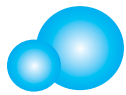
結婚や妊娠・出産はあくまでも個人の自由な選択や決定に基づくものですが、家族や子どもを持つことを望む人の希望を叶え、将来への不安などを抱えることなく、安心して結婚し子どもを生み育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産から育児の連続した支援を行います。

視点5 社会全体で子育ち・子育てを応援する

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子育ち・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、相互に連携・協働し、それぞれの立場から実情に応じた取組みを推進し、社会全体で子育ち・子育てを応援します。

具体的施策の展開

- 第1章 教育・保育等の推進
- 第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等
- 第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策



第1章 教育・保育等の推進

基本的な考え方

核家族化や女性の就労が一般的になり、保育のニーズが高まっています。これらを背景に、県内でも、少子化により就学前児童数は減少しているものの、保育所等に入所する児童や入所を希望する児童数は増加しています。このような状況の中、保育所等への入所ができない待機児童は、広域利用調整・保育所等の新設・保育士の確保等の取組みにより大幅に減少しましたが、依然として熊本市近郊の市町を中心に発生している状況です。

一方で、人口減少と高齢化が進行する中、過疎地域を中心に、少子化により、保育所や幼稚園の定員割れが発生するなど、今後、施設の運営維持が困難となってくることが懸念されています。

市町村においては、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供確保の内容、その実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）を作成し、その計画をもとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとされています。

県では、市町村計画を踏まえて「県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を作成し、この県計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるとともに、地域の実情に応じ、安定的かつ計画的に提供体制を確保できるよう、保育教諭³、幼稚園教諭や保育士等の人材確保や資質の向上のための支援等を行います。

■県内の特定教育・保育施設⁴への入所状況（各年度4月1日現在）

	H27	H28	H29	H30	H31
施設数	694	765	774	801	807
定員数	61,246人	65,490人	66,649人	68,782人	69,730人
入所児童数	58,204人	61,436人	62,767人	63,810人	64,750人
定員充足率	95.0%	93.8%	94.2%	92.8%	92.9%

■県内の保育所等利用待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

	H27	H28	H29	H30	H31
待機児童数	659人	233人	275人	182人	178人

³ 【保育教諭】認定こども園法第14条において幼保連携型認定こども園に配置するよう定められている、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ者

⁴ 【特定教育・保育施設】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

第1節 区域の設定と量の見通し

1 区域の設定

(1) 基本的な考え方

県が定める区域は、県が認可、認定を行う際の需給調整の判断基準になることから、各市町村計画において設定される区域と同一とします。

【理由】

- ・認可・認定は県（熊本市）が行いますが、各市町村が行う確認と整合性を保つ必要があるため、区域は市町村計画と合わせることが望ましいこと。
- ・広域利用の実態をみると、県が新たに区域設定をする必要はなく、各市町村計画の需給見通しに反映されていること。
- ・地域子ども・子育て支援事業の区域についても、別の区域を定める特段の理由がないこと。

なお、今後、計画に沿って質の高い教育・保育を推進する中で、需要と供給の変化等により広域的な観点から調整の必要が生じた場合は、県が県内市町村や県境市町村間の調整を行います。

(2) 設定区域

基本的には1市町村1区域としますが、次の3市町については、市町村計画に合わせて1つの市町村で複数の区域を設定します。

【熊本市】1号認定 8区域、2・3号認定 27区域

【天草市】1・2・3号認定 3区域

【菊陽町】1号認定 1区域、2・3号認定 2区域

【認定区分】

■1号認定

3～5歳で、幼児期の学校教育を必要とする子(幼稚園、認定こども園)

■2号認定

3～5歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園)

■3号認定

0～2歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園、地域型保育事業)

熊本市、天草市、菊陽町の詳細な設定区域は以下のとおりです。

市町村	認定区分（区域名）		区域区分（小学校区）
熊本市	1号 (中央A)	2・3号(中央①)	壺川、城東、慶徳、一新、五福
		2・3号(中央②)	向山、本荘、春竹
		2・3号(中央③)	碩台、黒髪
	1号 (中央B)	2・3号(中央④)	白川、大江、白山
		2・3号(中央⑤)	出水、出水南、砂取
		2・3号(中央⑥)	託麻原、帯山、帯山西
	1号 (東A)	2・3号(東②)	西原、託麻西、月出
		2・3号(東③)	託麻東、託麻北、託麻南、長嶺
	1号 (東B)	2・3号(東①)	尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内
		2・3号(東④)	画図、健軍、泉ヶ丘
		2・3号(東⑤)	秋津、若葉、桜木、桜木東
	1号 (西)	2・3号(西①)	高橋、池上、城山
		2・3号(西②)	城西、花園、池田
		2・3号(西③)	古町、春日、白坪
		2・3号(西④)	芳野、河内
		2・3号(西⑤)	松尾東、松尾西、松尾北、小島、中島
	1号 (南)	2・3号(南①)	富合
		2・3号(南②)	御幸、田迎、田迎南、日吉、日吉東、田迎西
		2・3号(南③)	力合、城南、川尻、力合西
		2・3号(南④)	飽田東、飽田南、飽田西
		2・3号(南⑤)	中緑、銭塘、奥古閑、川口
		2・3号(南⑥)	杉上、隈庄、豊田
	1号 (北A)	2・3号(北①)	植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底
		2・3号(北②)	川上、西里、北部東
		2・3号(北③)	清水、高平台
	1号 (北B)	2・3号(北④)	城北、麻生田、楠、楡木
		2・3号(北⑤)	龍田、武蔵、弓削
計	8区域	27区域	

- ・介護保険計画における「日常生活圏域」を参考に2、3号認定の区域を27区域に設定。
- ・1号認定については、上記の圏域における保育所の平均サービス利用率と同等以上とし、更に幼稚園が偏在しないような区域とするため8区域に設定。

市町村名	認定区分（区域名）	区域区分（旧市町）
天草市	1・2・3号（東部）	本渡上島、有明、栖本、倉岳、御所浦
	1・2・3号（中央）	本渡下島、五和、新和
	1・2・3号（西部）	牛深、天草、河浦
計	3区域	

- ・現在の天草市の教育・保育の提供状況や地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、居宅から容易に移動することが可能となるよう3区域を設定。

市町村名	認定区分（区域名）		区域区分（中学校区）
菊陽町	1号 （全域）	2・3号	菊陽
		2・3号	武蔵ヶ丘
計	1区域	2区域	

- ・1号認定については、町内全体で供給体制が十分に整っていないため、広域利用も視野に入れながら、町全域で1区域として設定。
- ・2、3号認定については、需要超過の状態であるが、今後、小学校就学前児童が減少すること、保育二一ズの地域差を踏まえ、中学校校区単位の2区域として設定。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 県計画における教育・保育の量の見込み及び確保方策

① 基本的な考え方

各年度の県が定める設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策については、各市町村におけるニーズ調査の結果に基づき、市町村子ども・子育て会議で検討された数字を積み上げています。

また、国の基本指針においても、県が定める教育・保育の量及び確保方策は、市町村計画の積上げが基本とされています。

② 県区域における教育・保育の量の見込み及び確保方策

設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策の県全体の見通しは、以下のとおりになります。

設定区域ごとの詳細については、P89 以降の「県が定める設定区域におけるニーズ及び確保量」に掲載しています。

【県全体の見通し】

令和2年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	11,905	33,350	26,661
合計	71,916		

確保方策	幼稚園	7,914		
	認定こども園(幼稚園部分)	7,807		
	認定こども園(保育所部分)		8,959	6,460
	保育所		23,981	17,636
	地域型保育事業			1,719
	企業主導型(地域枠分)		68	236
	小計	15,721	33,008	26,051
合計	74,780			
確保方策一量の見込み	3,816	▲ 342	▲ 610	
合計	2,864			

令和3年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	11,781	33,132	26,703
合計	71,616		

確保方策	幼稚園	7,855		
	認定こども園(幼稚園部分)	8,004		
	認定こども園(保育所部分)		10,070	7,250
	保育所		22,982	16,983
	地域型保育事業			1,776
	企業主導型(地域枠分)		68	245
	小計	15,859	33,120	26,254
合計	75,233			
確保方策一量の見込み	4,078	▲ 12	▲ 449	
合計	3,617			

【認定区分】

■1号認定

3～5歳で、幼児期の学校教育を必要とする子(幼稚園、認定こども園)

■2号認定

3～5歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園)

■3号認定

0～2歳で、保育を必要とする子(保育所、認定こども園、地域型保育事業)

令和4年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	11,524	32,385	26,814
合計	70,723		

確保 方 策	幼稚園	7,715		
	認定こども園(幼稚園部分)	8,079		
	認定こども園(保育所部分)		10,175	7,303
	保育所		23,019	17,098
	地域型保育事業			1,788
	企業主導型(地域枠分)		68	245
	小計	15,794	33,262	26,434
合計	75,490			
確保方策一量の見込み	4,270	877	▲ 380	
合計	4,767			

令和5年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	11,374	31,958	26,393
合計	69,725		

確保 方 策	幼稚園	7,635		
	認定こども園(幼稚園部分)	8,064		
	認定こども園(保育所部分)		10,165	7,313
	保育所		23,054	17,127
	地域型保育事業			1,788
	企業主導型(地域枠分)		68	245
	小計	15,699	33,287	26,473
合計	75,459			
確保方策一量の見込み	4,325	1,329	80	
合計	5,734			

令和6年度			
	1号	2号	3号
量の見込み	11,216	31,450	25,966
合計	68,632		

確保 方 策	幼稚園	7,635		
	認定こども園(幼稚園部分)	8,164		
	認定こども園(保育所部分)		10,195	7,343
	保育所		23,040	17,134
	地域型保育事業			1,788
	企業主導型(地域枠分)		68	245
	小計	15,799	33,303	26,510
合計	75,612			
確保方策一量の見込み	4,583	1,853	544	
合計	6,980			

※ 上記の数については、市町村計画を基に県計画として作成したものです。詳細については、P89以降に記載しています。

また、2号認定の「量の見込み」及び1号認定の「確保方策」には、2号認定のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」の数を含んでいます。

(2) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

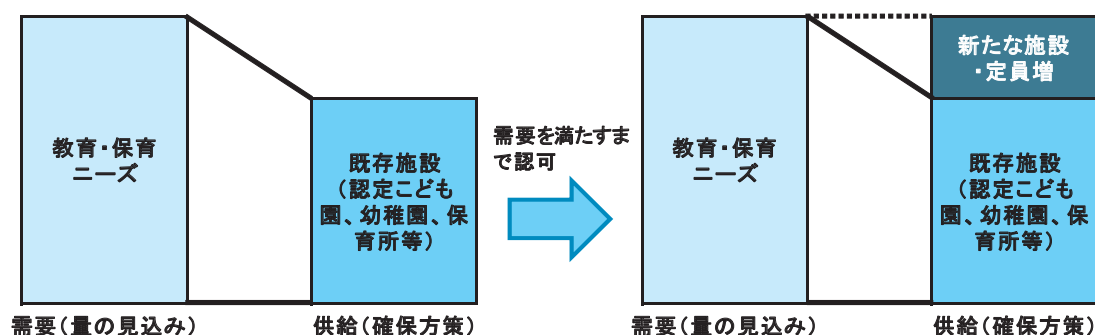
① 基本的な考え方

各市町村が定める設定区域ごとの需要(量の見込み)が、供給(確保の状況)を上回った場合は、原則として認可・認定を行います。

また、逆に、需要(量の見込み)が供給(確保の状況)を下回る場合は、原則として認可・認定を行いません。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(基準を満たす場合)
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 原則認可・認定しない

【認可・認定のイメージ図】



② 県計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定申請に係る需給調整

県計画は、市町村子ども・子育て会議に諮ったうえで確保方策⁵が決定された市町村計画を積み上げて策定しており、計画外に認可・認定を行えば、市町村の計画的な施設整備に支障をきたす恐れがあります。

したがって、原則として認可・認定は計画に定められた確保方策に基づき行いますが、供給不足が拡大するなど状況の変化が生じている場合には、市町村と協議のうえ弾力的な対応を検討します。

(3) 認定こども園の普及に関する考え方

① 基本的な考え方

認定こども園は、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳以上の子どもを受け入れる施設です。満3歳以上の子どもについては、保護者が就労しているかどうかに関わらず受け入れることができ、保護者の就労状況や形態に関わらず、安定した教育・保育環境の提供が可能です。また、子育て支援事業を必ず行う必要があり、地域における子育て支援の拠点的な役割も担う施設です。したがって、認定こども園は本計画で定める基本的視点「1 子どもの幸せを支援する」、「2 すべての子どもや子育て家庭を支援する」に合致しています。

認定こども園については、認可・認定の考え方を前提に、市町村や事業者の意向を尊重しながら、可能な限り認可・認定を行います。

② 「県計画で定める数」について

認定こども園の設置に当たっては、(2)①に記載しているように、需要が供給を上回っており、設備や運営の基準等を満たす場合には、原則として認可・認定を行います。

しかし、需要が供給を下回っている区域においては、認可の根拠となる需要がないため、認可・認定を行うことができません。ただし、需要が供給を下回っている区域においても、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所は可能な限り認可・認定していくため、次のように「県計画で定める数」を設定します。

⁵ 【確保方策】 将来的な需要に対して、どのような手段で供給を行っていくかという対応策。

ア 視 点

- ・供給が需要を上回る地域においても、希望する幼稚園や保育所が認定こども園に移行できるようにすること。
- ・需給ギャップが拡大しないよう、必要最小限の数を設定すること。
- ・画一的ではなく、地域の実情に応じた対応を可能とすること。

イ 県計画で定める数

設定区域における直近の利用定員総数⁶等利用実態の範囲内で移行することとして、以下のとおり設定します。

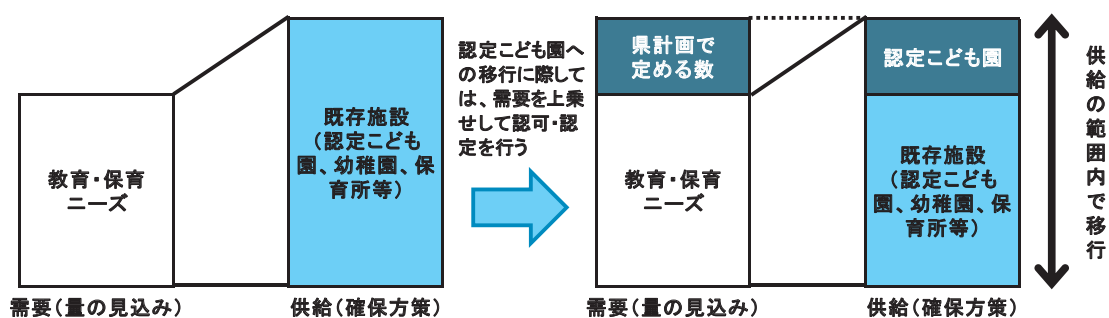
$$\text{県計画で定める数} = \text{区域の教育・保育の供給（確保方策）の総数} - \text{需要（量の見込み）の総数}$$

ウ 留意事項

認定こども園に移行する施設の定員の設定に当たっては、利用実態を踏まえたうえで需給バランスを考慮し、実態と大きくかけ離れた数とならないように検討を行います。

また、熊本市の全区域における県計画で定める数は、熊本市が幼保連携型認定こども園の認可権限を有していることから、熊本市計画で定める数をもって、県計画で定める数とします。

【認定こども園の認可・認定に係る需要と供給のイメージ図】



なお、実際の教育・保育のニーズや既存施設から認定こども園への移行状況を踏まえるとともに、設定区域ごとの需給ギャップも視野に入れ、実情に応じて見直していきます。

⁶ 【利用定員総数】市町村が定める認定区分（1号、2号、3号）毎の利用定員の総数

第2節 県の支援等の取組み

1 教育・保育施設の役割と連携の推進

(1) 教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方

「子ども・子育て支援法」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいのが特徴です。また、近年の国際化の進展に伴い、言語や文化の異なるいわゆる外国につながる幼児⁷が増加しています。

それぞれ異なる状況の保護者と一緒に子育てを行うことで、乳幼児の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援していくことが、教育・保育に求められる役割です。

県では、このような教育・保育を実施する施設を身近な地域で利用できるよう、市町村計画の円滑な推進を支援していきます。

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所等間の連携

平成29年(2017年)3月31日に初めて「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」が同時に告示(平成30年(2018年)4月1日適用)され、幼児教育において育みたい資質・能力が共通して示されたことにより、教育・保育内容について整合性が図られました。これをもとに、認定こども園、幼稚園、保育所等は、子どもたちがどの施設を利用しても、同様の質や内容の教育・保育の提供が受けられるように、互いの教育・保育内容を理解しながら連携を図ることが重要です。

県では、連携の意義や重要性を啓発するとともに、研修等をとおして、教育・保育の横のつながりができるような取組みを推進していきます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所には、地域の子ども・子育て支援について中核的な役割を担うことが期待されています。また、乳幼児期の子どたちは、生活や遊びの中で発達・成長するものであり、保育内容の連続性が求められます。

地域型保育事業については、原則として利用が満3歳未満に限定されているため、満3歳以上についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が相互に連携することが必要です。

県では、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携が可能となるよう、あっせん・調整の役割を担う市町村に対し、積極的な関与を促していきます。

⁷ 外国につながる幼児：海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など

(4) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校、中学校との連携・接続

認定こども園、幼稚園、保育所等では、幼児期の教育・保育から小学校、中学校、高等学校までの教育全体を見通した子どもたちの資質・能力の育成とともに、円滑な接続を図っていくことが重要です。

そのため、関係機関における連携・接続の意義や重要性の理解促進とその推進体制づくりに取り組む必要があります。

県では、幼・保等、小、中連携セミナーの開催、幼児と児童生徒の交流や保育教諭・幼稚園教諭・保育士等と小学校教員との意見交換会、合同研修の機会を設け、円滑な接続のためのカリキュラム（スタートカリキュラム）の共有を図るなど、連携・接続の取組みを推進します。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援

子育て家庭には、病児保育、一時預かり、延長保育等様々なニーズがあり、子育て支援メニューの充実や、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが求められています。

また、子育ての負担感や不安感が増大する中、保育所等において保護者が気軽に交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行う、子育て支援の拠点となる場の設置も求められています。

さらに、近年の国際化の進展に伴い、言語や文化の異なるいわゆる外国につながる幼児が増加しており、これまで以上に多様化するニーズに応えていくことも求められています。

そのような中、教育・保育施設及び在宅を含むすべての子どもと家庭を対象として、その多様なニーズに応えることができるよう、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ることを目的に、子ども・子育て支援法において、「地域子ども・子育て支援事業」が定められました。

この事業は、市町村が市町村計画に従って実施するものとされており、県は市町村が実施する各事業が円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等の支援を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の取組内容

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

近年の国際化の進展に伴い、生活者としての外国人に対する円滑なコミュニケーションを図るため、子育て支援サービスに対する多言語化も図られています。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設内のスペース、保育所、児童館等において、子育て中の親と子どもたちの交流を促進するためにその場を提供するとともに、子育てに関わる相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等を実施するものです。

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

原則として、生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものです。

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童」や「保護者に監護させることが適当でない児童」及び「出産後の養育について支援が必要と認められる特定妊婦」に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行うものです。

また、要保護児童対策地域協議会では、これらの訪問事業等で把握した要支援児童等や要保護児童に対する支援の内容を協議します。

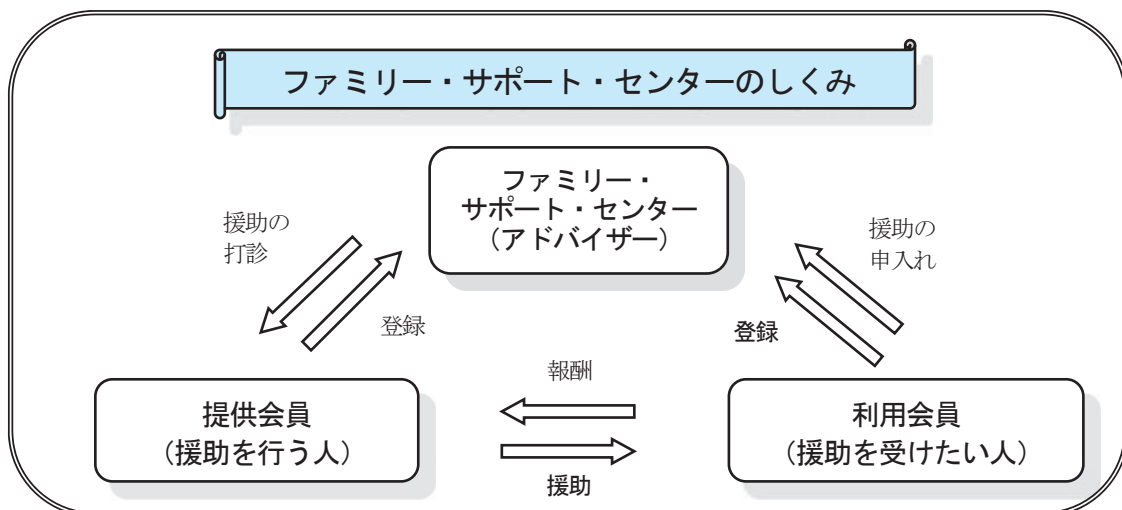
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者が疾病等の理由で家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に養育するものです。

また、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設等で生活指導、食事の提供等を行うものです。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子どもの一時預かりや保育施設までの送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者とが円滑に相互の援助活動が実施できるよう連絡・調整を行うものです。



⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うものです。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施するものです。

⑩ 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が病児を一時的に保育するものです。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間に家庭を不在にする小学生を対象に、授業終了後や長期休暇期間中、保育所をはじめ学校敷地内の専用施設や余裕教室等を利用し、放課後児童支援員を配置して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

（再掲）第3章6 総合的な放課後児童対策の推進（P86）

(3) 市町村における実施状況及び取組計画

「地域子ども・子育て支援事業」に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

実施事業	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
利用者支援事業	17	28	29	29	29	29
地域子育て支援拠点事業	41	42	42	43	43	43
乳児家庭全戸訪問事業	43	43	43	43	43	43
養育支援訪問事業	29	33	34	34	34	34
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	25	27	27	28	28	28
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	24	27	27	27	27	28
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	28	28	29	29	29	29
一時預かり事業	37	40	41	41	41	41
延長保育事業	42	43	43	43	43	43
病児保育事業	32	34	34	35	35	35
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	41	41	41	41	42	42

3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上

(1) 教育・保育に従事する者等の確保

① 教育・保育及び地域型保育を行う者の具体的な必要見込み数とその確保方策

ア 必要見込み数

本計画に基づき、教育・保育の提供体制を確保するために必要となる教育・保育の従事者数の見込みは、次のとおりです。

(ア) 配置基準に基づき最低基準を満たすための必要職員数

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,434	1,432	1,426	1,405	1,382
保育士	5,353	5,350	5,340	5,259	5,166
幼稚園教諭	329	326	319	315	309

※ 本計画の確保方策による利用者数と配置基準から必要数を算出

(イ) 本県の現在の配置水準を維持した場合の必要職員数

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭	1,898	1,896	1,888	1,860	1,830
保育士	7,113	7,109	7,095	6,988	6,864
幼稚園教諭	484	479	468	463	455

※厚生労働省のH29 社会福祉施設等調査及び文部科学省のH29 学校基本調査から、最低基準に対する実際の配置職員数の比率（幼保連携型認定こども園：約132%、保育所：約133%、幼稚園：約147%）を基に算出

イ 確保方策

今後も増加が見込まれる保育ニーズに応じた保育の受け皿整備及び保育の質の確保・向上のため、更なる保育人材の確保が必要です。

このため、引き続き「新規保育士の育成・就業支援」、「現任保育士の就業継続支援」、「潜在保育士の再就職支援」に市町村や保育団体、ハローワーク、県福祉人材・研修センター等と連携して取り組みます。

【新規保育士の育成・就業支援】

- ・ 保育士養成施設の学生に対し、資格取得後、5年間（従事地域により3年間）継続勤務することで返還免除となる条件を付した修学資金の貸付けを行います。
- ・ 保育士養成施設の学生等に対して、就職説明会を行います。
- ・ 県外からのUIJターンによる就業を促します。

【現任保育士の就業継続支援】

- ・ 保育補助者や保育支援者の雇上げに係る費用を助成し、保育士の業務負担を軽減するための職員体制の整備を支援します。
- ・ 保育現場において、多様化する課題への対応やリーダー的職員養成のための研修を行います。

【潜在保育士の再就職支援】

- ・ 保育士再就職支援コーディネーターを配置し、求人施設と求職者間の条件面の調整等を行います。
- ・ 潜在保育士に対し、職場復帰後、2年間継続勤務することで返還免除となる条件を付した再就職のための準備金及び保育料の一部貸付けを行います。

(2) 教育・保育に従事する者等の資質の向上

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化等により急激に変化しています。しかし、乳幼児期等は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに変わりはありません。

次世代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるために重要な役割を担っている教育・保育に従事する者のほか、幅広い子育て支援分野において人材を養成するため、幼児教育センター機能を拡充し、研修等の充実をとおして資質の向上を図ります。

① 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の研修

子どもの成長を促進する専門的な役割を期待されている保育教諭・幼稚園教諭・保育士等を対象として、専門的な研修や職能・経験年数等に応じた研修の充実を図ります。

また、保育教諭については、幼稚園教諭、保育士のいずれの業務についても行いうる資質と能力が必要とされているため、県や関係団体が行う保育士の研修、幼稚園教諭の研修のいずれにも参加できる体制づくりを行っていきます。

さらに、研修においては、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等がそれぞれ積み上げてきた経験をもとに情報や意見を交換し、学び合うことで交流を深め、相互理解の促進を図ります。また、こうした合同研修によって、十分な成果が得られるように、その具体的方法や内容について継続的に改善していきます。

ア 乳幼児期の特性を踏まえた教育・保育の推進

認定こども園、幼稚園、保育所等では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」が質の向上に多角度から挑んでいるということを理解することが大切です。研修会等の充実をとおして、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を確認しながら教育・保育を推進していきます。

イ 職能や経験年数に応じた研修

保育教諭、幼稚園教諭、保育士等は、就学前の教育に関わる今日的課題を的確に把

握し、その課題や社会状況の変化に対応するための資質の向上が必要です。保育教諭、幼稚園教諭、保育士等のキャリアアップや人材育成のため、園長等、教頭・主任等、中堅及び新規採用者を対象として、職能や経験年数に応じた研修を実施していきます。

ウ 園内研修の工夫改善

保育教諭、幼稚園教諭、保育士等は、日常的な自己研鑽とともに、専門的な知識とその理解、さらには問題解決能力を身に付けることが求められています。そして、その実現には、OJTを含む園内研修が重要な役割を果たします。

県は、園内研修の具体的な方法や内容について、個々の施設で工夫や改善ができるよう情報を提供し、そのための研修を実施します。また、県が作成した「園内研修ガイドブック」の活用等も推進していきます。

エ 幼児教育アドバイザーの派遣

教育・保育の充実のために、参観による指導方法や環境構成等の助言、保護者会での講話等に対する認定こども園・幼稚園・保育所等のニーズに応え、教育・保育内容や指導・援助方法の工夫改善を図るため、幼児教育アドバイザーを派遣します。

オ 基本的な生活習慣の育成の推進

基本的な生活習慣は、まずは家庭で育まれるものですが、個々の発達段階に応じて、認定こども園・幼稚園・保育所等・学校・地域等のあらゆる場で身に付けることが大切です。

基本的な生活習慣に関する子どもの育ちの状況についての調査とその結果に基づく研修会等を実施し、その確実な定着を図ります。

② 認可外保育施設の保育従事者に対する研修

認可外保育施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設ではありませんが、独自の保育方針や受入体制の柔軟さ等から利用されており、一部地域においては認可保育所に入所できなかった待機児童の受け皿となっている現状もあります。このため、認可外保育施設を利用している児童の安全確保等のためにも、保育従事者の資質向上が求められています。

こうしたことから、認可外保育施設の保育従事者についても、県が行う研修への参加を呼びかけていきます。

③ 放課後児童支援員の認定資格研修等の実施

国の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に基づき、放課後児童支援員に対して、「認定資格研修」を実施します。

（再掲）第3章6 総合的な放課後児童対策の推進③-3（P87）

④ 子育て支援員の研修

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び一時預かり等の拡充に伴い、これらの

担い手となる人材の確保が必要となります。

このため、育児経験や職業経験等の多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心があつて、従事することを希望する人に対し、「子育て支援員研修」を実施します。

4 教育・保育サービスの充実

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施

若い世代が理想の子ども数を持たない最大の理由として、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」を挙げており、「子育て」に係る負担を軽減する措置を講じることは、重要な少子化対策の一つです。

また、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは、極めて重要です。

こうした背景を踏まえ、令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。これによって、認定こども園、幼稚園等を利用する3歳から5歳のすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの保育料が無料となりました。

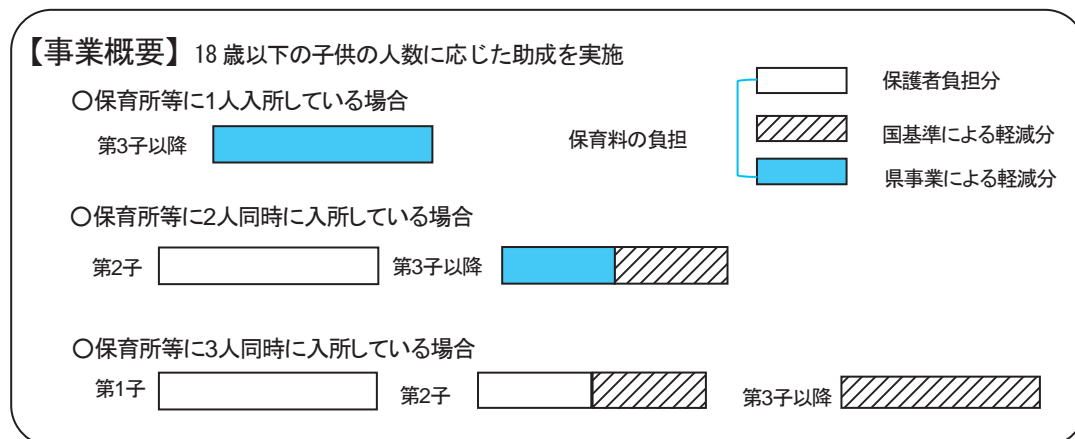
また、無償化の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等を図るため、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことで、特定教育・保育施設ではない特定子ども・子育て支援施設等⁸を利用する子どもについても同様に無償化の対象となりました。

県では、「子育てのための施設等利用給付」が円滑に実施されるよう、市町村と連携・協力し、特定子ども・子育て支援施設等の所在や運営状況、監査状況等の情報共有を行うほか、認可外保育施設の指導監査への同行等に取り組みます。

(2) 多子世帯への保育料軽減措置の実施

子育て家庭が子育て支援に期待することとしては、経済的負担の軽減が最も高くなっており、保護者の経済的な負担を軽減することは、少子化対策の推進につながります。

県では、幼児教育・保育の無償化後も、無償化の対象とならない住民税非課税世帯以外の0歳から2歳の子どもについて、第3子以降の保育所等の保育料を無料化又は軽減する市町村に対し助成を行っています。



⁸ 【特定子ども・子育て支援施設等】 子ども・子育て支援法第7条第10項に定められている幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等で同法第58の2に基づく市町村の確認を受けたもの

(3) 教育・保育施設の情報の公表について

① 基本的な考え方

教育・保育を提供する施設等に関する情報を公表することは、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくために必要です。

また、小学校就学前の子どもを持つ保護者が、適切かつ円滑に教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保できるよう、教育・保育を提供する施設等は、必要な情報を県に報告しなければなりません。

県は、保護者が施設等を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告された内容を、県ホームページで公表します。

② 情報公開の具体的内容

- ・施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、代表者の氏名等）
- ・施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名等）
- ・従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数等）
- ・教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、設備等）
- ・利用料等に関する事項 等

(4) 認定こども園・幼稚園・保育所等の評価実施

① 幼保連携型認定こども園について

幼保連携型認定こども園は、教育・保育等の内容についての自己評価を行い、結果を公表するものとされています。また、関係者評価や外部評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされています。

県においても、幼保連携型認定こども園が小学校就学前の教育・保育を一体的に提供できる施設であるという認識のもと、各種評価の実施や結果の公表を促進するよう、指導監査の機会等を通じて働きかけていきます。

② 幼稚園、幼稚園型認定こども園について

幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、教育・保育内容についての自己評価を行い、結果を公表するものとされています。また、関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされています。

県としては、各種評価の実施や結果の公表を促進するよう、指導監査の機会等を通じて働きかけていきます。

③ 保育所、保育所型認定こども園について

保育を必要とする子どもが最も長い時間を過ごすのは保育所です。保育所が子どもにとって過ごしやすい場所であること、保護者にとっても信頼できる施設であること、職員にとっても働きやすい職場であることが必要です。

そのためにも、県としては、保育所及び保育所型認定こども園の教育・保育内容についての自己評価の実施及び結果の公表を促すとともに、より客観的に保育の質を評価するために、外部評価の受審及び結果の公表を働きかけていきます。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審促進

保育所及び幼保連携型認定こども園における教育・保育サービスの質の向上に取り組むとともに、その評価結果等が公表されることにより、保護者等の適切なサービス選択に役立つための情報となるよう、福祉サービス第三者評価制度の普及を図り、その受審と評価結果の活用を働きかけます。

この福祉サービス第三者評価を受審した保育所又は幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人については、運営等に大きな問題がない場合は、社会福祉法人の実地監査の周期を4年に1回とすることができるため、併せてその周知を図ります。

(6) 地域とともにある認定こども園、幼稚園、保育所等づくり

認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育は、その特性を踏まえ、地域性や生活条件等の環境と関わりながら行うものであることを基本とし、子どもの生活全体が豊かなものとなるよう努めなければなりません。

地域には、その歴史や文化、生活環境等を背景にそれぞれの特色を有しています。そのため、園を取り巻く地域社会の実態を把握し、多様な生活形態の保護者がいることにも配慮しながら、教育・保育について情報を積極的に発信し、理解を得ることが求められます。また、市町村や地域の関係機関等と積極的な連携及び協働を図る必要があります。

県では、園内外の様々な人的、物的環境を生かし、組織的かつ計画的に教育・保育活動の質の向上が図られるような取組みを推進していきます。



(平成15年3月策定) (平成23年3月策定) (平成29年1月策定)

発展的に一体化しました

これまで県教育委員会が中心となって、就学前の教育・保育の充実・振興を図るため、平成15年から「肥後っ子かがやきプラン」「肥後っ子かがやきプラン改定版」「新肥後っ子かがやきプラン」を策定しています。これは、就学前に教育・保育に携わる関係者の「就学前の子どもたちの目指す姿を共有しながら同じ方向性で取り組んでいきたい」という強い思いと願いからです。

令和2年度から「第2期くまもと子ども・子育てプラン」の中に発展的に一体化し、就学前の教育・保育の内容の更なる充実を目指します。

今後も、県・市町村をはじめとした関係機関等と連携し、子どもたちが、夢の実現に向かって力強く生きていくための環境づくりを推進します。

公私・施設類型に関係なく県全体で就学前の教育・保育の質の向上を図っていく必要性

「肥後っ子かがやきプラン」において教育・保育環境の充実を図ってきた内容が「第2期くまもと子ども・子育てプラン」に加わりました。

「第2期くまもと子ども・子育てプラン」の「具体的施策の展開」

第1章 教育・保育等の推進 第2節 県の支援等の取組み

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 教育・保育施設の役割と連携の推進 | (2) 認定こども園、幼稚園、保育所等間の連携
(4) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校、中学校との連携・接続 |
| 3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上 | (2) 教育・保育に従事する者等の資質の向上
①保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の研修
ア 乳幼児期の特性を踏まえた教育・保育の推進
イ 職能や経験年数に応じた研修
ウ 園内研修の工夫改善
エ 幼児教育アドバイザーの派遣 |
| 4 教育・保育サービスの充実 | (6) 地域とともにある認定こども園、幼稚園、保育所等づくり |

県及び県教育委員会では、教育・保育に従事する者等の資質の向上を図るため、園内外における研修の取組みを推進し、教育・保育の充実を図っています。

幼稚園等新規採用教員・保育士研修や園長研修等の職能や経験年数に応じた研修を実施しています。講話や演習、各園での取組みの話し合い等、子どもたちのよりよい成長へ向けた改善策を見出しています。就学前の教育と小学校教育の連携・接続の大切さについても研修を推進しています。また、幼児教育アドバイザーが認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等を巡回し、教育・保育内容についての助言、基本的な生活習慣の育成や小学校との接続について講話を行っています。園内研修の充実を図るため、園内研修ガイドブックの活用も推進しています。





第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等

1 児童虐待防止対策の充実

現状・課題

① 児童虐待防止のために、社会全体での子育て支援が必要

児童虐待が起こる背景としては、経済的な問題や複雑な家庭環境、地域のつながりの希薄化等、子育てを取り巻く状況が大きく変化していることが挙げられます。

こうしたことから、児童虐待を防止していくためには、社会全体で子育てを支援していく必要があります。

(参考)

◎ 児童虐待相談対応件数が増加

本県の児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加しており、児童虐待防止に向けて、これを更に充実することが望まれます。

【児童虐待相談対応件数の推移】

(単位：件)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
熊本県	298	287	320	391	354	663	708
全国	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	55,919
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
熊本県	663	597	931	1,090	1,090	1,248	1,532
全国	66,701	73,765	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

具体的施策

①-1 児童虐待に対する県民意識の啓発と醸成

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。県としては、ホームページ、ラジオ等の県政広報番組等の媒体を活用して、児童虐待についての理解や通告義務の周知を図るとともに、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に関係機関と連携したシンポジウムやキャンペーン等を開催し、児童虐待の防止に向けた啓発と機運の醸成を図ります。

①-2 人材育成及び市町村への支援

子ども相談員、主任児童委員、保育士等を対象とした研修会の開催等によって地域の人材を育成するとともに、児童虐待の未然防止につなげる「乳児家庭全戸訪問事業

（こんにちは赤ちゃん事業）」を継続して実施するとともに「養育支援訪問事業」の実施市町村の拡大を図るなど、市町村への支援を行います。

また、市町村子ども家庭総合支援拠点が設置されていない市町村に対しては、研修会の開催や先進的な事例の提供等、設置を促進するために支援を行います。

①-3 関係機関のネットワーク強化

地域住民に最も身近な市町村において、要保護児童の早期発見や適切な保護等を行うことを目的に設置されている「市町村要保護児童対策地域協議会⁹」が十分に機能するよう、研修等の充実を図ります。併せて、児童虐待の未然防止・早期発見に向け、地域全体で子どもを見守る体制を充実させるため、県、市町村、児童相談所、県警察本部、教育委員会、学校等関係機関による連携を更に強化します。

①-4 児童相談所の体制の充実及び専門性の強化

児童相談所は児童虐待対応の中核を担う機関であることに鑑み、県としては、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（H30（2018）.12.18）」に基づいて、児童福祉司等専門職の増員に向け、迅速に取組みを進めます。また、児童相談所の機能を充実強化するために、児童福祉司の指導を行うスーパーバイザーの育成等を行います。こうした対応によって、専門職の更なる人材育成が可能になるとともに、虐待発生時の迅速な対応から子どもの自立支援に至るまで切れ目のない支援や児童虐待の再発防止に向けたペアレントトレーニング等の保護者支援ができる体制の構築を図ります。

①-5 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

もとより、児童虐待による死亡事例等の重大事態はあってはならないことです。それにもかかわらず、重大かつ深刻な事例が発生した場合は、外部有識者による検証委員会等により適切な検証を行うとともに、再発防止に向けた実効性のある取組みを進めます。また、市町村による検証が行われる場合には、より客観的かつ専門的な検証を可能にするために必要な支援を行います。

数値目標

項目	現状（H30）	目標値（R6）	目標設定の考え方
死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数	0	0	虐待による死亡又は重篤なケースが起きないように、児童虐待の予防、早期発見等を図る

⁹ 【市町村要保護児童対策地域協議会】要保護児童及びその家庭について、児童福祉の関係者間で情報の交換と支援の協議を行う組織。

2 社会的養護体制の充実

現状・課題

① 家庭的な環境で児童の養育を進めていくことが求められている

家庭的養育の推進については、「児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要」という考え方のもと、原則として家庭養育（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、可能な限り良好な家庭的環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが求められています。

本県においても、家庭養育優先の原則に沿って、「施設から里親へ」という理念を踏まえ、里親への積極的な委託を推進するための取組みの強化が必要です。

（参考）

◎ 社会的養育の役割と方向性

平成28年（2016年）6月の改正児童福祉法において、「子どもが権利の主体であること」、「家庭養育を優先する」原則が明確化されました。

平成29年（2017年）8月2日に、新たな社会的養育の在り方に関する検討会から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援等を盛り込んだ都道府県計画の見直しが求められました。

「都道府県社会的養育推進計画策定要領（平成30年（2018年）7月6日・厚労省通知）」に基づき、各都道府県において、令和元年度（2019年度）末までに、地域の実情を踏まえた推進計画を策定することになっています。

具体的施策

①-1 家庭的養育の推進

社会的養育における施設9割、里親等1割の現状を踏まえ、家庭養育優先の原則に沿った「施設から里親へ」の理念に基づいた里親への委託を積極的に推進します。令和2年度（2020年）から令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間として、本県における家庭的養育を推進するための「熊本県社会的養育推進計画」を策定し、その実現に向け、家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、市町村の子ども家庭支援体制構築等の取組みを進めていきます。

①-2 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

社会的養育が必要とされる子どもについては、虐待等により、愛着形成の課題や心の傷を抱えている子どもも多く、発達障がいや知的障がいを有する場合もあることから、

より専門的なケアが可能となるよう、施設の高機能化が求められています。

このことから、心理療法担当職員、基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員の充実と資質向上を図ります。

①-3 自立支援の充実

社会的養護が真にその求められる機能を発揮するためには、児童養護施設や里親のもとで育った子どもが、可能な限り、その後の社会生活においてスムーズに自立していける支援が必要です。

このことから、大学や専門学校等への進学のための費用を支援するとともに、退所後の自立に向けた支援がより受けやすくなるよう、20歳に達するまでの措置延長制度を積極的に活用します。また、施設退所後の生活不安等に対応するアフターケア機能の充実を図ります。

①-4 家族支援及び地域支援の充実

児童養護施設等で生活している子どもの親子関係の再構築や地域の里親支援の観点から、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を高め、地域の社会的養護の拠点として、家族及び地域の里親への支援の充実を図っていくことが必要です。

このことから、各施設の家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員の充実と専門性の向上を図ります。

①-5 子どもの権利擁護の推進

児童養護施設等で生活する子どもの権利擁護の強化を図るとともに、被措置児童等に対する虐待が起きないように、施設はもとより児童相談所等の関係機関が連携して、職員の資質向上や援助技術の向上を図ります。

また、施設自らがケアの質の向上を図る取組みとして、義務化された福祉サービス第三者評価の積極的な受審と評価結果の活用を働きかけます。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
里親委託率	12.8%	26.9%	熊本県社会的養育推進計画の目標値

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状・課題

① 安定的な雇用と収入を確保するための就業相談や資格取得の支援が必要

ひとり親家庭等は、仕事と家庭の両立に困難を抱えている場合が多く、特に母子世帯における母親の就業率は88.6%と高い一方で、正規社員は4割にとどまっています。こうしたことから、より安定した就業を実現するため、就業相談や資格取得の支援等が必要です。

② 仕事と子育てを両立するための支援が必要

生活費の確保に加え、子どもの養育、家事負担等、仕事と子育ての両立に不安・困難を抱えている世帯が多い現状を踏まえ、安定的な就業を実現するために、保育サービスの確実な提供、地域における子育てや日常生活の支援が必要です。

③ 孤立化の防止と社会的理解の促進が必要

ひとり親家庭等は、地域の中で孤立していることも少なくありません。これに対応するため、利用しやすい相談窓口や方法を整備するとともに、相互交流の促進等による精神的な負担の緩和を図るなど、社会全体でひとり親家庭等を支える必要性について共通理解を促進していくことが必要です。

④ 養育費確保につなげる支援が必要

ひとり親家族において養育費の取り決めをしている割合は少ない現状があります。特に母子世帯における取決め率は37.4%、その取得率は16.5%と、取り決めていても実際に取得する世帯は少ない状況です。こうしたことから、生活の安定を実現するために、養育費の取り決めと確実な取得につなげる支援が必要です。

⑤ 子どもたちの学びを支える取組みの推進が必要

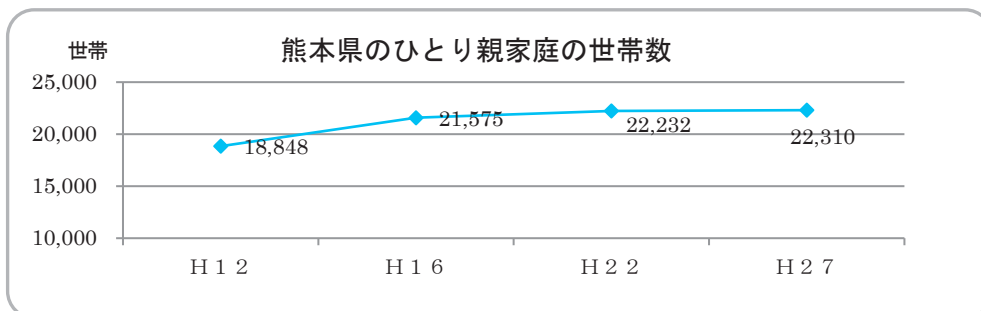
多くの保護者が子どもの教育や進学に不安・悩み等を抱えており、経済的理由等から進学についての夢が持てない状況が見られます。

家庭の事情等によらず、すべての子どもたちの夢の実現のため、子どもたちの「学び」を支える取組みの推進が必要です。

(参考)

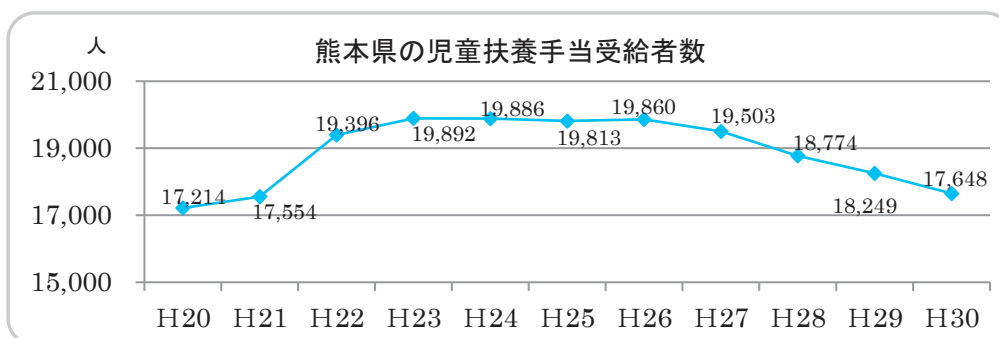
◎ ひとり親家庭の世帯数

ひとり親家庭の世帯数は、年々増加しています。



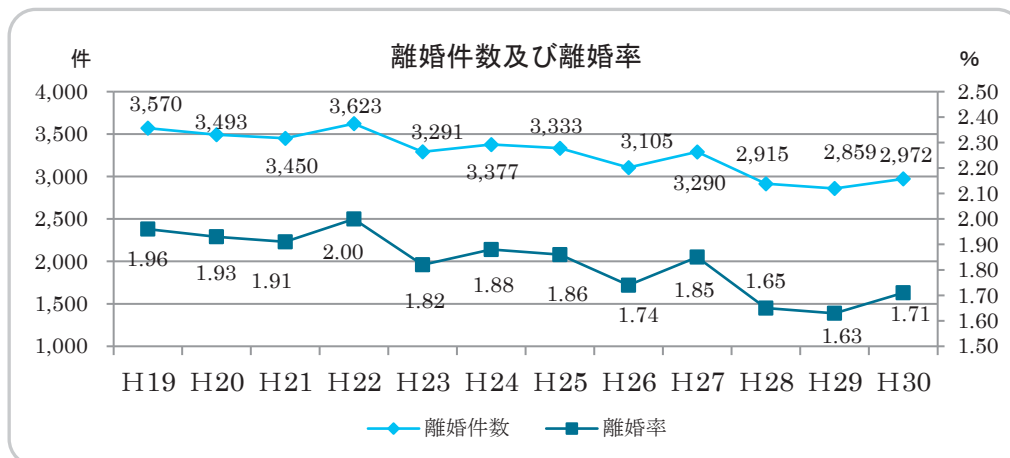
◎ 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成22年度（2010年度）には支給対象が父子家庭にも拡大されたため急激に増加しましたが、近年は減少傾向が続いています。



◎ 離婚件数及び離婚率の推移

ひとり親家庭になった原因は、離婚が8割程度を占めています。本県の離婚件数、離婚率は、年度間で増減はありますが、概ね減少傾向が続いています。



具体的施策

①-1 就業支援策の推進

「熊本県母子家庭等就業・自立支援センター」を中心に、就職に必要な知識・技術の習得やスキルアップを目的とした講習会を開催するほか、就業支援員による一人一人の能力、適性に合った就業支援を行います。

また、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進資金貸付等により、ひとり親等の資格取得を支援します。

さらに、特定求職者雇用開発助成金等の制度を活用しながら、雇用主に対する理解の促進と雇用の推進を図ります。

①-2 経済的な支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、所得や子どもの人数に応じて児童扶養手当を支給するとともに、医療費自己負担額の一部を助成する「ひとり親家庭等医療費助成事業」を推進し、医療費負担の軽減による生活の安定を図ります。

併せて、子どもの修学に必要な資金を貸し付ける「修学資金」や、ひとり親家庭になって間もない世帯の生活安定等を目的として必要な生活費等を貸し付ける「生活資金」等、必要な母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。

② 子育て支援策の推進

安心して仕事と子育てが両立できるよう、保育サービスの確実な提供と、病児・病後児保育等一時的な預かりの仕組みを拡げていきます。

また、自立のための就学や病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施など、様々な角度から生活を支えていきます。

③-1 相談機能の強化と情報提供の充実

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、土日祝日を含め、就業や生活等に関する様々な相談に対応するとともに、弁護士による無料法律相談（事前予約制）も実施します。

また、福祉事務所や児童相談所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、問題解決のための適切な援助や情報の提供を行います。

③-2 交流の促進

地域の学習教室に参加する親子や学習支援員、民間団体や地域住民等の交流を促進するための交流会の開催や、母子・父子休養ホーム「しらゆり」を拠点にしたレクリエーションやイベント等の開催等、ひとり親家庭等の相互交流の促進を図ります。

④ 養育費確保等の支援

母子家庭等就業・自立支援センターで養育費、面会交流、財産分与等の様々な法律問題等について、弁護士による無料法律相談（事前予約制）を実施し、養育費確保等の支援を行います。

⑤ 子どもたちの学習の支援

地域の公民館や社会福祉施設等で、退職した教員や大学生等が子どもたちに勉強を教える「地域の学習教室」を県内各地に展開し、子どもたちの身近な地域における学びの場・安らぎの居場所を確保・提供します。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
就業相談・情報提供事業による就業者数	-	250 人	第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の目標値
給付金・講習会事業による就業者数	-	500 人	第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の目標値
地域の学習教室の開催 箇所数・生徒数・市町村数	139 箇所、 759 人 30 市町村	200 箇所 1,500 人 45 市町村	第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の目標値

4 障がい児施策の充実等

(1) 地域の療育支援体制と医療体制の整備

現状・課題

① 地域の療育支援体制の充実が必要

身体障がいや知的障がい、発達障がいのある子どもたちが学校生活や社会生活を円滑に送るためには、保護者を含めた周囲の支援者が早い段階で子どもの障がいの特性に気づき、医師の診療や専門家による療育等の支援を受けることが大切です。

そのために本県では、1次圏域から3次圏域までそれぞれの圏域における療育支援体制を構築しています。具体的には、3次圏域においては高度な医療や高い専門性を生かした療育を行うことで2次圏域を支援することも総合療育センターや発達障がい者支援センター（3次圏域）が、2次圏域においては1次圏域を支援する地域療育センター等（2次圏域）が、また1次圏域（市町村の区域）においては、身近な地域で必要な時期に適切な療育を受けることができる児童発達支援事業所等（1次圏域）があります。

しかし、医師の診療や専門家の療育に対する希望者の増加や、専門の医療機関や療育関係機関の地域差に対応するために、地域における療育支援体制の強化が必要とされています。

【圏域毎の現状】（利用定員と設置数）平成31年（2019年）3月末現在（熊本市を除く）

1次圏域	児童発達支援事業所	926人（100箇所）
	放課後等デイサービス事業所	1,605人（164箇所）
2次圏域	地域療育センター	10箇所
	児童発達支援センター	190人（12箇所）
3次圏域	こども総合療育センター	1箇所
	発達障がい者支援センター	2箇所

② 発達障がい児・医療的ケア児等への支援の充実が必要

市町村が行う乳幼児健康診査で子どもの発達障がい疑われ、専門の医療機関での診療等を助言される場合が増加しています。しかしながら、これに対応する医療機関が少ないため、こども総合療育センター等では、受診の申込みから診察までの期間が5カ月程度となるなど待機期間が長期化しています。

子どもが健やかに育ち、その家族が安心した生活を送るためには、身近な地域でいつでも受診できる医療体制や適切な時期に療育が受けられる支援体制の整備が必要となっています。

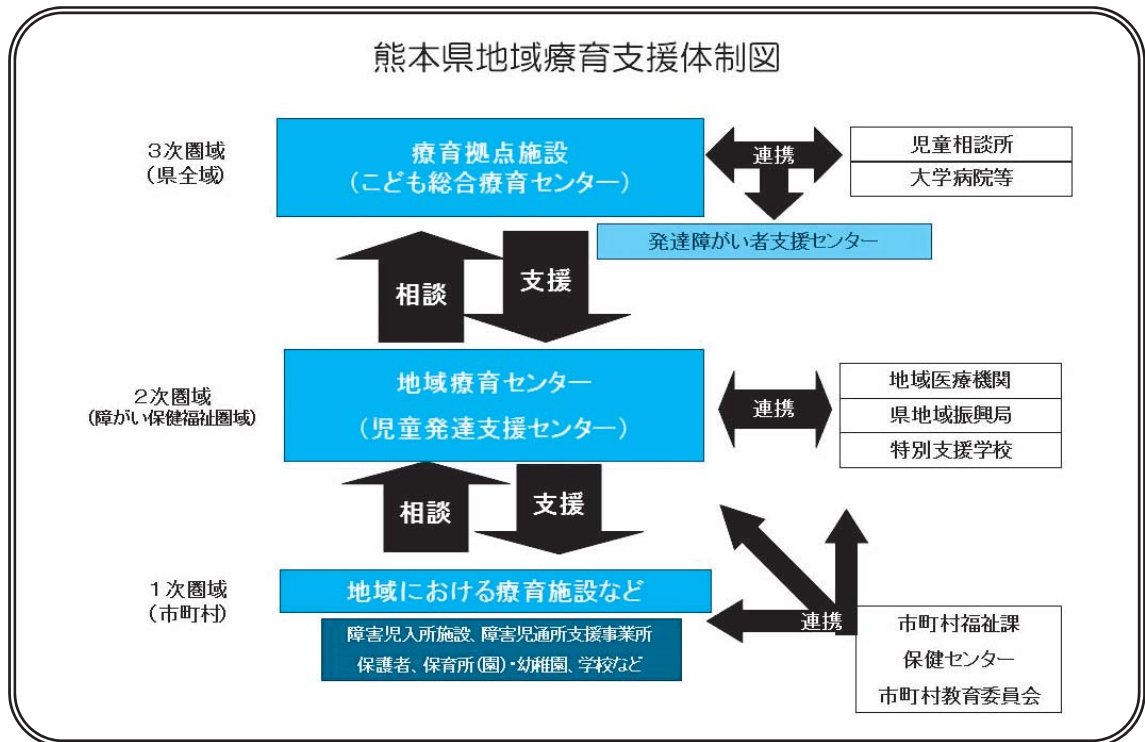
また、発達障がいのある子どもを養育するに当たって、十分な意思疎通が図れないこと等から困惑する保護者も多く、その原因や適切な対応についての情報提供も求められています。

具体的施策

①-1 地域療育体制の充実

各療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化をとおして、地域療育体制のより一層の充実を図ります。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の環境整備や支援の質の向上を図ります。



①-2 地域療育センター（児童発達支援センター）による支援

2次圏域において療育の中核機関となる地域療育センター（児童発達支援センター）が実施する療育事業の充実に向けた支援を行います。

また、圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図ります。

①-3 こども総合療育センターによる支援

専門的な療育機能を有するこども総合療育センターにおいて、地域療育センター（児童発達支援センター）等からの要請に応じて専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援します。

①-4 認定こども園、幼稚園、保育所における障がいのある子どもの受入体制の充実

認定こども園、幼稚園、保育所における障がいのある子どもの受入人数は増加してい

ます。

各施設において受け入れた障がいのある子どもに対する対応が十分にできるよう、受入体制の整備への支援を行います。

②-1 発達障がい者支援センター等による総合的な支援

県内全域において身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センターやこども総合療育センター、児童発達支援センター等の関係機関が連携し、発達障がい児（者）のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

発達障がい者支援センターにおいては、広く県民を対象とした講演会の開催等をとおして発達障がいの理解促進を図るとともに、発達障がい児（者）やその家族を支援している保育士、教員、施設職員等を対象に、専門的なプログラムによる講座の実施や関係機関においてリーダーとなる支援者の養成等、市町村や事業所等への地域支援の強化を図ります。

発達障がい児（者）がライフステージを移行する際には、発達障がいの特性やそれまでの支援方法等に関する情報が学校の教員等の支援者に適切に伝達されるよう、また、同じライフステージ内でも福祉、保健、医療、教育、労働等の各関係機関の間で情報が共有されるよう、成長過程等を記録したサポートファイル等の活用を図ります。

発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者を研修等によって「ペアレントメンター」として養成し、発達障がいの診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援をすることで、保護者の不安感を軽減する取組みを進めます。

また、育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困難を感じている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師等）が効果的に支援するペアレントプログラム等を実施し、保護者支援の充実を図ります。

②-2 発達障がいに対する医療体制の整備

発達障がい医療センターにおいて、地域医療機関に対する適切な発達障がいの知識・技術を習得するための研修、診療・診察への陪席、症例検討会等を行い、発達障がいを診断できる医師の増加を図ります。

また、長期化する専門的医療機関の受診までの待機期間解消に向けて、県発達障がい者支援センターに心理判定が可能な専門心理士を配置し、医療の必要性の見極めを行うなど、市町村保健師が医療や療育等において必要な支援を判断するためのアセスメントスキル向上を図ります。

さらには、円滑な受診につなげるため、地域療育ネットワーク会議等の活用により各圏域における医療、福祉、行政等の連携等を強化するとともに、小児科医と精神科医が行う診療の役割分担と連携を推進し、県内全圏域で、地域の実情に応じた発達障がいに対応できる医療体制を整備します。

これらの取組みにより、身近な地域で発達障がいの診療を可能にする体制を構築します。

②-3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

＜障がい当事者への支援＞

医療的ケアが必要なNICU（新生児集中治療室）等からの退院児が在宅等で生活できるように、医療機関内の支援者と保健師等の地域支援者が連携を図りながら、円滑な在宅移行・在宅療養支援の取組みを進めます。

また、NICU退院児等の在宅移行を支援するため、小児訪問看護ステーション相談支援センターや小児在宅医療支援センターを中心に地域の多職種や中核となる病院、市町村等との連携を強化します。

さらに、医療的ケア児及び重症心身障がい児が地域で安心して暮らすことができるために、日中の支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも1箇所以上設置します。

併せて、医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターや、保育所、学校、事業所等における支援者の養成を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図る協議の場の設置を推進します。

＜家族への支援＞

在宅の医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族のレスパイト（一時休息）を促進できるよう、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

特に、医療的ケアを必要とする重度の障がい児（者）を受け入れることができる医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。

(2) 特別支援教育の充実

現状・課題

① 切れ目ない支援体制の充実が必要

平成19年(2007年)4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、それまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、すべての学校において特別支援教育を実施することとなりました。

それに伴い、本県では、対応が困難な事例ほど専門性を有する支援者による「段階的な支援体制」を構築し、支援が必要な幼児児童生徒に対して組織的な支援を実施してきました。各学校においては、校長が指名する特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催するとともに、個別の教育支援計画等を作成し、一人一人に応じた組織的・計画的な支援を実施してきました。

一方で、近年は発達障がい等の特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の増加や医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加等、教育的ニーズが多様化しています。また、小学校・中学校から特別支援学校に進学したり、中学校特別支援学級で学ぶ生徒が高等学校に進学したりと学びの履歴も多様化しています。

このようなことから、就学前、就学時期、進学時期、就労時期等の移行期に、支援内容を確実に引き継ぐとともに、教育的ニーズに応じた適切な指導を行うなど切れ目ない支援体制の充実が必要となっています。

② 一人一人に応じた指導の充実が必要

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の増加に伴い、特別支援学級在籍や通級指導教室利用者が年々増えています。小学校・中学校が把握する発達障がいと診断された児童生徒についても増加傾向にあり、そのうち半数近くは通常の学級で学んでいます。そのため、通常の学級担任を含むすべての教員の障がいに関する理解啓発を図り、障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図ることが必要となっています。

また、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性が確保される「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。また、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化されたことを受け、その実施と充実が必要となっています。

③ 自立と社会参加に向けた教育の充実が必要

近年、知的障がい特別支援学校の高等部の生徒数が増加しており、とりわけ知的障がいの程度が軽度な生徒の増加が見られます。そして、その多くが高等部卒業後の進路として、一般企業への就職を希望しています。こうしたことから、生徒たちの働く意欲や能力を高め、特別支援教育に対する理解啓発を促進するため、社会自立・職業自立に向けた教育の充実が必要となっています。

具体的施策

①-1 個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎの推進

学校における組織的な支援体制の活性化を図るとともに、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画を作成し、その活用による支援を充実します。また、切れ目ない支援を行うために、同計画を確実に引き継ぐなど、幼稚園や小学校・中学校及び高等学校等の連携を促進します。

さらに、就学前・学齢期・学校卒業後の支援に関わる情報を関係者間で共有し、学校と家庭での一体的な支援を行うなど、教育と福祉、保健、医療、労働分野の連携を進めます。

①-2 巡回相談等の支援体制の充実

特別支援学校が有する地域における特別支援教育のセンター的機能を更に充実し、小学校・中学校等の教員への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、研修協力等の充実を図ります。

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等による小学校・中学校・高等学校等に対する巡回相談では、依頼のあった学校等に赴き、実態把握や支援の方法等に関する助言や、特別支援教育についての研修を行い、学校等の特別支援教育に関する理解を深めています。こうしたことから、巡回相談の支援体制の更なる充実を図ります。

①-3 ニーズに応じた支援の充実

県立特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒の安全安心な学習環境の整備と保護者の付き添い負担軽減のため、引き続き学校に看護師を派遣して医療的ケアを実施します。

また、学習支援や日常生活の介助等の支援を行っている支援員についても、引き続き県立学校に配置し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

②-1 特別支援教育に関する専門性の向上

小学校・中学校や高等学校等の多様な学びの場に応じた研修体制の充実により、すべての教員の専門性の向上を図るとともに、特に児童生徒が急増している特別支援学級や通級指導教室を担当する教員については、研修の機会を確保し研修内容を充実させ、指導力強化を図ります。

また、障がいのある児童生徒を含め、すべての児童生徒が理解しやすいユニバーサルデザインの視点に基づいた授業改善や学習環境の整備の推進とともに、特別支援教育の専門教員の充実等、専門性の高い人材の育成に努めます。

②-2 高等学校における通級による指導の充実

平成30年度（2018年度）から高等学校における通級による指導が制度化され、本県でも平成30年度（2018年度）は3校、令和元年度（2019年度）は4校において、高等学校における通級による指導を実施しています。通級による指導で、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」に取り組むことにより、通

常の学級におけるユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりや理解促進にもつながるよう、学校全体の特別支援教育の推進を図っていきます。

③ 就労支援の充実

障がいのある生徒が生涯にわたって自立し、社会参加していくために、特別支援学校と関係機関との連携の強化を図ります。

また、企業開拓や、早期離職防止の支援を行うキャリアサポーターを引き続き県立特別支援学校に配置して就労支援をサポートするとともに、特別支援学校の生徒の持てる力についての理解・啓発の機会をつくり、就労の促進を図ります。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
幼稚園・小学校・中学校・高等学校における進学の際の個別の教育支援計画による引継ぎ率	57.4%	70.0%	切れ目ない一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画による学校間の引継ぎの向上を目指す

5 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年（2014年）1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨規定されました。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められます。これに対応するため、本計画の中において、子どもの貧困対策に関わる計画を兼ねて定めることとしています。

なお、子どもの貧困対策の推進にあたっては、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、本県は、国、市町村、民間の企業・団体等による連携・協働を促進するとともに、積極的に広報・啓発活動等を展開していきます。

① 教育の支援が必要

子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等に左右されるケースが認められる現状を踏まえ、すべての子どもが、基礎学力を身に付け、進路に関わる希望を実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

貧困世帯では子どもたちが学習面での課題に直面している現実があります。そこで、経済的な問題によって子どもたちが夢の実現をあきらめることがないよう、学習環境の整備や進学への支援に取り組む必要があります。

② 生活の支援が必要

貧困世帯は、心身の健康、借金、家庭、人間関係等の複合的で多様な課題を抱えています。こうした状況が世代を超えて連鎖することがないよう、世帯の生活を支え、子どもの成長や就労を支える総合的な取組みが求められています。

また、貧困世帯に属する子どもたちは、その直接的な不利益ばかりではなく、地域社会から孤立したり、理解者が不在であることから一層困難な状況に置かれたりする問題が指摘されています。そうした状態に陥らないように、相談事業や交流事業の充実を図っていく必要があります。

③ 保護者に対する就労の支援が必要

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組みです。

そのため、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援等、一人一人のキャリアや経験といった個々の状況に応じた細やかな支援が求められています。

④ 経済的な支援に関する課題

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、就労や生活、教育に係る様々な取組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じた各種手当や給付、貸付制度等を活用し、生活

の基礎を支えていく必要があります。

(参考)

◎県内の生活保護受給世帯の子どもの進学率

平成29年(2017年)4月の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は93.3%と全世帯平均の99.1%と比べて5ポイント以上低くなっています。また、大学等進学率は生活保護世帯に属する子どもは31.0%と全世帯の47.0%に比べて大幅に低くなっています。

◎ひとり親世帯の状況

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の数は、平成25年度(2013年度)は19,813世帯でしたが、平成30年度(2018年度)は17,648世帯と、5年間で2,165世帯(10.9%)減少しています¹⁰。

また、母子家庭の母の就業や家計の状況をみると、就業率は、88.6%と高い水準にあるものの、そのうち正社員の割合は40.1%で、多くのひとり親が身分の不安定な非正規就業であることが明らかになっています。

さらに、年間就労収入の平均は188万円であり、児童扶養手当等を含む総収入でも、199万円と、平均的な世帯の約3分の1にとどまっており、ひとり親家庭の多くが貧困に直面しています¹¹。

具体的施策

○教育の支援

①-1 生活保護世帯、生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習の支援

生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもたちを対象に、塾形式による学習支援や家庭訪問による生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行い、子ども及び世帯の自立を支援します。

①-2 ひとり親家庭の子ども等に対する学習の支援

地域の公民館や社会福祉施設等で、退職した教員や大学生等が子どもたちに勉強を教える「地域の学習教室」を県内各地に展開し、子どもたちの最寄りの地域において学びの場・安らぎの居場所を確保・提供します。

また、平成29年度(2017年度)に実施した「子どもの生活実態調査」によって、世帯の経済状況が子どもの生活や教育環境等に影響を与えており、学習機会の更なる確保・充実等を図る必要があることが明らかになりました。こうした結果を踏まえ、世帯の属性を問わず、同様に支援が必要な子どもに対する学習支援を実施するとともに、学習後の体験活動や季節のイベント等による保護者も含めた大人との交流を促進する居場所機能を充実します。

¹⁰ 出典 H25. H30「福祉行政報告例」(熊本県集計)

¹¹ 出典：H29「熊本県ひとり親家庭等実態調査」(熊本県)

①-3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

子どもたちが抱える様々な問題に寄り添い、その成長を支えていくために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を学校や教育事務所等に配置・派遣するなど、相談体制・支援体制の充実を図ります。

○生活の支援

②-1 生活困窮者自立相談支援事業の実施

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、相談支援員が相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、個々の状況に応じたプランを策定するなど、伴走型の支援によって本人の自立を促します。

②-2 住宅セーフティーネット形成の推進等

住宅に困窮する世帯が安心して暮らすことができるよう、住宅確保給付金の支給を通じた支援を行います。

②-3 ひとり親家庭等に対する相談体制の充実

ひとり親家庭等について、母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、土日祝日を含め、就業や生活等に関する様々な相談に対応するとともに、企業等へひとり親の雇用促進に関する協力を依頼し、安心して生活できる環境づくりを進めます。また、仕事と子育ての両立が困難な家庭が多いことを踏まえ、家事や育児の支援を行う日常生活支援事業を推進していくとともに、様々な要因で自立した生活が困難な状況にある家庭等への支援として、母子生活支援施設の活用も図ります。

②-4 児童養護施設等における家庭的養護の推進

様々な事情により家庭での養育が十分に期待できない子どもについては、児童養護施設や里親による家庭的養護を進めます。

②-5 子どもの就労支援策の推進

貧困の連鎖を断ち切るためには、親の就労支援と同時に子どもの就労支援が重要であり、社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力や態度の育成に向けたキャリア教育の充実、若者の就職支援、フリーター等の常用雇用のための能力開発や支援等、多様なニーズに対応した就労支援に努めます。

②-6 民間団体等と連携した取組み

支援が必要な子どもたちに対する地域住民や民間団体等による取組みとして、子ども食堂や地域食堂等が増加しており、令和元年（2019年）5月末現在、県内に55箇所開設されています。

県では、民間団体等との協働により、食堂開設者向け講習会を開催し、安心安全な活動や取組みの拡大を図るとともに、子どもが抱える課題に関する支援者への啓発等により、地域における見守り活動を強化します。

また、地域の実情に応じた取組みが実施され、支援が必要な子どもへの着実な対応につながるよう市町村を支援します。

○保護者に対する就労支援

③-1 関係機関の連携による支援の充実

保護者に対する、就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組みであり、生活困窮者や生活保護受給者に対して、就労支援員やハローワークと福祉事務所等のチームによるきめ細かな支援を実施します。

③-2 ひとり親家庭等への支援の充実

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談・情報提供の実施及び就業支援講習会の開催や、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進資金貸付等の実施により、ひとり親家庭等の資格取得を支援し、安定した雇用環境の確保につなげます。

③-3 多様な就労ニーズに対応した就労支援の実施

就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上を目指し、非正規労働者や離転職者で子育て中の女性等を対象としたキャリアアップや再チャレンジを含む支援等、多様なニーズに対応した就労支援を実施します。

○経済的支援

④-1 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け

子どもの修学に必要な資金を貸し付ける「修学資金」や、ひとり親家庭になって間もない世帯の生活安定等を目的として必要な生活費等を貸し付ける「生活資金」等、ひとり親家庭等の生活に必要な資金の貸付けを行います。

④-2 養育費確保の支援

養育費の取決め率、取得率が低いことが母子家庭の貧困の要因の一つとなっていることを踏まえ、母子家庭等就業・自立支援センターで養育費、面会交流、財産分与等の様々な法律問題等について、弁護士による無料法律相談（事前予約制）を実施し、養育費確保等の支援を行います。

④-3 教育費負担の軽減による就学支援

勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料の減免を行います。

また、高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金制度の定着と着実な推進を図ります。

さらに、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度（2014 年度）以降の入学者を対象に返済不要の給付金を支給し、子どもの就学の支援を行います。

④-4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

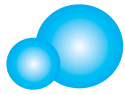
ひとり親家庭等の医療費負担の軽減による生活の安定を図るため、ひとり親及びそのひとり親に扶養されている児童又は父母のいない児童について医療費自己負担額の一部を助成することにより、健康の保持と家庭生活の安定を支援します。

④-5 生活保護世帯進学「夢」応援事業の推進

生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する場合、世帯分離として取り扱い、保護の対象とならないため、学費及び生活費は奨学金や本人のアルバイト等により賄わなければならない、このことが進学を断念する要因の一つになっていました。こうした問題を踏まえ、大学等での就学期間中の生活費の貸付けを行い、安心して就学できるよう引き続き支援します。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
地域の学習教室の開催 箇所数・生徒数・市町村数	139 箇所、 759 人 30 市町村	200 箇所 1,500 人 45 市町村	第4期熊本県ひとり親家庭等自立 促進計画の目標値



第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策

1 次世代育成に向けた意識づくり

(1) 子育てを支える意識の向上

現状・課題

① 地域ぐるみで支え合う意識・機運づくりに向けた啓発が必要

次代を担う子どもたちを生み育てることは、個人の価値観の問題にとどまらず、地域社会の活力の維持に関わる問題です。子どもを望む人が安心して生み育てることができるよう県民一人一人が温かく見守り支えていくことが重要です。

このため、子ども・子育て支援を県民全体で考え、地域ぐるみで支え合う意識や機運づくりのために継続的に啓発することが求められています。

② 子どもや家庭の大切さを理解するため、乳幼児とふれあう機会提供が必要

子どもを生み育てることの意義と子どもや家庭の大切さを理解するためには、中学生・高校生に乳幼児とふれあう機会を提供することが効果的です。

具体的施策

①-1 「肥後っ子の日」の推進

平成19年(2007年)に制定した「熊本県子ども輝き条例」では、毎月15日を「肥後っ子の日」と定めています。この日に、子育てサークルが親子の交流の場を設けたり、事業所では子どもとふれあうために早めの帰宅を促進するなど、地域の様々な主体による「子どものためにできること」への取組みを図ります。このように、地域の実情に応じた子育て支援を推進するとともに、「肥後っ子の日」の理解を深め、地域ぐるみで子どもの育ちを支える機運を醸成します。

※「肥後っ子の日」

特にその日は、家族の団らんや地域で多世代交流に取り組むなど、地域においてそれぞれの立場で、“子どものためにできることを行う日”としています。

①-2 みんなで子育て啓発事業の推進

パパ手帳や子育て支援情報誌、ホームページ等により子育て支援に関する情報を提供するとともに、未婚者や子育て中の世代をはじめ県民全体に対し子育てに関する前向きで肯定的なメッセージを発するなどして、子育てを社会全体で支える機運を醸成します。

①-3 「子育て応援の店・企業」の拡充

平成 18 年度（2006 年度）から、店舗や企業等と連携しながら子育て家庭を応援する企業等を「子育て応援団」として募集を開始した結果、平成 30 年度（2018 年度）末の登録は 3,235 件に達しています。

県ではその活動のPRと支援を進める「くまもと子育て応援の店・企業推進事業」を実施し、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発と支援の輪を更に広げる取組みを行っています。

今後も、子育て当事者や子育て支援者の状況を踏まえながら、登録企業の拡大を図ります。

② 乳幼児とのふれあい体験の推進

乳幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解するため、中学生・高校生が認定こども園、幼稚園、保育所等を訪問し、乳幼児とふれあう体験活動を推進します。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
くまもと子育て応援の店・企業登録件数	3,235	3,700	新規登録実績により算定（年間約 70 件）

(2) 男女共同参画意識の醸成

現状・課題

① 男性の家庭生活への主体的な参画や男女共同参画社会の形成を進めるための継続的な啓発・意識醸成が必要

子どもを生き育てることや家庭を築いていくことの意義を実感し、その希望が叶うようにするためには、女性の仕事と家庭の両立だけでなく、家事・育児等の家庭生活への男性の主体的な参画が重要です。

しかし、熊本県における夫の家事・育児・介護等にかかる時間は、平成28年度(2016年度)社会生活基本調査(総務省)によれば共働き世帯で32分、専業主婦の世帯で43分と、妻の就業の有無に関わらず著しく短く、家事・育児等の負担が妻に偏っているのが現状です。

このような現状の背景には、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を決める考え方(固定的性別役割分担意識)があり、この意識は少しずつ解消に向かいつつあるものの、未だ根強く残っています。

このため、固定的性別役割分担意識の解消をはじめとする男女共同参画社会の形成を進めるための啓発に引き続き取り組むことが必要です。

具体的施策

①-1 学校教育における男女共同参画意識づくりの推進

小学生・中学生・高校生が男女共同参画社会について正しく理解し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自分の生き方を選択する力を育むことができるように、教材の見直しや活用方法の検討を行い、学校教育における男女共同参画意識づくりを推進します。

①-2 市町村、地域レベルでの男女共同参画意識づくりの推進

各市町村及び男女共同参画推進員と連携して、地域課題及び施策推進上の課題等を把握し、地域に根ざした男女共同参画意識づくりを推進します。また、県内外における専門的研修を実施し、職場、家庭、地域等において男女共同参画社会づくりを力強く進めることのできる地域リーダーを育成します。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	76.4%	82%	H21～H30の伸び率の平均から毎年0.9%の増加を目標とし、R6の目標値を82%に設定

(3) 社会で取り組む結婚支援

現状・課題

① ライフデザインについて考える機会の提供や結婚を応援する社会的機運の醸成が必要

人生の選択肢が多様化する中で、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインをそれぞれの価値観に応じて描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に得ることが重要です。

また、結婚の希望を持つすべての人たちが、その希望を叶えることができる社会を実現するために、社会の構成員がそれぞれの立場から応援する機運の醸成が必要です。

② 地域や企業と連携した結婚支援の推進が必要

結婚支援に当たっては、その希望を持っている人を対象とするものであり、価値観の押しつけにならないよう最大限留意しながら、行政だけでなく、自治体の枠組みを越えた広域的な取組みも含め、地域や企業と連携して支援を行うことが必要です。

具体的施策

①-1 大学生、社会人に対するライフデザイン研修の実施

ライフプランニング、キャリア形成支援として、大学生や社会人に対し、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、大学での講義や企業の社員向けにセミナー等を実施します。

①-2 企業・団体等の自主的な取組みへの支援

複数の企業・団体等が連携して自主的に実施するライフデザインセミナー等の取組みを支援します。

①-3 結婚応援フォーラムの開催

市町村や企業等における結婚支援の更なる充実や、情報の共有と機運の醸成を図るため、結婚を希望する独身男女の結婚支援に取り組む支援者を対象に「結婚応援フォーラム」を開催します。

②-1 企業と連携した取組みの推進

行政が企業と連携して、官民協働の結婚支援を検討し、共に取り組んでいきます。

②-2 企業間交流支援センターによる支援

企業間交流支援センターを通じて企業間の交流を支援し、その社員たちの交流につなげます。

②-3 市町村と連携した結婚支援

地域団体等の婚活イベントに対しては、当該市町村への支援を通じて、地域全体の結婚支援力を高めます。

数値目標

項 目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
結婚支援に取り組む市町村数	36 市町村	45 市町村	全市町村で取り組む

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

現状・課題

① 地域ぐるみで子育て支援をしていくことが必要

ファミリー・サポート・センターや病児保育等の仕事と子育ての両立を支援する子育て支援サービスや、地域子育て支援拠点事業のように在宅で子育てをする家庭を支援する子育て支援サービスは、継続して推進を図ってきたことから、市町村の実施箇所数は増加しています。

しかし、在宅の子育て家庭を中心に、子育ての負担感や不安感が増大しており、引き続き、地域住民による主体的な子育て支援、民間団体、保育所、幼稚園や民生委員・児童委員等の関係者による、その役割に応じた子育て支援等、地域のニーズに対応したきめ細かな子育て支援サービスの提供を推進していくことが必要です。

② 地域住民が日常的にふれあえる場所づくりの推進が必要

地域の子育て力の強化を図り、また、日頃からの交流をとおした地域での支え合いの関係づくり等のコミュニティ機能を持続・向上させていくためにも、地域住民が日常的にふれあえる場所づくりを推進していく必要があります。

③ 各種相談機関のスキルアップと認知度の向上が必要

地域における児童問題に関する相談・援助者として、主任児童委員の重要性は増えています。

また、子育ての悩みや不登校、いじめ等の子どもに関わる様々な問題については、子ども110番、すこやかダイヤル、すこやか子育て電話相談等の電話相談窓口、子ども相談員や児童家庭支援センター等の機関で専門的な立場から相談を実施しています。

このような相談機関の専門性や対応力及び認知度の向上が、地域で安心して子育てできる環境づくりに重要です。

④ 登下校時における子どもの安全を確保するための総合的な安全対策の強化が必要

これまで子どもは地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたって取り組まれてきましたが、地域の安全に大きく貢献されてきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、その担い手不足が指摘されています。加えて、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっています。

その結果、従来の見守り活動が限界に達し、「地域の目」が減少するとともに、「見守りの空白地帯」が生じています。この地帯における子どもの危険を取り除くため、災害時も含めた登下校時における総合的な安全対策を強化することが必要です。

具体的施策

①-1 地域における子育て支援サービスの充実の推進

ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業等の多様な支援サービスとその連携を図るなど、実施主体である市町村が地域住民のニーズ等を踏まえて、切れ目ない支援が実施できるよう利用者支援事業等の取組みを支援します。

※第1章第2節2「地域子ども・子育て支援事業の推進」(P32)を参照

①-2 認定こども園・幼稚園・保育所での子育て支援活動の推進

認定こども園は、認定こども園法¹²で子育て支援事業を実施することが求められています。これに基づいて、地域の子どもやその保護者が交流できる場所の開設、保護者が病気等の際の一時保育等を行っています。

幼稚園でも、子育て相談や子育て講演会、地域の子育て家庭への施設の開放等の活動を実施しており、地域における子育て支援の重要な拠点の一つとしての役割を担っています。

保育所における保護者への支援は保育士の役割の一つであり、保育所保育指針¹³にも規定されています。保護者からの子どもの養育に関する相談に対する助言や子どもとの関わり方を実際に見せることで、保護者に対して保育の指導を行っています。また、保育所の開放や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域での子育て支援も行っています。

今後も引き続き、保護者同士の交流の機会や子育て支援に関する情報の提供等、子育て支援活動の充実を図ります。

①-3 様々な困難を抱える子ども・若者の支援ネットワークづくり

複雑・多様化する社会情勢の中で、不登校、非行、引きこもり、ニート等、様々な困難を抱える子ども・若者の社会参加や自立をサポートするため、関係する支援機関が連携したネットワークづくりと相談支援体制の充実が必要です。

このため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「熊本県子ども・若者支援地域協議会」を中心に関係機関のネットワークの強化に努めるとともに、困難を抱える子ども・若者への相談支援体制の充実を図ります。

①-4 商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の支援

商店街組織や地域活動団体等が、商店街の空き店舗を活用して実施する託児サービスや子育て中の親が相談・交流する場の運営、子どもの生活や学習をサポートする「寺子屋」の実施等の子育て支援事業を支援します。

¹² 【認定こども園法】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

¹³ 【保育所保育指針】 保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの

①-5 子育てサークル等に関する情報の発信

子育て中の人の孤立感の解消や悩み等の共有のため、子育てサークル・子育てNPOの活動内容や活動場所等に関する情報を適宜把握し、ホームページや各種イベント等とおして情報の提供を行うことにより、子育て仲間づくりを支援します。

② 「地域の縁がわ」の取組みの推進

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわづくり」（居場所づくり）を推進します。

「地域の縁がわ」における高齢者や退職者等の力を活用した地域の子どもの学習支援や世代間交流の取組み等を支援していきます。

③-1 主任児童委員の活動支援

地域における児童問題に対する相談・援助活動において重要な役割を担う主任児童委員について、研修等により資質の更なる向上を図るとともに、その活動を支援します。

③-2 子育て相談窓口の周知の促進と相談員の資質向上

子ども・子育てや家庭教育に関する各種相談窓口が県民に更に周知されるよう、子育て支援情報誌「くまもと子育てなび」や県ホームページ等を使った広報に努めるとともに、各種研修会の開催等により相談員の資質の向上を図ります。

③-3 人工知能（AI）を活用した子育てに関する情報提供の実施

人工知能（AI）と無料通信アプリの対話機能を活用した「聞きなっせAIくまもとの子育て」により、子育てに関する情報を24時間提供します。

④ 登下校防犯プラン等に基づく安全確保対策の取組み

登下校時における児童生徒等の安全を確保するため、登下校防犯プランに示されている総合的な防犯対策の5項目¹⁴について、教育委員会・学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策の取組みを推進します。また、児童生徒に危険予測能力を身に付けさせるため、災害の視点も含めた通学路の安全マップ作成の取組みを推進します。

¹⁴ 【総合的な防犯対策の5項目】①地域における連携の強化、②通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、③不審者情報等の共有及び迅速な対応、④多様な担い手による見守りの活性化、⑤子どもの危険回避に関する対策の促進

(2) 地域における教育力の向上

現状・課題

① 地域における教育力が低下している

人口減少社会やAI社会という予測困難な未来の到来が叫ばれる中、少子高齢化、グローバル化、情報化、保護者のライフスタイルの変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。また、地域においては後継者不足による地域行事の減少や地域のつながりの希薄化等により、子どもの言動に対する住民の無関心をもたらし、地域の教育力の低下につながっています。

このような状況の中、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりで子どもたちの学びや成長を支える体制や仕組みの再構築が必要です。

具体的施策

①-1 地域で子どもを育てる支援体制の整備

地域で子どもを育てる支援体制として、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子供教室」を「放課後児童健全育成事業」と連携して実施しています。

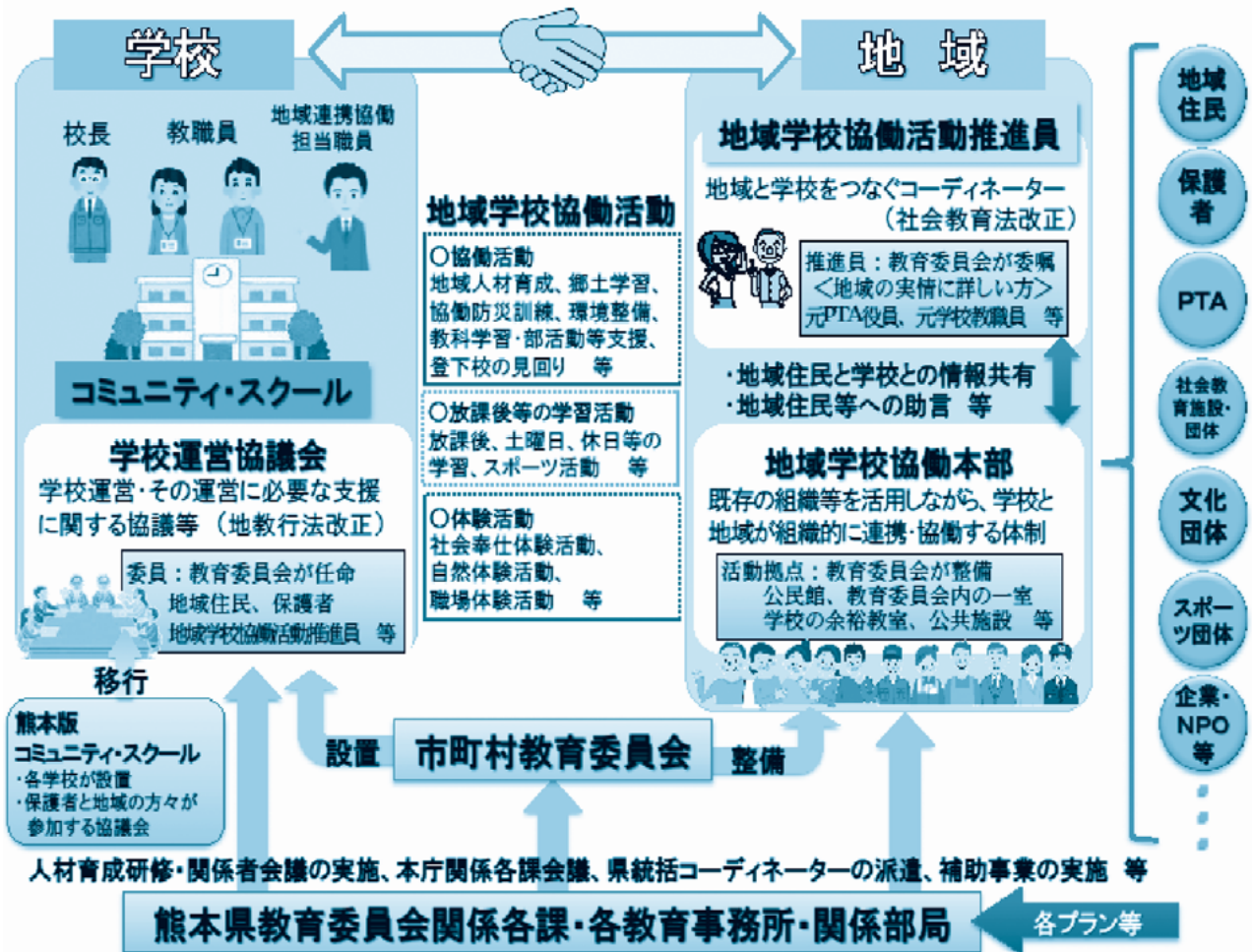
また、平成25年度（2013年度）から、地域住民及び大学生等による体験活動ボランティアチームの派遣も行っています。

①-2 地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える仕組みの構築

地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動：学校支援活動や登下校見守り等）を基本に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す体制としての「地域学校協働本部」を構築します。

具体的には、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員を地域学校協働本部に配置することなどにより、地域学校協働活動が円滑に取り組みされる学校の割合を高めていきます。

「地域と学校の連携・協働」の姿



数値目標

※1 学校と地域をつなぐ推進員によりコーディネートされている学校の割合

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
地域学校協働活動推進員によるカバー率 ※1	61%	90%	地域学校協働活動推進員の配置数の増加

3 家庭の教育力の向上

現状・課題

① きめ細かな家庭教育の支援が必要

家庭は、教育の原点であるとともに出発点です。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的な倫理観、自立心や自制心等は、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、家庭で育まれるものです。

これまで子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、県民全体が地域社会の一員として子どもの育ちを支えてきました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、社会が変化していく中で過保護、過干渉、放任等、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、子育ての悩みや不安を抱えたり、身近に相談できる相手がいなかったりする家庭の増加が問題になっています。さらに、児童虐待等の深刻な問題の発生、いじめや子どもたちの自尊心の低さも課題となっています。

このため、保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報の提供、家庭教育を支援する人材の養成、学校等、家庭、地域等の連携により、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりや地域人材による親子の育ちの支援、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごす環境づくりを推進する必要があります。

具体的施策

①-1 「くまもと家庭教育支援条例」の普及啓発

家庭や地域の教育力の低下や教育基本法第10条（家庭教育）の規定、家庭教育の支援を総合的・継続的に推進する必要性等を背景に、全国初となる「くまもと家庭教育支援条例」が平成25年（2013年）4月1日に施行されました。

この条例には、保護者、学校等、地域、事業者といった県民それぞれに期待される役割を規定するとともに、県の責務や家庭教育支援における基本的な施策を規定しています。

条例の啓発や条例に基づいた施策を推進することにより、県民全体で連携、協力して、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指します。

①-2 家庭教育に関する学習機会、内容の充実

参加体験型（参加者同士の話し合いや振り返り）の学習活動で、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学ぶ「くまもと『親の学び』プログラム」を活用した講座（以下「親の学び」講座）を、保護者の集まるPTA研修会や就学時健康診断等、あらゆる機会をとらえ実施します。

また、「親の学び」講座をとおして、子育ての悩みや不安を相談できる保護者同士のつながりづくりを推進し、身近に相談できる相手がいない家庭の減少を目指します。

さらに、これから親になる中学生や高校生及びその保護者を対象として、「親子がともに学び合い、つながりを深める」ための「親の学び」講座の普及を促進します。親子が向き合う機会をつくり、各々の子ども理解と親理解の相乗効果により、家庭教育に係る様々な学びや気づきを深めるとともに行動化を後押しします。

①-3 くまもと家庭教育 10 か条の周知、活用

子どもたちに、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断等、基本的なルールやマナーを身に付けさせることは家庭教育の重要な役割です。

家庭教育の基本的な指針として作成した「くまもと家庭教育 10 か条」は、家庭で大切にしたい9つの条文と、「わが家の1か条」からできています。その周知と活用を図り、家庭教育の重要性の啓発を行います。

①-4 子どもの基本的な生活習慣育成の推進

社会の多様化や生活環境の夜型化等により、成長期の子どもの生活習慣が乱れています。また、テレビやゲームをはじめ、パソコンやスマートフォン等、メディアの多様化により、昼夜の区別なく遊んでいる子どもが増えてきています。こうした生活習慣の乱れは学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

特に中学生・高校生においては、生活圏の拡大や行動の多様化等により、生活リズムが乱れやすい環境にあり、それらが心身の不調につながり様々な問題行動等に発展する可能性も懸念されます。

このため、子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成、定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動等の啓発・推進や「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用した家庭でのルールづくりなどをおして、保護者が子どもの基本的な生活習慣を育むことの重要性を理解し、日常生活においてそれに取り組むことができるよう、学習機会や情報の提供を行います。

①-5 乳幼児期における保護者のスマートフォン等利用の啓発

乳幼児期には親子の愛着が形成され、生活リズムが身につけていきます。こうした重要な時期において、保護者のスマートフォン等の利用方法によっては、子どもの心身の発達等に望ましくない影響を及ぼす恐れがあります。そこで、子どもの健やかな育ちを実現するため、スマートフォン等が与える影響と適切な利用のあり方等について保護者に啓発を継続して行います。

①-6 子どものインターネット安全利用の推進

携帯電話端末等のフィルタリングサービスの利用の普及促進を図るチラシを作成して、小学生・中学生・高校生及び携帯電話販売店に配布し、インターネットの安全利用の推進を図ります。

①-7 「家庭の日」運動の定着

小学生・中学生がその保護者と共同で作成した「絵につき」・「フォトにつき」を募

集する「あったか家族コンクール」等、様々な事業を通じて、「家庭の日¹⁵」（毎月第1日曜日）運動の定着を図ります。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
各発達段階における「親の学び」講座の実施率	就学前 22.2% 小学校 89.4% 中学校 77.9%	就学前 30% 小学校 90% 中学校 80%	※熊本県教育振興基本計画の目標値（予定）

くまもと 家庭教育10か条

県民の皆さまへ
家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもと共に、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、基本的なルールやマナーを身に付けさせることは、家庭の重要な役割です。

「くまもと家庭教育10か条」は、家庭で大切にしたい9つの条文と、「わが家の1か条」からできています。皆さんのご家庭でも、家庭で大切にしたいことや、約束などを話し合って、「わが家の1か条」を作ってみませんか。



毎月15日は「肥後っ子の日」です。
～子どものために、自分ができることをしましょう～
※掲載「ノーテレビノーゲーム」 「親子クッキング」など
熊本県教育委員会ホームページ <http://kyouiku.higo.ed.jp>

- 「くまもと家庭教育支援条例」が平成25年4月1日に施行されました。
- 子育ては親子も「くまもと親の学び」プログラムで子育てについて学んでくださいね。

くまもと 家庭教育10か条

- 1. 家族の信頼感**
伝えよう
愛しているよのメッセージ
わたしは、家族にとって本当にかけがえのない存在なのです。
- 2. あいさつの習慣化**
朝昼晩
元気にあいさつ 習慣に
わたしは、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」のあいさつをするよ、いさかいをこえます。
- 3. 善悪の区別**
教えよう
事の善し悪し 嫉から
わたしは、正しいこと・してはいけないこととまきちんと教わりたいのです。
- 4. 感謝の心**
「ありがとう」は
生きゆく心の 出発点
わたしは、みんなに感謝して生きています。
- 5. 教養する力**
肥後っ子の
あすを支える がんばり力
わたしによって、一つ一つの小さな教養の積み重ねが生きていく糧になっています。
- 6. 命の大切さ**
自分の命 みんなの命
どれもが世界で1つだけ
わたしは、生まれてきてよかったです。みんなの命を大切にします。
- 7. 食事・団らん**
家族仲良く 食事・団らん
心と体に栄養を
わたしは、家族仲良く食事をしたり話をしたりする時間にとって大好きです。
- 8. 体験の意義**
体験で 得られる本物
知と心
わたしは、体験を通して教わりたいのです。ワクワクしたのです。ワクワクしたのです。
- 9. 地域全体での子育て**
この子もあの子も
地域で子育て みんなの宝
わたしのことを、近所のおじさん、おばさん、おにいさん、おねえさん、みんなが見守ってくれています。
- 10. わが家の1か条**
みんなのご家庭で作り出してください。

くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条

児童生徒のための
保護者及び児童生徒のみなさんへ

携帯電話・スマートフォンは、インターネットを通じて世界中とコミュニケーションをとることができる便利な道具です。しかし、インターネットを通じて友だちをいじめたり、電撃する書き込みをしたり、されたり、個人情報を出してプライバシーを漏らしたりしてしまうなどの問題や、長時間利用による健康被害など、心身に危険な目にあう可能性もあります。

携帯電話・スマートフォンをどのように使い、これを通じてどのように楽しみ、どのように使えどと情報交換するのかわざともち自身が、自分たちの生活の様子も考えながら、利用にあたってのルールを考えていくことがとても大切です。

携帯電話・スマートフォンの利用について、各学校や地域で、それぞれに話し合い、ルールづくりの取組みがなされています。熊本県教育委員会は、これらの自主的な取組みを促進していきたいと考えています。そのため、皆さんで話し合いたいこととして、「くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用 5か条」を取りまとめました。これを参考に、各学校・家庭・地域で「私たちの家」のルールづくりについて話し合いましょう。

そして、ルールづくりを通じて、「簡単に生まれてよかった」と考える、笑顔あふれる子どもたちをたくさん育てられる社会を目指しましょう。



児童生徒のための くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条

児童生徒のみなさんは、携帯電話・スマートフォン/タブレット/ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなど、多くの情報機器に囲まれてくらし生活しています。なかでも、携帯電話・スマートフォンを、もったもったな気持ちで使っていて、くらしの中で使われていて、この携帯電話・スマートフォンを正しくかきくって使っていくために、以下の5か条を参考にそれぞれのルールを決めて守っていきましょう。

- 第1条 (守ろう!私たちの健康な暮らし)**
「約束しよう!夜10時から朝6時は使わない!」
長時間の利用や睡眠不足など健康に悪影響が及ぶ。生活習慣が乱れることも起こります。夜はしっかりと寝て休む時間を確保しましょう。
- 第2条 (守ろう!私たちの安全・安心)**
「設定しよう!フィルタリングは当たり前!」
危険なサイトや悪質な情報から守ってくれるフィルタリング機能は必ず設定しましょう。
- 第3条 (守ろう!私たちの人間性)**
「尊重しよう!画面の向こうの相手のこと!」
ネット上での発言や行動、いじめなどは現実世界に比べて匿名性が高いため、人間関係に悪影響を及ぼす可能性があります。相手の立場を思いやり、思いやりを持って発言しましょう。
- 第4条 (守ろう!私たちのプライバシー)**
「判断しよう!知らせていいこと悪いこと!」
自分の発信する情報の内容や写真、住所や電話番号などの個人情報等の内容、ネット上にも発信されないよう注意して発信しましょう。個人情報を保護しましょう。
- 第5条 (私たちの1か条)**
「わたしの家/学校のルールをみんなで守ろう!」

¹⁵ 【家庭の日】月に一度は家族団らんの日を持ち、家庭のすばらしさ、大切さについてあらためて考える機会とすることを目的としています。

4 母子保健の充実

(1) 切れ目のない妊娠・出産・育児支援の充実

現状・課題

① 地域のつながりの希薄化による妊産婦や子育て中の保護者の孤立感や負担感が高まっている

核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、出産や育児等に関する情報交換や相談の機会が減少し、妊産婦や子育て中の保護者の孤立感や負担感が高まっています。そのような中、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して切れ目のない総合的な相談支援体制の充実が求められています。

② 極低出生体重児の出生割合は全国平均より高い

出生後のハイリスク要因である低出生体重児(2,500g未満)の出生率は全国平均以下あるいは同程度で、極低出生体重児(1,500g未満)の出生率は全国平均より高い状況で推移しています。その割合を低下するためには妊娠中の早産予防の啓発や管理が求められます。

また、特に極低出生体重児で生まれた場合、子どもや保護者への長期的な支援が必要となるため、医療機関と地域の母子保健関係者が連携した保健・医療・福祉の包括的支援が欠かせません。

③ 結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇に伴い、不妊に悩む人が増加

近年の晩婚化で、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を受ける人は増加しています。一般的には年齢が高くなるほど妊娠・出産に伴うリスクは高まり、出産に至る確率は低くなるのが医学的に明らかになっています。このため、卵子の老化や年齢による妊孕性(妊娠しやすさ)の低下等について理解を深める必要があります。

また、子どもを望む夫婦の不妊については、周囲からの理解が得られないことによる身体的・精神的苦痛や経済的負担等の様々な問題があり、個々の状況に応じた専門的な支援が必要です。

④ 慢性疾病を有する子どもや家族等への支援が必要

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、平成27年(2015年)1月1日から児童福祉法の医療費助成の対象疾病の増加等の改正が行われ、令和元年(2019年)7月から762疾病に拡大しています。長期にわたり療養を必要とする子ども等については、安心した療養生活が過ごせるよう関係機関の連携した支援が必要です。

⑤ 3歳児健康診査等の聞き取りで約3割が育てにくさを感じている(H28年度)

親が感じる「育てにくさ」の要因は、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、慢性疾患によるもの、養育環境の問題等多岐にわたっています。そのため、当該保護者に対し

ては、医療機関や行政等の関係者による連携した支援や専門的相談等、保護者に寄り添った丁寧な育児支援が求められています。

具体的施策

①-1 切れ目のない支援の充実

各市町村の子育て世代包括支援センター設置に向けた進捗状況や課題を把握し、必要な支援を行うため、未設置市町村を対象に意見交換会や研修会の開催、先進的な事例の提供を行います。

①-2 産後うつ病等の早期発見と支援体制の充実

産科医療機関における産後うつ病に対する対応状況を把握し、市町村へ情報提供を行うなど、支援体制の充実を図ります。

また、特定妊婦や妊娠高血圧症候群等ハイリスク妊婦のほか、生活基盤がぜい弱と思われる妊婦等に対して、市町村において関係機関が連携して支援していく体制づくりを働きかけます。

さらに、新生児の聴覚障がいを早期に発見するために産科医療機関で実施されている新生児聴覚検査の実施状況を把握し、支援が必要な子ども及びその保護者に対する支援体制を整備します。

①-3 母子保健関係者の資質の向上

出産年齢の高齢化、不妊に悩む夫婦の増加、育児中の母子の孤立化等、現代の社会状況の変化により、母子保健の課題が多様化しています。また、本県の10歳代の人工妊娠中絶実施率は全国平均より高い状況にあります。

このような状況の中、支援ニーズも複雑化しており、医療や福祉が連携した対応が求められています。

市町村単独では解決できない広域的な取組みの必要性等の地域の課題を的確に捉えて対応していくため、各圏域（保健所）において母子保健関係者連絡会や研修会を開催します。

② 早産予防対策の充実と極低出生体重児の支援体制の充実

低出生体重児の出生を減少させるため、産科・歯科医療機関及び行政が連携して行う「早産予防対策」に取り組む市町村を拡大するとともに、妊娠中の健康管理を徹底するため、妊婦等への禁煙や歯周病予防に関する指導や妊婦健康診査や歯科検診の受診の必要性等の啓発を行います。

また、妊婦が、妊娠・出産に関する適切な知識や情報を得ることができるよう、県ホームページ等により、妊婦健康診査の必要性やマタニティマークの活用等の情報を積極的に提供します。

③-1 女性特有の悩みに対応する女性のケア事業の充実

妊娠や出産に伴う女性の心身の悩みについて、熊本県女性相談センターで「妊娠とこころの相談」事業により、様々な電話相談や面接相談に対応しているところです。広報等を活用して、相談事業の周知を図るとともに、妊娠や思春期等のからだやこころの悩み等、様々な悩みに応じることができるよう相談員へ専門研修を実施する等など相談事業の充実を図ります。

③-2 不妊治療費の助成、妊娠出産に関する知識の普及啓発及び相談支援

医療保険が適用されず、高額な医療費が必要とされる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、市町村が実施する一般不妊治療（人工授精）費に関する助成を行います。

不妊に対する様々な疑問や不安の軽減が図られるよう、熊本県女性相談センターにおいて不妊相談についても対応します。

また、将来子どもを望む人に対して、妊孕性^{にんようせい}や妊娠・出産に関する正しい情報を提供します。

④ 小児慢性特定疾病を有する子どもへの医療費助成及び関係機関の連携による移行期医療体制の構築

小児慢性特定疾病を有する子どもは治療が長期にわたり医療費が高額になることから、医療費の自己負担の一部を助成し負担軽減を図るとともに、長期療養している児童の自立や成長支援、仲間づくり等により、保護者の不安軽減を図ります。

また、NICU入院の重症心身障がい児について、NICU医療機関と行政とが連携を密にし、退院前訪問を行うなど、安心して地域への移行ができるように支援します

小児慢性特定疾病医療費助成を受けている子どもが、成人後も適切な医療を受けられるように、当事者及びその家族の意向について状況を把握し、それらをもとに関係機関等による協議を行うような移行期医療の支援体制の構築を目指します。

⑤ 育てにくさを感じる保護者に対する関係者が連携した支援

子どもの心身の発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を支援するため、医療機関や行政等の関係者による連携した支援や相談対応を行います。

発達障がいの特性を理解し、子育て中の保護者の悩みに寄り添った支援ができるよう、保健師等への研修会を開催し、支援の充実を図ります。

数値目標

項 目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	9 市町村 (H30)	45 市町村	第 7 次熊本県保健医療計画指標
極低出生体重児出生率	8.6‰ (H29)	7.5‰以下	第 7 次熊本県保健医療計画指標
育てにくさを感じたときに、相談先等の解決方法を知っている割合 (3 歳児健康診査時)	87.5% (H30)	90%	第 7 次熊本県保健医療計画指標

(2) 学校における性に関する指導の充実

現状・課題

① 子どもたちの心身の調和的発達の重視が必要

子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することは重要です。しかし、近年は性情報が氾濫するなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。このため、特に、学校教育をとおして子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようになることが課題となっています。

② 性に関する指導における「個別指導」の必要性

性に関する問題はデリケートな内容を含むことから、不安や悩み等の課題を抱えた児童生徒に対して適切な個別指導を行うことが求められます。こうした相談を受ける担任や養護教諭等も対応の難しさに困惑することもあります。

具体的施策

① 自らの健康を適切に管理し改善していく能力、及び健康に係る情報を収集し意思決定・行動選択していく能力の育成

児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で性に関わる課題について児童生徒たちの共通理解を深め、家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得ながら「集団」「個別」の両面から効果的な指導を行います。

また、関係機関との連携を図り、個々の学校において性に関する指導講演会等を実施します。

② 性に関する指導の「組織的・専門的な個別指導」の充実

児童生徒からの相談を受けた担任や養護教諭等の教職員が迅速かつ適切に問題を解決するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した体制づくりを推進します。

(3) 思春期保健対策の充実

現状・課題

① 10代の人工妊娠中絶率が全国平均より高い

本県における10代の人工妊娠中絶率は、平成25年度(2013年度)は8.0‰(346人)でしたが、平成30年度(2018年度)には5.1‰(211人)となり、改善の傾向が見られます。

しかし、全国平均が4.8‰であることを踏まえれば、学校保健と連携した思春期保健対策の更なる充実が求められます。

具体的施策

① 学校保健等関係者と連携した思春期保健対策の推進

中学生・高校生の自己尊厳感を高め、性の正しい知識を普及するための健康教育を学校と連携して行います。

また、講演会等をとおして、性や生、ライフデザインに関する正しい知識の普及・啓発や相談窓口の周知を行います。

数値目標

項目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
10代の人工妊娠中絶率	5.1‰	減少 (5.0‰以下)	第7次熊本県保健医療計画指標

5 仕事と生活の調和の推進

現状・課題

① 仕事と生活の調和を図ることが必要

・妊娠・出産・子育てしながら働き続ける職場環境整備の推進が必要

内閣府の「令和元年（2019年）版少子化社会対策白書」によると、全国的には、出産前に仕事をしてきた女性のうち約4割が出産を機に退職しています。このことから、出産・子育てに伴う女性の就労継続は依然として厳しいことがうかがえます。

女性が就業を継続するためには、男性も含めた育児休業取得促進に加えて、柔軟な働き方ができる就業環境づくりが欠かせません。このため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知・徹底等により、妊娠・出産・子育てしながら働き続ける職場環境整備を推進する必要があります。

・多様な働き方の実現のため、企業への働き方改革が必要

「平成30年度（2018年度）熊本県労働条件等実態調査」によると、企業によるワーク・ライフ・バランスの取り組み内容別実施率において、フレックスタイム制及び時差出勤は25.1%、テレワークや在宅勤務は3%にとどまるなど、企業における多様な働き方の取り組み実施率は未だ低い状況にあります。

男女がともに仕事と家庭生活を優先できるようにするためには、個々のライフスタイルやライフステージに合わせた多様な働き方を普及させ、一般企業への意識啓発や導入の働きかけを更に徹底することが必要です。

・男女がともに能力を発揮できる環境整備が必要

「平成30年度（2018年度）熊本県労働条件等実態調査」によると、本県の民間企業における管理職（係長以上）に占める女性の割合は21.9%で、依然として低い水準にとどまっています。

男女がともにいきいきと働き続けられる社会をつくるため、女性のスキルアップやモチベーションの維持・向上を支援するとともに、女性の育成、登用や働きやすい職場環境の整備に関する経営者等の意識改革に取り組む必要があります。

② 様々な勤務形態に対応可能な保育施設が必要

医師・看護職員等の医療従事者は職業柄、夜勤や休日出勤、急患対応による予想外の時間外労働（残業）の発生等があることから、地域の認可保育所ではニーズに完全に対応できない場合があります。このため、医療従事者が不足している状況において、子どもを持つ医師・看護職員の特殊な勤務形態に対応可能な、勤務する医療機関内等の保育施設が必要です。

具体的施策

①-1 企業等を対象としたセミナー等の開催

関係機関と連携して、企業等の人事労務担当者・労働者等を対象とした職場環境整備等のセミナーや講習会を開催します。また、ホームページ等において、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の事例紹介等の情報提供を行います。

①-2 働きやすい職場づくりの促進

仕事と家庭の両立支援など、職場環境の改善に取り組もうとする中小企業で実施される研修会等に、専門的な知識を有する講師（社会保険労務士）を派遣し、働きやすい職場環境づくりの促進を行います。

①-3 事業者等における男女共同参画の促進

企業等で働く女性を対象としたセミナーを開催し、女性のスキルアップを支援します。また、男女共同参画の推進に取り組む事業者の表彰やセミナー開催等により先進企業の取組み事例の紹介を行うとともに、働きやすい職場環境の整備や女性の登用等に関する目標を設定・宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の実施を事業所・団体等に働きかけ、事業者等における男女共同参画を促進します。

①-4 仕事と家庭の両立支援に関する企業への支援

専門講師の派遣や融資制度等により、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を支援するとともに、企業向け啓発セミナーの開催や企業へのワーク・ライフ・バランスの取組みの周知広報をとおして、県内企業への意識啓発を進めます。

①-5 再就職へのチャレンジ支援

「しごと相談・支援センター（愛称：くまジョブ）」において、出産や育児を理由に離職し、再就職を希望している女性や、子育て中の女性等を対象に、キャリアコンサルティングや仕事と子育ての両立を支援するためのセミナー等を実施し、就業促進を図ります。

①-6 保育サービス等の両立支援サービスの充実

市町村計画に基づいて、保育所入所待機児童の解消に取り組むとともに、一時預かりやファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の仕事と子育ての両立を支援する各種サービスについて、事業の実施主体である市町村において地域住民のニーズ等を踏まえた取組みが推進されるよう支援します。

② 病院内保育所等の設置の促進

子どもを持つ医療従事者の勤務環境の整備により、就労継続支援と潜在医療従事者の再就職の促進を図るため、病院内保育所を設置する医療機関に対し、施設整備や運営費の補助を行うなどして、その設置を促進します。

数値目標

項 目	現状 (H30)	目標値 (R6)	目標設定の考え方
育児休業の取得率 (男性)	5.7%	13.0%	国は「WLB 推進のための行動指針」にて、指針策定時 (H22 で 1.23%) から 10 年後の 2020 年 (R2) の目標値を 13%としている。H30においても未達成であるため、同様の目標を設定する。
「女性の社会参画加速 化宣言」を行った事業 所・団体等の数	117 事業所 ・ 団体等	240 事業所 ・ 団体等	年間 20 事業所・団体の増加を目安として目標を設定。

6 総合的な放課後児童対策の推進

現状・課題

① 「新・放課後子ども総合プラン」の推進が必要

次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年（2014年）7月に「放課後子ども総合プラン」を、平成30年（2018年）9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。

この間、児童福祉法が改正され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と規定されました。子どもの最善の利益を実現していくことが放課後児童対策全般に強く求められています。また、地域学校協働活動の一環として、放課後等においても地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、社会総掛かりによる教育の実現が求められています。

このプランでは、これまでの放課後児童対策の取組みを更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることが求められています。

② 放課後児童クラブの拡充と質の向上が求められている

放課後児童クラブのニーズの高まりや対象児童の拡大により、今後は更に放課後児童クラブの受け皿の整備や適正規模への分割の推進が求められています。

また、放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の確保と資質の向上が必要になります。

具体的施策

①-1 従事者・参画者の研修等

教育委員会と連携のうえ、放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上を図るため、合同の研修を開催します。

①-2 教育委員会との連携の促進

教育委員会と連携のうえ、放課後対策の総合的なあり方について検討するために推進委員会を設置し、市町村において円滑な取組み促進が図られるよう働きかけていきます。

②-1 放課後児童クラブ施設整備事業の実施

増加が見込まれる利用児童数に対応するために、学校の余裕教室の活用や施設整備（創設、改築、大規模改修等）を進め、児童が良好な環境で過ごすことができるよう取り組みます。

②-2 放課後児童健全育成事業の実施

開所時間の延長、土曜日や長期休暇期間中の開設、高学年や障がい児の受入体制の充実等、保護者や対象児童のニーズに対応した取組みが図られるよう市町村が実施する事業を支援します。

③-3 放課後児童支援員の認定資格研修の実施

国の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に基づき、放課後児童支援員に対して、「認定資格研修」を実施します。

県が定める設定区域における
ニーズ及び確保量

【熊本県全体】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	11,905	33,350	26,661	11,781	33,132	26,703	11,524	32,385	26,814	11,374	31,958	26,393	11,216	31,450	25,966	
確保 方 策	幼稚園	7,914		7,855			7,715			7,635			7,635			
	認定こども園(幼稚園部分)	7,807		8,004			8,079			8,064			8,164			
	認定こども園(保育所部分)		8,959	6,460		10,070	7,250		10,175	7,303		10,165	7,313		10,195	7,343
	保育所		23,981	17,636		22,982	16,983		23,019	17,098		23,054	17,127		23,040	17,134
	地域型保育事業			1,719			1,776			1,788			1,788			1,788
	企業主導型(地域枠分)		68	236		68	245		68	245		68	245		68	245
合計	15,721	33,008	26,051	15,859	33,120	26,254	15,794	33,262	26,434	15,699	33,287	26,473	15,799	33,303	26,510	
確保方策-量の見込み	3,816	▲ 342	▲ 610	4,078	▲ 12	▲ 449	4,270	877	▲ 380	4,325	1,329	80	4,583	1,853	544	

■表中の1～3号は、以下の設定区分を表しています。

【1号認定】利用先：幼稚園、認定こども園

3～5歳の児童で、幼稚園等での教育を希望

【2号認定】利用先：保育所、認定こども園、企業主導型保育事業（地域枠分）

3～5歳の児童で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望

【3号認定】利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業（地域枠分）

0～2歳の児童で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望

【留意事項】

- ・市町村計画の数を基に県計画として作成しています。
- ・2号認定の「量の見込み」及び1号認定の「確保方策」には、2号認定のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」の数を含んでいます。

No.01【熊本区域(合計)】 ※1号認定の量の見込み及び確保方針については、8圏域を区域としているため、8区域の計及び合計表のみに数を記載しています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	7,348	12,420	10,344	7,290	12,677	10,631	7,167	12,469	10,970	7,076	12,309	10,781	6,946	12,082	10,597	
確保方針	幼稚園	5,006			4,947			4,947			4,947			4,947		
	認定こども園(幼稚園部分)	4,638			4,825			4,825			4,825			4,825		
	認定こども園(保育所部分)		5,903	4,026		6,962	4,758		6,962	4,758		6,962	4,758		6,962	4,758
	保育所		6,358	4,488		5,393	3,782		5,393	3,782		5,393	3,782		5,393	3,782
	地域型保育事業			1,251			1,251			1,251			1,251			1,251
	企業主導型(地域枠分)		48	210		48	210		48	210		48	210		48	210
合計	9,644	12,309	9,975	9,772	12,403	10,001	9,772	12,403	10,001	9,772	12,403	10,001	9,772	12,403	10,001	
確保方針-量の見込み	2,296	▲ 111	▲ 369	2,482	▲ 274	▲ 630	2,605	▲ 66	▲ 969	2,696	94	▲ 780	2,826	321	▲ 596	

No.01-01【熊本 中央A】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	908	1,539	1,407	901	1,621	1,454	886	1,657	1,495	873	1,648	1,492	857	1,625	1,488	
確保方針	幼稚園	926			926			926			926			926		
	認定こども園(幼稚園部分)	531			531			531			531			531		
	認定こども園(保育所部分)		521	344		577	396		577	396		577	396		577	396
	保育所		540	439		484	387		484	387		484	387		484	387
	地域型保育事業			127			127			127			127			127
	企業主導型(地域枠分)		3	31		3	31		3	31		3	31		3	31
合計	1,457	1,064	941	1,457	1,064	941	1,457	1,064	941	1,457	1,064	941	1,457	1,064	941	
確保方針-量の見込み	549	▲ 475	▲ 466	556	▲ 557	▲ 513	571	▲ 593	▲ 554	584	▲ 584	▲ 551	600	▲ 561	▲ 547	

No.01-01-01【熊本 中央①】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	398	363	0	392	388	0	392	395	0	389	392	0	395	387	
確保方針	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		144	98		144	98		144	98		144	98		144	98
	保育所		190	133		190	133		190	133		190	133		190	133
	地域型保育事業			72			72			72			72			72
	企業主導型(地域枠分)		3	31		3	31		3	31		3	31		3	31
合計	0	337	334	0	337	334	0	337	334	0	337	334	0	337	334	
確保方針-量の見込み	0	▲ 61	▲ 29	0	▲ 55	▲ 54	0	▲ 55	▲ 61	0	▲ 52	▲ 58	0	▲ 58	▲ 53	

No.01-01-02【熊本 中央②】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	426	425	0	447	418	0	444	420	0	423	423	0	401	428	
確保方針	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		282	200		338	252		338	252		338	252		338	252
	保育所		217	177		161	125		161	125		161	125		161	125
	地域型保育事業			55			55			55			55			55
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	499	432	0	499	432	0	499	432	0	499	432	0	499	432	
確保方針-量の見込み	0	73	7	0	52	14	0	55	12	0	76	9	0	98	4	

No.01-01-03【熊本 中央③】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	206	182	0	212	202	0	212	221	0	209	216	0	217	211	
確保方針	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		95	46		95	46		95	46		95	46		95	46
	保育所		133	129		133	129		133	129		133	129		133	129
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	228	175	0	228	175	0	228	175	0	228	175	0	228	175	
確保方針-量の見込み	0	22	▲ 7	0	16	▲ 27	0	16	▲ 46	0	19	▲ 41	0	11	▲ 36	

No.01-02【熊本 中央B】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	1,744	1,083	891	1,730	1,091	872	1,701	1,071	887	1,680	1,033	875	1,649	978	862	
確保方針	幼稚園	1,060		1,060			1,060			1,060			1,060			
	認定こども園(幼稚園部分)	998		1,013			1,013			1,013			1,013			
	認定こども園(保育所部分)		567	373		621	416		621	416		621	416		621	416
	保育所		648	457		594	414		594	414		594	414		594	414
	地域型保育事業			83			83			83			83			83
	企業主導型(地域枠分)		7	51		7	51		7	51		7	51		7	51
合計	2,058	1,222	964	2,073	1,222	964	2,073	1,222	964	2,073	1,222	964	2,073	1,222	964	
確保方針-量の見込み	314	139	73	343	131	92	372	151	77	393	189	89	424	244	102	

No.01-02-04【熊本 中央④】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	509	437	0	570	446	0	609	459	0	627	461	0	612	462	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		90	77		90	77		90	77		90	77		90	77
	保育所		293	197		293	197		293	197		293	197		293	197
	地域型保育事業			22			22			22			22			22
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	383	296	0	383	296	0	383	296	0	383	296	0	383	296	
確保方針-量の見込み	0	▲ 126	▲ 141	0	▲ 187	▲ 150	0	▲ 226	▲ 163	0	▲ 244	▲ 165	0	▲ 229	▲ 166	

No.01-02-05【熊本 中央⑤】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	508	429	0	532	401	0	520	405	0	490	402	0	449	399	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		197	103		251	146		251	146		251	146		251	146
	保育所		168	122		114	79		114	79		114	79		114	79
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		7	37		7	37		7	37		7	37		7	37
合計	0	372	262	0	372	262	0	372	262	0	372	262	0	372	262	
確保方針-量の見込み	0	▲ 136	▲ 167	0	▲ 160	▲ 139	0	▲ 148	▲ 143	0	▲ 118	▲ 140	0	▲ 77	▲ 137	

No.01-02-06【熊本 中央⑥】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	575	462	0	559	471	0	551	482	0	543	473	0	529	463	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		280	193		280	193		280	193		280	193		280	193
	保育所		187	138		187	138		187	138		187	138		187	138
	地域型保育事業			61			61			61			61			61
	企業主導型(地域枠分)		0	14		0	14		0	14		0	14		0	14
合計	0	467	406	0	467	406	0	467	406	0	467	406	0	467	406	
確保方針-量の見込み	0	▲ 108	▲ 56	0	▲ 92	▲ 65	0	▲ 84	▲ 76	0	▲ 76	▲ 67	0	▲ 62	▲ 57	

No.01-03【熊本 東A】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	943	1,245	1,086	936	1,279	1,106	920	1,252	1,154	909	1,256	1,129	892	1,223	1,107	
確保方針	幼稚園	700		700			700			700			700			
	認定こども園(幼稚園部分)	380		435			435			435			435			
	認定こども園(保育所部分)		594	350		677	402		677	402		677	402		677	402
	保育所		537	376		454	324		454	324		454	324		454	324
	地域型保育事業			187			187			187			187			187
	企業主導型(地域枠分)		5	40		5	40		5	40		5	40		5	40
合計	1,080	1,136	953	1,135	1,136	953	1,135	1,136	953	1,135	1,136	953	1,135	1,136	953	
確保方針-量の見込み	137	▲ 109	▲ 133	199	▲ 143	▲ 153	215	▲ 116	▲ 201	226	▲ 120	▲ 176	243	▲ 87	▲ 154	

No.01-03-07【熊本 東①】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	583	497	0	626	490	0	620	522	0	634	510	0	605	500
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		191	122		191	122		191	122		191	122		191	122
保育所		267	198		267	198		267	198		267	198		267	198
地域型保育事業			48			48			48			48			48
企業主導型(地域枠分)		1	10		1	10		1	10		1	10		1	10
合計	0	459	378	0	459	378	0	459	378	0	459	378	0	459	378
確保方策-量の見込み	0	▲124	▲119	0	▲167	▲112	0	▲161	▲144	0	▲175	▲132	0	▲146	▲122

No.01-03-08【熊本 東②】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	662	589	0	653	616	0	632	632	0	622	619	0	618	607
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		403	228		486	280		486	280		486	280		486	280
保育所		270	178		187	126		187	126		187	126		187	126
地域型保育事業			139			139			139			139			139
企業主導型(地域枠分)		4	30		4	30		4	30		4	30		4	30
合計	0	677	575	0	677	575	0	677	575	0	677	575	0	677	575
確保方策-量の見込み	0	15	▲14	0	24	▲41	0	45	▲57	0	55	▲44	0	59	▲32

No.01-04【熊本 東B】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	629	2,231	1,767	624	2,269	1,839	614	2,256	1,860	606	2,218	1,835	595	2,197	1,812
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	750			750			750			750			750		
認定こども園(保育所部分)		1,005	584		1,264	765		1,264	765		1,264	765		1,264	765
保育所		1,210	870		951	689		951	689		951	689		951	689
地域型保育事業			381			381			381			381			381
企業主導型(地域枠分)		14	45		14	45		14	45		14	45		14	45
合計	750	2,229	1,880	750	2,229	1,880	750	2,229	1,880	750	2,229	1,880	750	2,229	1,880
確保方策-量の見込み	121	▲2	113	126	▲40	41	136	▲27	20	144	11	45	155	32	68

No.01-04-09【熊本 東③】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	1,097	877	0	1,139	889	0	1,153	871	0	1,125	858	0	1,091	847
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		529	349		788	530		788	530		788	530		788	530
保育所		425	283		166	102		166	102		166	102		166	102
地域型保育事業			221			221			221			221			221
企業主導型(地域枠分)		11	16		11	16		11	16		11	16		11	16
合計	0	965	869	0	965	869	0	965	869	0	965	869	0	965	869
確保方策-量の見込み	0	▲132	▲8	0	▲174	▲20	0	▲188	▲2	0	▲160	11	0	▲126	22

No.01-04-10【熊本 東④】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	557	408	0	538	445	0	501	479	0	504	469	0	517	460
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		345	161		345	161		345	161		345	161		345	161
保育所		446	338		446	338		446	338		446	338		446	338
地域型保育事業			57			57			57			57			57
企業主導型(地域枠分)		3	18		3	18		3	18		3	18		3	18
合計	0	794	574	0	794	574	0	794	574	0	794	574	0	794	574
確保方策-量の見込み	0	237	166	0	256	129	0	293	95	0	290	105	0	277	114

No.01-04-11【熊本 東⑤】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	577	482	0	592	505	0	602	510	0	589	508	0	589	505	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		131	74		131	74		131	74		131	74		131	74
	保育所		339	249		339	249		339	249		339	249		339	249
	地域型保育事業			103			103			103			103			103
企業主導型(地域枠分)		0	11		0	11		0	11		0	11		0	11	
合計	0	470	437	0	470	437	0	470	437	0	470	437	0	470	437	
確保方針-量の見込み	0	▲ 107	▲ 45	0	▲ 122	▲ 68	0	▲ 132	▲ 73	0	▲ 119	▲ 71	0	▲ 119	▲ 68	

No.01-05【熊本 西】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	713	1,366	1,089	707	1,345	1,150	695	1,321	1,176	687	1,262	1,153	674	1,263	1,128	
確保方針	幼稚園	465		406			406			406			406			
	認定こども園(幼稚園部分)	469		506			506			506			506			
	認定こども園(保育所部分)		669	538		802	637		802	637		802	637		802	637
	保育所		808	595		769	522		769	522		769	522		769	522
	地域型保育事業			40			40			40			40			40
企業主導型(地域枠分)		3	8		3	8		3	8		3	8		3	8	
合計	934	1,480	1,181	912	1,574	1,207	912	1,574	1,207	912	1,574	1,207	912	1,574	1,207	
確保方針-量の見込み	221	114	92	205	229	57	217	253	31	225	312	54	238	311	79	

No.01-05-12【熊本 西①】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	305	220	0	297	236	0	295	239	0	272	233	0	274	226	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		246	198		246	198		246	198		246	198		246	198
	保育所		105	56		105	56		105	56		105	56		105	56
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2	
合計	0	352	256	0	352	256	0	352	256	0	352	256	0	352	256	
確保方針-量の見込み	0	47	36	0	55	20	0	57	17	0	80	23	0	78	30	

No.01-05-13【熊本 西②】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	468	390	0	461	423	0	448	432	0	450	421	0	461	411	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		56	46		136	112		136	112		136	112		136	112
	保育所		316	240		251	189		251	189		251	189		251	189
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
合計	0	372	286	0	387	301	0	387	301	0	387	301	0	387	301	
確保方針-量の見込み	0	▲ 96	▲ 104	0	▲ 74	▲ 122	0	▲ 61	▲ 131	0	▲ 63	▲ 120	0	▲ 74	▲ 110	

No.01-05-14【熊本 西③】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	330	299	0	326	301	0	323	315	0	304	316	0	293	316	
確保方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		228	159		238	159		238	159		238	159		238	159
	保育所		113	117		182	128		182	128		182	128		182	128
	地域型保育事業			40			40			40			40			40
企業主導型(地域枠分)		2	6		2	6		2	6		2	6		2	6	
合計	0	343	322	0	422	333	0	422	333	0	422	333	0	422	333	
確保方針-量の見込み	0	13	23	0	96	32	0	99	18	0	118	17	0	129	17	

No.01-05-15【熊本 西④】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	81	51	0	71	56	0	74	53	0	62	50	0	63	48
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		45	55		45	55		45	55		45	55		45	55
保育所		87	52		87	52		87	52		87	52		87	52
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	132	107	0	132	107	0	132	107	0	132	107	0	132	107
確保方策-量の見込み	0	51	56	0	61	51	0	58	54	0	70	57	0	69	59

No.01-05-16【熊本 西⑤】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	182	129	0	190	134	0	181	137	0	174	133	0	172	127
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		94	80		137	113		137	113		137	113		137	113
保育所		187	130		144	97		144	97		144	97		144	97
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	281	210	0	281	210	0	281	210	0	281	210	0	281	210
確保方策-量の見込み	0	99	81	0	91	76	0	100	73	0	107	77	0	109	83

No.01-06【熊本 南】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	1,021	2,622	2,172	1,013	2,728	2,225	996	2,665	2,301	983	2,648	2,257	965	2,595	2,215
幼稚園	700			700			700			700			700		
認定こども園(幼稚園部分)	753			793			793			793			793		
認定こども園(保育所部分)		1,309	943		1,561	1,086		1,561	1,086		1,561	1,086		1,561	1,086
保育所		1,473	993		1,221	850		1,221	850		1,221	850		1,221	850
地域型保育事業			293			293			293			293			293
企業主導型(地域枠分)		16	35		16	35		16	35		16	35		16	35
合計	1,453	2,798	2,264	1,493	2,798	2,264	1,493	2,798	2,264	1,493	2,798	2,264	1,493	2,798	2,264
確保方策-量の見込み	432	176	92	480	70	39	497	133	▲ 37	510	150	7	528	203	49

No.01-06-17【熊本 南①】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	231	171	0	230	174	0	223	173	0	207	171	0	203	170
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		203	117		203	117		203	117		203	117		203	117
保育所		84	58		84	58		84	58		84	58		84	58
地域型保育事業			18			18			18			18			18
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	287	193	0	287	193	0	287	193	0	287	193	0	287	193
確保方策-量の見込み	0	56	22	0	57	19	0	64	20	0	80	22	0	84	23

No.01-06-18【熊本 南②】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	1,018	875	0	1,054	897	0	1,031	910	0	1,021	888	0	997	866
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		314	202		465	290		465	290		465	290		465	290
保育所		613	432		462	344		462	344		462	344		462	344
地域型保育事業			193			193			193			193			193
企業主導型(地域枠分)		13	31		13	31		13	31		13	31		13	31
合計	0	940	858	0	940	858	0	940	858	0	940	858	0	940	858
確保方策-量の見込み	0	▲ 78	▲ 17	0	▲ 114	▲ 39	0	▲ 91	▲ 52	0	▲ 81	▲ 30	0	▲ 57	▲ 8

No.01-06-19【熊本 南③】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	582	494	0	601	509	0	591	525	0	588	516	0	577	508
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		613	470		613	470		613	470		613	470		613	470
保育所		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
地域型保育事業			40			40			40			40			40
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	613	510	0	613	510	0	613	510	0	613	510	0	613	510
確保方策-量の見込み	0	31	16	0	12	1	0	22	▲15	0	25	▲6	0	36	2

No.01-06-20【熊本 南④】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	268	211	0	288	216	0	301	217	0	299	217	0	294	216
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		98	103		199	158		199	158		199	158		199	158
保育所		200	116		99	61		99	61		99	61		99	61
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	298	219	0	298	219	0	298	219	0	298	219	0	298	219
確保方策-量の見込み	0	30	8	0	10	3	0	▲3	2	0	▲1	2	0	4	3

No.01-06-21【熊本 南⑤】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	94	69	0	91	86	0	89	105	0	97	101	0	111	98
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
保育所		168	103		168	103		168	103		168	103		168	103
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	168	103	0	168	103	0	168	103	0	168	103	0	168	103
確保方策-量の見込み	0	74	34	0	77	17	0	79	▲2	0	71	2	0	57	5

No.01-06-22【熊本 南⑥】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	429	352	0	464	343	0	430	371	0	436	364	0	413	357
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		81	51		81	51		81	51		81	51		81	51
保育所		408	284		408	284		408	284		408	284		408	284
地域型保育事業			42			42			42			42			42
企業主導型(地域枠分)		3	4		3	4		3	4		3	4		3	4
合計	0	492	381	0	492	381	0	492	381	0	492	381	0	492	381
確保方策-量の見込み	0	63	29	0	28	38	0	62	10	0	56	17	0	79	24

No.01-07【熊本 北A】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	577	1,324	1,143	573	1,353	1,175	563	1,307	1,213	556	1,316	1,181	546	1,292	1,149
幼稚園	460			460			460			460			460		
認定こども園(幼稚園部分)	429			454			454			454			454		
認定こども園(保育所部分)		862	612		1,003	723		1,003	723		1,003	723		1,003	723
保育所		734	465		593	354		593	354		593	354		593	354
地域型保育事業			58			58			58			58			58
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	889	1,596	1,135	914	1,596	1,135	914	1,596	1,135	914	1,596	1,135	914	1,596	1,135
確保方策-量の見込み	312	272	▲8	341	243	▲40	351	289	▲78	358	280	▲46	368	304	▲14

No.01-07-23【熊本 北①】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	454	340	0	447	363	0	417	387	0	419	373	0	423	361
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		254	180		254	180		254	180		254	180		254	180
保育所		349	195		349	195		349	195		349	195		349	195
地域型保育事業			21			21			21			21			21
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	603	396	0	603	396	0	603	396	0	603	396	0	603	396
確保方策-量の見込み	0	149	56	0	156	33	0	186	9	0	184	23	0	180	35

No.01-07-24【熊本 北②】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	526	498	0	543	487	0	534	477	0	515	470	0	486	462
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		455	340		534	392		534	392		534	392		534	392
保育所		216	149		137	97		137	97		137	97		137	97
地域型保育事業			21			21			21			21			21
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	671	510	0	671	510	0	671	510	0	671	510	0	671	510
確保方策-量の見込み	0	145	12	0	128	23	0	137	33	0	156	40	0	185	48

No.01-07-25【熊本 北②】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	344	305	0	363	325	0	356	349	0	382	338	0	383	326
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		153	92		215	151		215	151		215	151		215	151
保育所		169	121		107	62		107	62		107	62		107	62
地域型保育事業			16			16			16			16			16
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	322	229	0	322	229	0	322	229	0	322	229	0	322	229
確保方策-量の見込み	0	▲ 22	▲ 76	0	▲ 41	▲ 96	0	▲ 34	▲ 120	0	▲ 60	▲ 109	0	▲ 61	▲ 97

No.01-08【熊本 北B】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	813	1,010	789	806	991	810	792	940	884	782	928	859	768	909	836
幼稚園	695			695			695			695			695		
認定こども園(幼稚園部分)	328			343			343			343			343		
認定こども園(保育所部分)		376	282		457	333		457	333		457	333		457	333
保育所		408	293		327	242		327	242		327	242		327	242
地域型保育事業			82			82			82			82			82
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	1,023	784	657	1,038	784	657	1,038	784	657	1,038	784	657	1,038	784	657
確保方策-量の見込み	210	▲ 226	▲ 132	232	▲ 207	▲ 153	246	▲ 156	▲ 227	256	▲ 144	▲ 202	270	▲ 125	▲ 179

No.01-08-26【熊本 北④】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	487	393	0	491	398	0	445	452	0	457	437	0	443	422
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		130	93		211	144		211	144		211	144		211	144
保育所		280	195		199	144		199	144		199	144		199	144
地域型保育事業			39			39			39			39			39
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	410	327	0	410	327	0	410	327	0	410	327	0	410	327
確保方策-量の見込み	0	▲ 77	▲ 66	0	▲ 81	▲ 71	0	▲ 35	▲ 125	0	▲ 47	▲ 110	0	▲ 33	▲ 95

No.01-08-27【熊本 北⑤】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	523	396	0	500	412	0	495	432	0	471	422	0	466	414	
確保 方 策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		246	189		246	189		246	189		246	189		246	189
	保育所		128	98		128	98		128	98		128	98		128	98
	地域型保育事業			43			43			43			43			43
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	374	330	0	374	330	0	374	330	0	374	330	0	374	330	
確保方策-量の見込み	0	▲ 149	▲ 66	0	▲ 126	▲ 82	0	▲ 121	▲ 102	0	▲ 97	▲ 92	0	▲ 92	▲ 84	

No.02【八代区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	277	2,610	1,840	273	2,567	1,820	260	2,444	1,838	256	2,408	1,816	253	2,382	1,791	
確保 方 策	幼稚園	660		660			660			660			660			
	認定こども園(幼稚園部分)	175		175			175			175			175			
	認定こども園(保育所部分)		268	197		268	197		268	197		268	197		268	197
	保育所		2,327	1,678		2,327	1,678		2,327	1,678		2,327	1,678		2,327	1,678
	地域型保育事業			38			38			38			38			38
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	835	2,595	1,913	835	2,595	1,913	835	2,595	1,913	835	2,595	1,913	835	2,595	1,913	
確保方策-量の見込み	558	▲ 15	73	562	28	93	575	151	75	579	187	97	582	213	122	

No.03【人吉区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	221	543	449	213	524	442	202	495	440	192	471	428	189	464	416	
確保 方 策	幼稚園	90		90			90			90			90			
	認定こども園(幼稚園部分)	175		175			175			175			175			
	認定こども園(保育所部分)		333	347		333	347		333	347		333	347		333	347
	保育所		293	257		293	257		293	257		293	257		293	257
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	6		0	6		0	6		0	6		0	6
合計	265	626	610	265	626	610	265	626	610	265	626	610	265	626	610	
確保方策-量の見込み	44	83	161	52	102	168	63	131	170	73	155	182	76	162	194	

No.04【荒尾区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	402	894	856	394	905	821	375	891	795	368	905	799	343	873	778	
確保 方 策	幼稚園	50		50			50			50			50			
	認定こども園(幼稚園部分)	379		379			379			379			379			
	認定こども園(保育所部分)		254	214		254	214		254	214		254	214		254	214
	保育所		669	546		669	546		669	546		669	546		669	546
	地域型保育事業			19			19			19			19			19
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	429	923	779	429	923	779	429	923	779	429	923	779	429	923	779	
確保方策-量の見込み	27	29	▲ 77	35	18	▲ 42	54	32	▲ 16	61	18	▲ 20	86	50	1	

No.05【水俣区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	93	425	374	93	426	351	89	409	346	85	388	343	77	366	328	
確保 方 策	幼稚園	80		80			80			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	138		138			138			138			138			
	認定こども園(保育所部分)		171	133		171	133		171	133		171	133		171	133
	保育所		291	249		291	249		291	249		291	249		291	249
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	218	462	382	218	462	382	218	462	382	138	462	382	138	462	382	
確保方策-量の見込み	125	37	8	125	36	31	129	53	36	53	74	39	61	96	54	

No.06【五名区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		426	1,192	986	458	1,175	970	445	1,140	968	435	1,115	951	428	1,097	933
確保 方 策	幼稚園	330			330			330			330			330		
	認定こども園(幼稚園部分)	145			145			130			120			120		
	認定こども園(保育所部分)		235	161		235	161		240	169		240	169		240	169
	保育所		856	649		856	670		866	693		880	698		894	713
	地域型保育事業			36			74			74			74			74
	企業主導型(地域枠分)		0	15		0	24		0	24		0	24		0	24
合計		475	1,091	861	475	1,091	929	460	1,106	960	450	1,120	965	450	1,134	980
確保方策-量の見込み		49	▲ 101	▲ 125	17	▲ 84	▲ 41	15	▲ 34	▲ 8	15	5	14	22	37	47

No.07【山鹿区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		51	1,109	793	50	1,075	775	46	1,009	767	44	959	763	43	940	756
確保 方 策	幼稚園	105			105			105			105			105		
	認定こども園(幼稚園部分)	45			45			45			45			45		
	認定こども園(保育所部分)		62	38		62	38		62	38		62	38		62	38
	保育所		972	748		972	748		972	748		972	748		972	748
	地域型保育事業			14			14			14			14			14
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		150	1,034	800	150	1,034	800	150	1,034	800	150	1,034	800	150	1,034	800
確保方策-量の見込み		99	▲ 75	7	100	▲ 41	25	104	25	33	106	75	37	107	94	44

No.08【菊池区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		132	1,066	911	129	1,041	910	129	1,038	898	125	1,010	888	125	1,010	878
確保 方 策	幼稚園	15			15			15			15			15		
	認定こども園(幼稚園部分)	175			175			175			175			175		
	認定こども園(保育所部分)		145	88		145	88		145	88		145	83		145	83
	保育所		962	863		962	863		962	863		932	848		932	848
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	5		0	5		0	5		0	5		0	5
合計		190	1,107	956	190	1,107	956	190	1,107	956	190	1,077	936	190	1,077	936
確保方策-量の見込み		58	41	45	61	66	46	61	69	58	65	67	48	65	67	58

No.09【宇土区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		130	766	668	128	753	670	132	781	632	133	784	621	133	783	607
確保 方 策	幼稚園	183			183			183			183			183		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		761	506		761	506		804	543		810	557		810	557
	地域型保育事業			31			50			50			50			50
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		183	761	537	183	761	556	183	804	593	183	810	607	183	810	607
確保方策-量の見込み		53	▲ 5	▲ 131	55	8	▲ 114	51	23	▲ 39	50	26	▲ 14	50	27	0

No.010【上天草区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		11	499	346	18	469	334	21	432	316	24	408	300	26	393	286
確保 方 策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	30			30			30			30			30		
	認定こども園(保育所部分)		75	55		75	55		75	55		75	55		75	55
	保育所		431	269		431	269		421	269		411	269		401	269
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		30	506	324	30	506	324	30	496	324	30	486	324	30	476	324
確保方策-量の見込み		19	7	▲ 22	12	37	▲ 10	9	64	8	6	78	24	4	83	38

No.11【宇城区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	200	1,156	940	200	1,139	921	200	1,125	882	200	1,113	868	200	1,086	856	
確保方針	幼稚園	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(幼稚園部分)	352		352		352		352		352		352		352		
	認定こども園(保育所部分)		104	100		104	100		104	100		104	100		104	100
	保育所		1,110	850		1,104	851		1,104	851		1,104	851		1,104	851
	地域型保育事業			5			5			5			5			5
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	352	1,214	955	352	1,208	956	352	1,208	956	352	1,208	956	352	1,208	956	
確保方針-量の見込み	152	58	15	152	69	35	152	83	74	152	95	88	152	122	100	

No.12【阿蘇区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	46	552	418	43	514	410	43	508	404	41	483	394	40	474	383	
確保方針	幼稚園	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(幼稚園部分)	72		72		72		72		72		72		72		
	認定こども園(保育所部分)		157	136		157	136		157	136		157	136		157	136
	保育所		388	317		388	317		388	317		388	317		388	317
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	72	545	453	72	545	453	72	545	453	72	545	453	72	545	453	
確保方針-量の見込み	26	▲ 7	35	29	31	43	29	37	49	31	62	59	32	71	70	

No.13【天草区域(合計)】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	136	1,472	1,154	129	1,395	1,137	123	1,330	1,099	120	1,306	1,064	118	1,285	1,028	
確保方針	幼稚園	235		235		235		235		235		235		235		
	認定こども園(幼稚園部分)	30		30		30		30		30		30		30		
	認定こども園(保育所部分)		20	45		20	45		15	40		15	40		15	40
	保育所		1,331	1,009		1,331	999		1,276	1,014		1,271	1,009		1,251	1,004
	地域型保育事業			12			12			12			12			12
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	265	1,351	1,066	265	1,351	1,056	265	1,291	1,066	265	1,286	1,061	265	1,266	1,056	
確保方針-量の見込み	129	▲ 121	▲ 88	136	▲ 44	▲ 81	142	▲ 39	▲ 33	145	▲ 20	▲ 3	147	▲ 19	28	

No.13-01【天草東部区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	8	271	180	8	263	168	8	250	161	7	245	155	7	229	149	
確保方針	幼稚園	15		15		15		15		15		15		15		
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		251	189		251	179		245	165		240	160		225	155
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	15	251	189	15	251	179	15	245	165	15	240	160	15	225	155	
確保方針-量の見込み	7	▲ 20	9	7	▲ 12	11	7	▲ 5	4	8	▲ 5	5	8	▲ 4	6	

No.13-02【天草中央区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	124	964	793	117	922	792	112	877	771	110	875	751	108	874	730	
確保方針	幼稚園	205		205		205		205		205		205		205		
	認定こども園(幼稚園部分)	15		15		15		15		15		15		15		
	認定こども園(保育所部分)		15	30		15	30		10	25		10	25		10	25
	保育所		851	659		851	659		811	689		811	689		811	689
	地域型保育事業			12			12			12			12			12
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	220	866	701	220	866	701	220	821	726	220	821	726	220	821	726	
確保方針-量の見込み	96	▲ 98	▲ 92	103	▲ 56	▲ 91	108	▲ 56	▲ 45	110	▲ 54	▲ 25	112	▲ 53	▲ 4	

No.13-03【天草西部区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	4	237	181	4	210	177	3	203	167	3	186	158	3	182	149	
確保方策	幼稚園	15		15		15		15		15		15		15		
	認定こども園(幼稚園部分)	15		15		15		15		15		15		15		
	認定こども園(保育所部分)		5	15		5	15		5	15		5	15		5	15
	保育所		229	161		229	161		220	160		220	160		215	160
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	30	234	176	30	234	176	30	225	175	30	225	175	30	220	175	
確保方策-量の見込み	26	▲ 3	▲ 5	26	24	▲ 1	27	22	8	27	39	17	27	38	26	

No.14【合志区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	779	1,556	1,328	743	1,540	1,332	710	1,530	1,353	691	1,548	1,375	687	1,580	1,402	
確保方策	幼稚園	300		300		300		300		300		300		300		
	認定こども園(幼稚園部分)	195		195		195		195		195		195		195		
	認定こども園(保育所部分)		151	109		151	109		151	109		151	109		151	109
	保育所		1,286	924		1,339	981		1,392	1,038		1,432	1,068		1,432	1,068
	地域型保育事業			58			58			58			58			58
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	495	1,437	1,091	495	1,490	1,148	495	1,543	1,205	495	1,583	1,235	495	1,583	1,235	
確保方策-量の見込み	▲ 284	▲ 119	▲ 237	▲ 248	▲ 50	▲ 184	▲ 215	13	▲ 148	▲ 196	35	▲ 140	▲ 192	3	▲ 167	

No.15【美里区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	20	138	99	18	137	104	15	137	104	15	137	101	15	136	98	
確保方策	幼稚園	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(幼稚園部分)	25		25		25		25		25		25		25		
	認定こども園(保育所部分)		20	20		20	20		20	20		20	20		20	20
	保育所		119	101		119	101		119	101		119	101		119	101
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	25	139	121	25	139	121	25	139	121	25	139	121	25	139	121	
確保方策-量の見込み	5	1	22	7	2	17	10	2	17	10	2	20	10	3	23	

No.16【玉東区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	4	127	79	4	130	73	4	120	74	4	124	73	4	113	71	
確保方策	幼稚園	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		110	90		113	97		113	97		113	97		113	97
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	110	90	0	113	97	0	113	97	0	113	97	0	113	97	
確保方策-量の見込み	▲ 4	▲ 17	11	▲ 4	▲ 17	24	▲ 4	▲ 7	23	▲ 4	▲ 11	24	▲ 4	0	26	

No.17【南関区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	15	180	134	15	180	134	15	180	134	15	180	134	15	180	134	
確保方策	幼稚園	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(幼稚園部分)	80		80		80		80		80		80		80		
	認定こども園(保育所部分)		70	50		70	50		70	50		70	50		70	50
	保育所		125	100		125	100		125	100		125	100		125	100
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	80	195	150	80	195	150	80	195	150	80	195	150	80	195	150	
確保方策-量の見込み	65	15	16	65	15	16	65	15	16	65	15	16	65	15	16	

No.18【長洲区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	92	299	226	87	284	225	82	266	226	83	269	221	83	271	218	
確保 方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	150		150			150			150			150			
	認定こども園(保育所部分)		140	120		140	120		140	120		140	120		140	120
	保育所		105	85		105	85		105	85		105	85		105	85
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	150	245	205	150	245	205	150	245	205	150	245	205	150	245	205	
確保方針-量の見込み	58	▲ 54	▲ 21	63	▲ 39	▲ 20	68	▲ 21	▲ 21	67	▲ 24	▲ 16	67	▲ 26	▲ 13	

No.19【和水区】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	6	187	139	6	189	134	6	177	124	5	169	121	5	161	117	
確保 方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	15		15			15			15			15			
	認定こども園(保育所部分)		110	75		110	75		110	75		110	75		110	75
	保育所		92	78		92	78		92	78		92	78		92	78
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	15	202	153	15	202	153	15	202	153	15	202	153	15	202	153	
確保方針-量の見込み	9	15	14	9	13	19	9	25	29	10	33	32	10	41	36	

No.20【大津区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	342	807	577	337	829	581	332	819	589	336	827	597	331	818	609	
確保 方針	幼稚園	380		380			240			240			240			
	認定こども園(幼稚園部分)	200		200			270			270			270			
	認定こども園(保育所部分)		31	29		31	29		91	29		91	49		91	49
	保育所		670	510		670	510		685	525		700	530		700	530
	地域型保育事業			42			42			54			54			54
	企業主導型(地域枠分)		20	0		20	0		20	0		20	0		20	0
合計	580	721	581	580	721	581	510	796	608	510	811	633	510	811	633	
確保方針-量の見込み	238	▲ 86	4	243	▲ 108	0	178	▲ 23	19	174	▲ 16	36	179	▲ 7	24	

No.21【菊陽区域(合計)】

※1号認定の量の見込み及び確保方針については、町全域を区域としているため、合計表のみに数を記載しています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	518	927	676	516	910	685	514	916	704	513	959	705	559	959	704	
確保 方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	440		450			470			470			570			
	認定こども園(保育所部分)		104	56		164	106		215	155		215	155		245	185
	保育所		782	508		737	493		742	478		742	478		742	478
	地域型保育事業			81			81			81			81			81
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	440	886	645	450	901	680	470	957	714	470	957	714	570	987	744	
確保方針-量の見込み	▲ 78	▲ 41	▲ 31	▲ 66	▲ 9	▲ 5	▲ 44	41	10	▲ 43	▲ 2	9	11	28	40	

No.21-01【菊陽 菊陽中区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	0	389	264	0	378	274	0	380	266	0	399	267	0	413	267	
確保 方針	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		51	49		51	49		81	79
	保育所		393	217		400	240		349	191		349	191		349	191
	地域型保育事業			7			7			7			7			7
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	393	224	0	400	247	0	400	247	0	400	247	0	430	277	
確保方針-量の見込み	0	4	▲ 40	0	22	▲ 27	0	20	▲ 19	0	1	▲ 20	0	17	10	

No.21-02【菊陽 武蔵ヶ丘区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		0	538	412	0	532	411	0	536	438	0	560	438	0	546	437
確保 方 策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		104	56		164	106		164	106		164	106		164	106
	保育所		389	291		337	253		393	287		393	287		393	287
	地域型保育事業			74			74			74			74			74
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	493	421	0	501	433	0	557	467	0	557	467	0	557	467
確保方策-量の見込み		0	▲45	9	0	▲31	22	0	21	29	0	▲3	29	0	11	30

No.22【南小国区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		2	72	60	2	69	62	2	68	62	2	67	60	2	68	60
確保 方 策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		82	58		82	58		82	58		82	58		82	58
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	82	58	0	82	58	0	82	58	0	82	58	0	82	58
確保方策-量の見込み		▲2	10	▲2	▲2	13	▲4	▲2	14	▲4	▲2	15	▲2	▲2	14	▲2

No.23【小国区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		20	133	80	22	139	74	23	144	67	20	138	63	19	134	65
確保 方 策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	30			30			30			30			30		
	認定こども園(保育所部分)		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15
	保育所		139	71		139	71		139	71		139	71		139	71
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		30	154	86	30	154	86	30	154	86	30	154	86	30	154	86
確保方策-量の見込み		10	21	6	8	15	12	7	10	19	10	16	23	11	20	21

No.24【産山区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		0	29	12	0	31	6	0	21	5	0	15	4	0	8	5
確保 方 策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		45	30		45	30		45	30		45	30		45	30
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	45	30	0	45	30	0	45	30	0	45	30	0	45	30
確保方策-量の見込み		0	16	18	0	14	24	0	24	25	0	30	26	0	37	25

No.25【高森区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		12	125	90	12	125	90	10	118	87	11	118	87	10	118	87
確保 方 策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	20			20			20			20			20		
	認定こども園(保育所部分)		40	30		40	30		37	33		37	33		37	33
	保育所		85	60		85	60		81	54		81	54		81	54
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		20	125	90	20	125	90	20	118	87	20	118	87	20	118	87
確保方策-量の見込み		8	0	0	8	0	0	10	0	0	9	0	0	10	0	0

No.26【西原区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		18	147	116	16	135	119	17	138	115	16	133	113	17	138	112
確保 方策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		130	120		130	120		130	120		130	120		130	120
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	130	120	0	130	120	0	130	120	0	130	120	0	130	120
確保方策-量の見込み		▲18	▲17	4	▲16	▲5	1	▲17	▲8	5	▲16	▲3	7	▲17	▲8	8

No.27【南阿蘇区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		12	155	122	12	152	136	15	186	115	16	203	111	17	216	107
確保 方策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		230	100		230	100		230	100		230	100		230	100
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		0	230	100	0	230	100	0	230	100	0	230	100	0	230	100
確保方策-量の見込み		▲12	75	▲22	▲12	78	▲36	▲15	44	▲15	▲16	27	▲11	▲17	14	▲7

No.28【御船区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		55	374	268	56	381	256	57	393	254	59	402	245	56	386	238
確保 方策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	60			60			60			60			60		
	認定こども園(保育所部分)		99	61		99	61		99	61		99	61		99	61
	保育所		305	220		315	230		315	230		315	230		315	230
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		60	404	281	60	414	291	60	414	291	60	414	291	60	414	291
確保方策-量の見込み		5	30	13	4	33	35	3	21	37	1	12	46	4	28	53

No.29【嘉島区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		54	320	265	53	309	265	52	311	259	51	291	242	50	287	231
確保 方策	幼稚園	0			0			0			0			0		
	認定こども園(幼稚園部分)	60			60			60			60			60		
	認定こども園(保育所部分)		45	0		45	15		45	15		45	15		45	15
	保育所		272	228		272	228		272	228		272	228		272	228
	地域型保育事業			19			19			19			19			19
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		60	317	247	60	317	262	60	317	262	60	317	262	60	317	262
確保方策-量の見込み		6	▲3	▲18	7	8	▲3	8	6	3	9	26	20	10	30	31

No.30【益城区域】

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		331	703	548	317	673	523	294	624	525	297	631	519	284	605	514
確保 方策	幼稚園	330			330			330			330			330		
	認定こども園(幼稚園部分)	53			53			53			53			53		
	認定こども園(保育所部分)		52	55		52	55		52	55		52	55		52	55
	保育所		647	433		647	433		647	433		647	433		647	433
	地域型保育事業			85			85			85			85			85
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計		383	699	573	383	699	573	383	699	573	383	699	573	383	699	573
確保方策-量の見込み		52	▲4	25	66	26	50	89	75	48	86	68	54	99	94	59

No.31【甲佐区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	10	220	140	10	220	132	10	214	141	10	213	139	9	203	138	
確保 方針	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0	
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	保育所		224	116		224	116		224	116		224	116		224	116
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	224	116	0	224	116	0	224	116	0	224	116	0	224	116	
確保方針-量の見込み	▲ 10	4	▲ 24	▲ 10	4	▲ 16	▲ 10	10	▲ 25	▲ 10	11	▲ 23	▲ 9	21	▲ 22	

No.32【山都区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	2	205	180	2	206	169	2	199	159	2	193	150	2	181	139	
確保 方針	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0	
	認定こども園(幼稚園部分)	10		10		10		10		10		10		10		
	認定こども園(保育所部分)		15	15		15	15		15	15		15	15		15	15
	保育所		224	156		224	156		224	156		224	156		224	156
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	10	239	171	10	239	171	10	239	171	10	239	171	10	239	171	
確保方針-量の見込み	8	34	▲ 9	8	33	2	8	40	12	8	46	21	8	58	32	

No.33【氷川区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	35	178	132	32	160	143	33	164	133	33	164	131	34	174	128	
確保 方針	幼稚園	120		120		120		120		120		120		120		
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	保育所		218	157		218	157		218	157		218	157		218	157
	地域型保育事業			19			19			19			19			19
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	120	218	176	120	218	176	120	218	176	120	218	176	120	218	176	
確保方針-量の見込み	85	40	44	88	58	33	87	54	43	87	54	45	86	44	48	

No.34【芦北区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	13	280	218	13	278	207	13	269	201	13	261	195	13	249	188	
確保 方針	幼稚園	0		0		0	0		0	0		0	0		0	
	認定こども園(幼稚園部分)	15		15		15		15		15		15		15		
	認定こども園(保育所部分)		55	45		55	45		55	45		55	45		55	45
	保育所		221	169		221	169		221	169		221	169		221	169
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	15	276	214	15	276	214	15	276	214	15	276	214	15	276	214	
確保方針-量の見込み	2	▲ 4	▲ 4	2	▲ 2	7	2	7	13	2	15	19	2	27	26	

No.35【津奈木区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	15	77	53	15	77	53	15	75	51	14	75	48	13	75	47	
確保 方針	幼稚園	30		30		30		30		30		30		30		
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0		0		0		0		0		0		
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	保育所		80	70		80	70		80	70		80	70		80	70
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	30	80	70	30	80	70	30	80	70	30	80	70	30	80	70	
確保方針-量の見込み	15	3	17	15	3	17	15	5	19	16	5	22	17	5	23	

No.36【錦区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	20	287	237	20	274	220	20	257	208	20	232	207	20	216	201	
確保 方 策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	35		35			35			35			35			
	認定こども園(保育所部分)		113	82		113	82		113	82		113	82		113	82
	保育所		140	140		140	140		140	140		140	140		140	140
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	35	253	222	35	253	222	35	253	222	35	253	222	35	253	222	
確保方策-量の見込み	15	▲ 34	▲ 15	15	▲ 21	2	15	▲ 4	14	15	21	15	15	37	21	

No.37【多良木区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	4	165	128	4	135	139	3	131	136	3	126	133	4	136	130	
確保 方 策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		162	128		151	139		144	136		147	133		150	130
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	162	128	0	151	139	0	144	136	0	147	133	0	150	130	
確保方策-量の見込み	▲ 4	▲ 3	0	▲ 4	16	0	▲ 3	13	0	▲ 3	21	0	▲ 4	14	0	

No.38【湯前区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	14	80	52	12	70	44	11	57	42	10	49	32	9	47	33	
確保 方 策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	15		15			15			10			10			
	認定こども園(保育所部分)		31	29		23	22		20	20		10	15		10	15
	保育所		52	27		47	25		37	24		39	22		38	22
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	15	83	56	15	70	47	15	57	44	10	49	37	10	48	37	
確保方策-量の見込み	1	3	4	3	0	3	4	0	2	0	0	5	1	1	4	

No.39【水上区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	2	47	37	3	48	35	2	45	34	2	41	33	2	40	32	
確保 方 策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		55	50		55	50		55	50		55	50		55	50
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	55	50	0	55	50	0	55	50	0	55	50	0	55	50	
確保方策-量の見込み	▲ 2	8	13	▲ 3	7	15	▲ 2	10	16	▲ 2	14	17	▲ 2	15	18	

No.40【相良区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み	2	81	64	2	86	57	2	84	58	2	80	57	2	70	54	
確保 方 策	幼稚園	0		0			0			0			0			
	認定こども園(幼稚園部分)	0		0			0			0			0			
	認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	保育所		72	58		72	58		72	58		72	58		72	58
	地域型保育事業			0			0			0			0			0
	企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	72	58	0	72	58	0	72	58	0	72	58	0	72	58	
確保方策-量の見込み	▲ 2	▲ 9	▲ 6	▲ 2	▲ 14	1	▲ 2	▲ 12	0	▲ 2	▲ 8	1	▲ 2	2	4	

No.41【五木区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	13	15	0	13	14	0	15	9	0	15	9	0	14	9
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
保育所		17	13		17	13		17	13		17	13		17	13
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	17	13	0	17	13	0	17	13	0	17	13	0	17	13
確保方策-量の見込み	0	4	▲2	0	4	▲1	0	2	4	0	2	4	0	3	4

No.42【山江区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	9	88	69	9	87	66	8	79	71	8	80	69	8	76	69
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	10			10			10			10			10		
認定こども園(保育所部分)		30	30		30	30		30	30		30	30		30	30
保育所		45	35		45	35		45	35		45	35		45	35
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	10	75	65	10	75	65	10	75	65	10	75	65	10	75	65
確保方策-量の見込み	1	▲13	▲4	1	▲12	▲1	2	▲4	▲6	2	▲5	▲4	2	▲1	▲4

No.43【球磨区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	61	52	0	61	48	0	56	44	0	52	40	0	50	36
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
保育所		65	55		63	47		60	40		60	40		60	40
地域型保育事業			9			9			9			9			9
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	65	64	0	63	56	0	60	49	0	60	49	0	60	49
確保方策-量の見込み	0	4	12	0	2	8	0	4	5	0	8	9	0	10	13

No.44【あさぎり区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	26	428	297	25	418	284	25	408	274	24	397	267	25	385	262
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	40			40			40			40			40		
認定こども園(保育所部分)		111	99		111	99		111	99		111	99		111	99
保育所		251	179		251	179		251	179		251	179		251	179
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	40	362	278	40	362	278	40	362	278	40	362	278	40	362	278
確保方策-量の見込み	14	▲66	▲19	15	▲56	▲6	15	▲46	4	16	▲35	11	15	▲23	16

No.45【苓北区域】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	0	157	89	0	126	101	0	113	101	0	110	96	0	121	91
幼稚園	0			0			0			0			0		
認定こども園(幼稚園部分)	0			0			0			0			0		
認定こども園(保育所部分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
保育所		182	138		151	119		151	119		151	119		151	119
地域型保育事業			0			0			0			0			0
企業主導型(地域枠分)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
合計	0	182	138	0	151	119	0	151	119	0	151	119	0	151	119
確保方策-量の見込み	0	25	49	0	25	18	0	38	18	0	41	23	0	30	28

参考資料

参考資料1 子ども・子育てに関するデータ

- ① 未婚率の推移
- ② 晩婚率の推移
- ③ 出生時年齢の推移
- ④ 理想の子ども数と実際の子ども数とのギャップ
- ⑤ 熊本県における世帯数、世帯人員、世帯の内訳
- ⑥ 近所の人との助け合いに関する認知（全国）
- ⑦ 子育ての孤立感（全国）
- ⑧ 熊本県における女性就業率の上昇
- ⑨ 共働き世帯数の推移（全国）
- ⑩ 男女別育児休業取得率の推移
- ⑪ 出産前後の妻の就業

参考資料2 子ども・子育て支援法（抜粋）

参考資料3 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

参考資料4 熊本県子ども・子育て会議条例

参考資料5 熊本県子ども・子育て会議委員名簿

参考資料6 熊本県子ども輝き条例

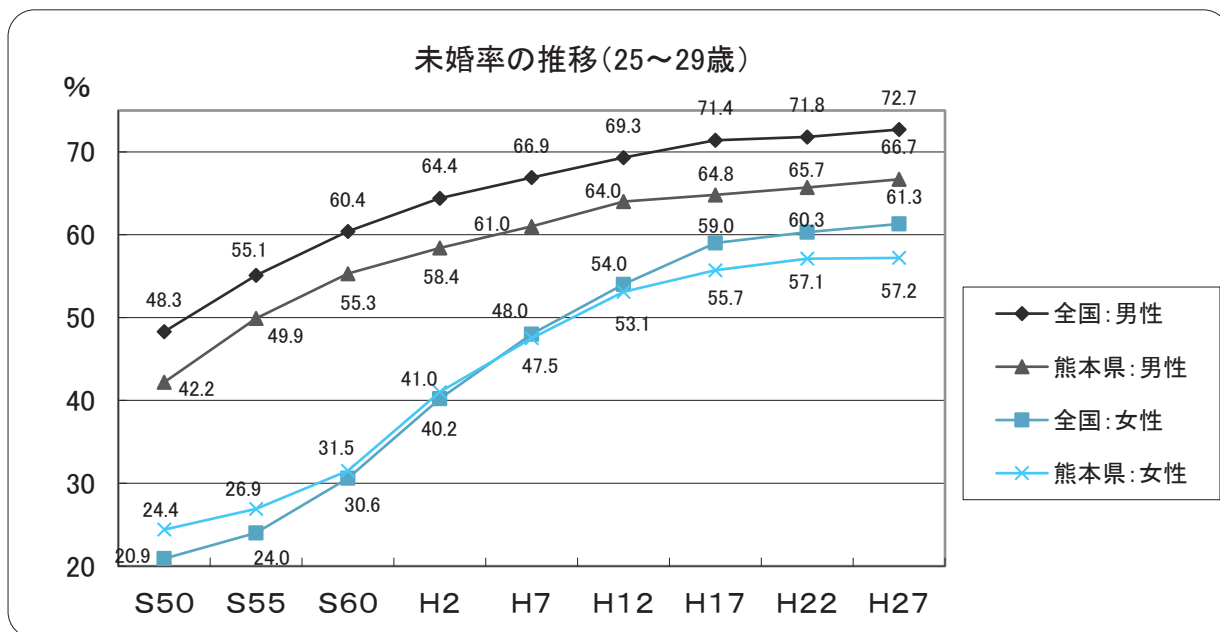
参考資料7 くまもと家庭教育支援条例

参考資料8 パブリック・コメントの実施結果について

参考資料9 計画策定の経過

①未婚率の推移

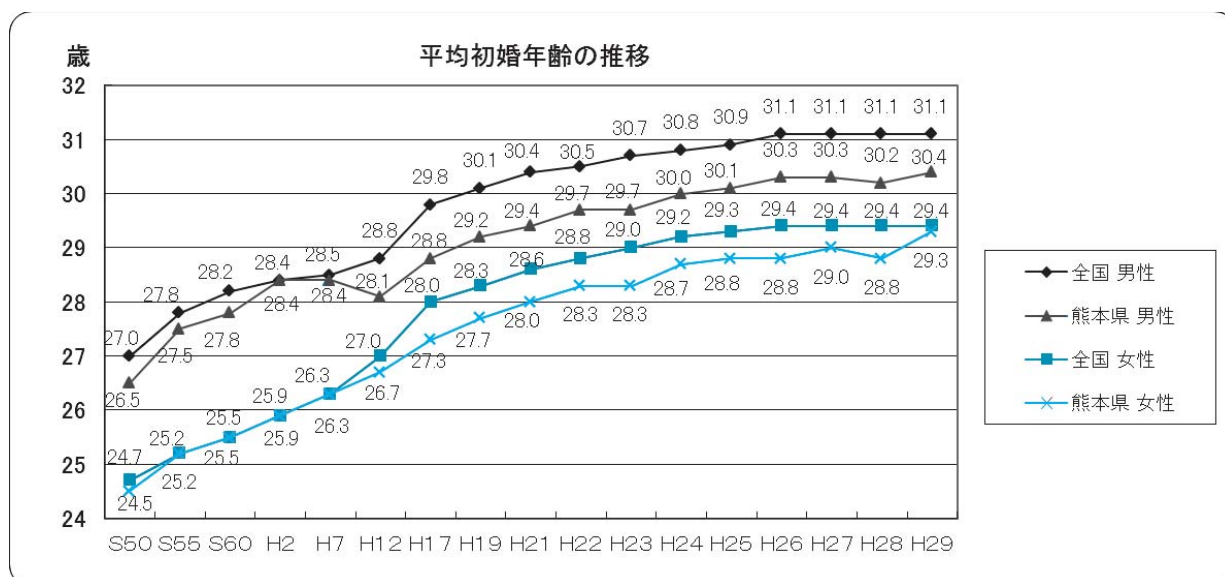
本県の未婚率は、全国と比べると低い水準ですが、全国の動向と同じように男性、女性ともに上昇しています。



出典：国勢調査

②晩婚率の推移

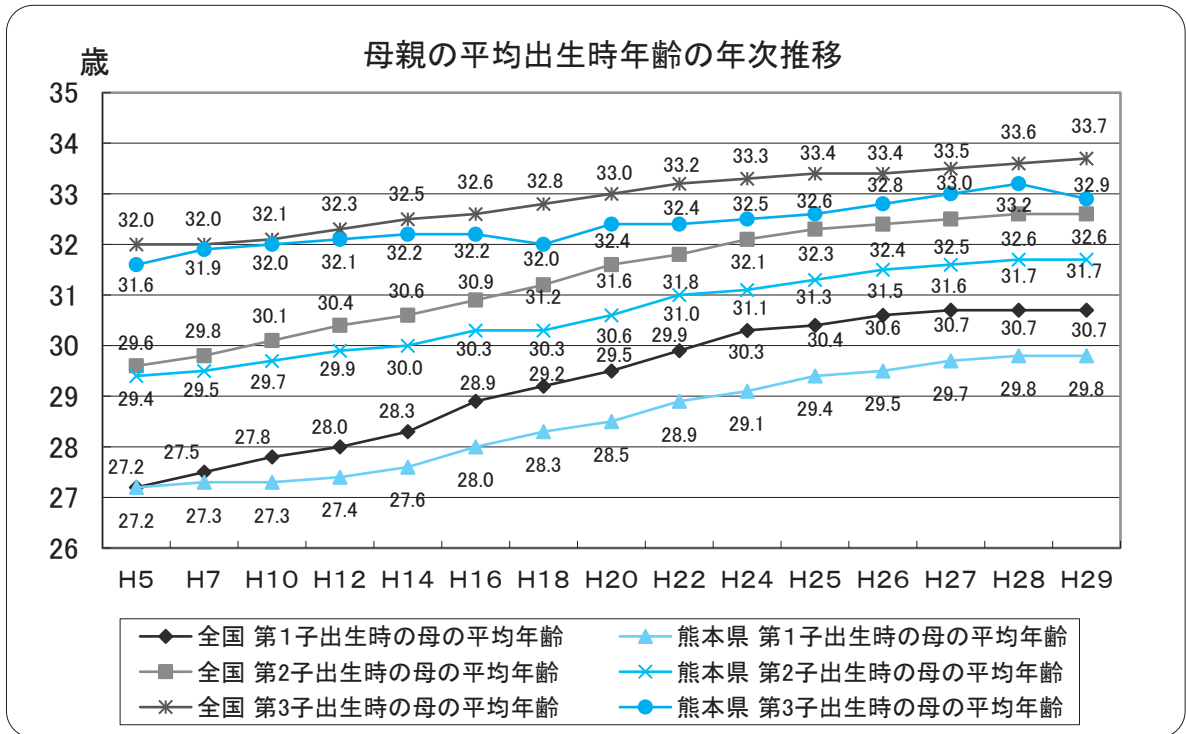
本県の平均初婚年齢は、全国と比べると若いですが、男性、女性ともに上昇傾向です。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

③出生時年齢の推移

出生したときの母親の平均年齢をみると、本県は全国と比べると若いですが、第1子から第3子までいずれも上昇傾向です。



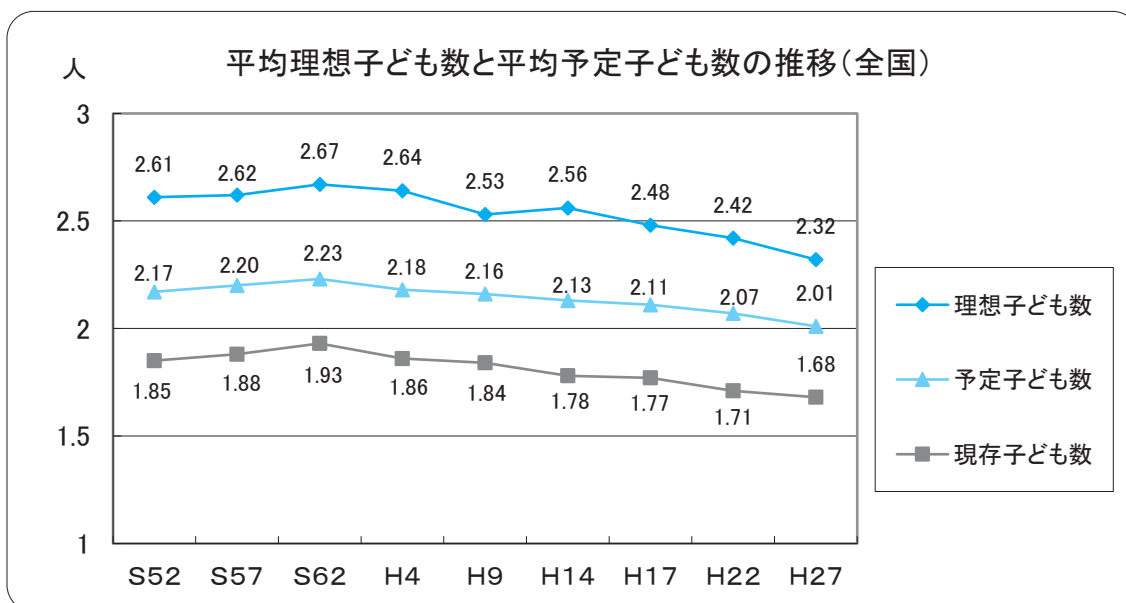
出典：厚生労働省「人口動態統計」

④理想の子ども数と実際の子ども数とのギャップ

■ 理想子ども数と予定子ども数とのギャップ

夫婦が考える理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、全国的に低下しており、昭和52年（1977年）の2.61人から平成27年（2015年）は2.32人となっています。また、夫婦が実際に持つ予定の子ども数（平均予定子ども数）も、昭和52年（1977年）の2.17人から平成27年（2015年）は2.01人と調査開始以降最も低くなっています。

また、「平均予定子ども数」が「平均理想子ども数」を平成27年（2015年）で0.31人下回っていますが、その理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（56.3%）が最も多く、次いで「高齢で生むのはいやだから」（39.8%）となっています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

■理想の子ども数を持たない理由（全国）

（単位：％）

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	56.3
高年齢で生むのはいやだから	39.8
欲しいけれどもできないから	23.5
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	17.6
健康上の理由から	16.4

⑤熊本県における世帯数、世帯人員、世帯の内訳

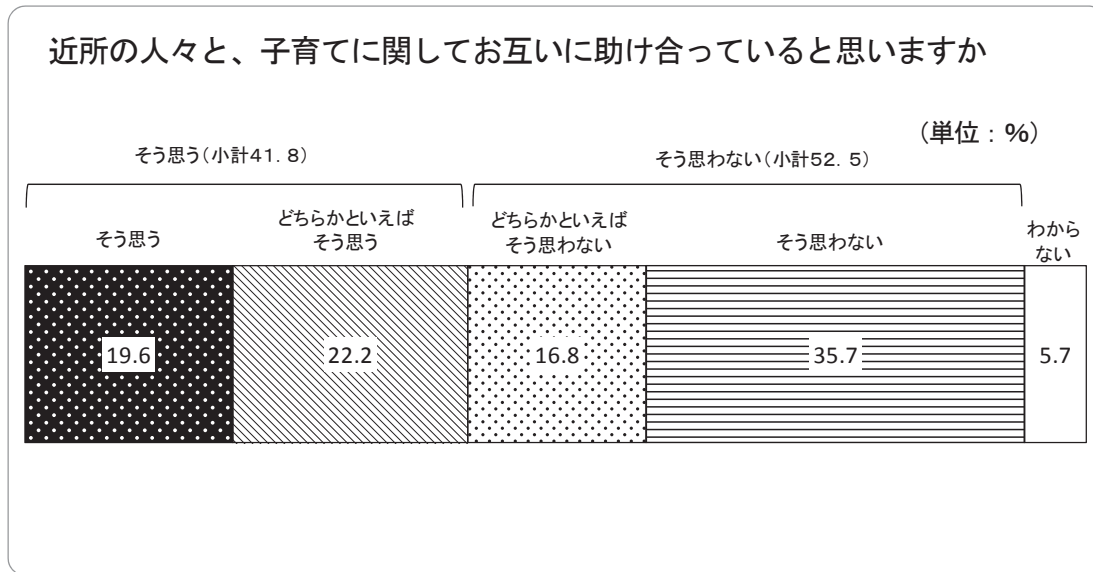
	S60	H7	H12	H17	H22	H27
世帯数	553,963	618,211	647,216	667,533	688,234	704,730
人口総数	1,837,747	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,170
世帯当たり人員	3.32	3.01	2.87	2.69	2.64	2.53

	S60		H7		H12		H17		H22		H27	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯数	551,628	100%	615,744	100%	644,963	100%	664,338	100%	686,123	100%	702,565	100%
核家族世帯数	312,390	56.6%	344,491	55.9%	362,400	56.2%	373,261	56.2%	382,235	55.7%	394,256	56.1%
3世代世帯数	105,559	19.1%	91,729	14.9%	82,017	12.7%	72,412	10.9%	61,000	8.9%	55,896	8.0%
単独世帯数	102,336	18.6%	143,171	23.3%	161,483	25.0%	176,246	26.5%	197,270	28.8%	217,228	30.9%

出典：国勢調査

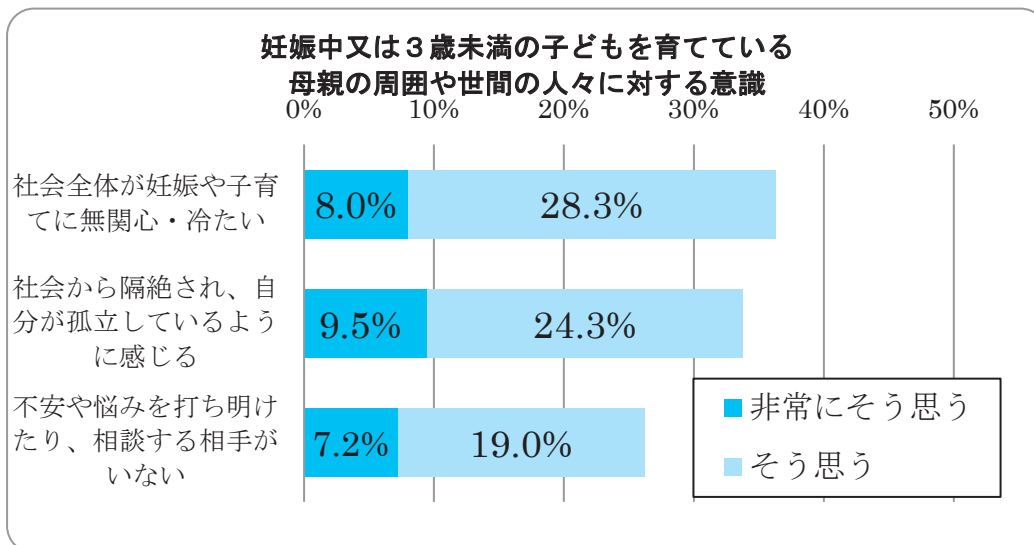
※3世代世帯数は、夫婦・子どもと両親から成る世帯、夫婦・子どもとひとり親から成る世帯、夫婦・子どもと他の親族（親を含まない）から成る世帯、夫婦・子ども・親と他の親族から成る世帯の合計数

⑥近所の人との助け合いに関する認知(全国)



出典：平成26年度内閣府「母子保健に関する世論調査」

⑦子育ての孤立感(全国)



出典：平成23年子ども未来財団発表

「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」

⑧熊本県における女性就業率の上昇

男女別就業者数の推移

	H12		H17		H22		H27	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
就業者数(総数)	886,887	100%	873,871	100%	834,244	100%	834,257	100%
うち男性(割合)	490,426	55.3%	475,819	54.4%	448,502	53.8%	443,727	53.2%
うち女性(割合)	396,461	44.7%	398,052	45.6%	385,742	46.2%	390,530	46.8%

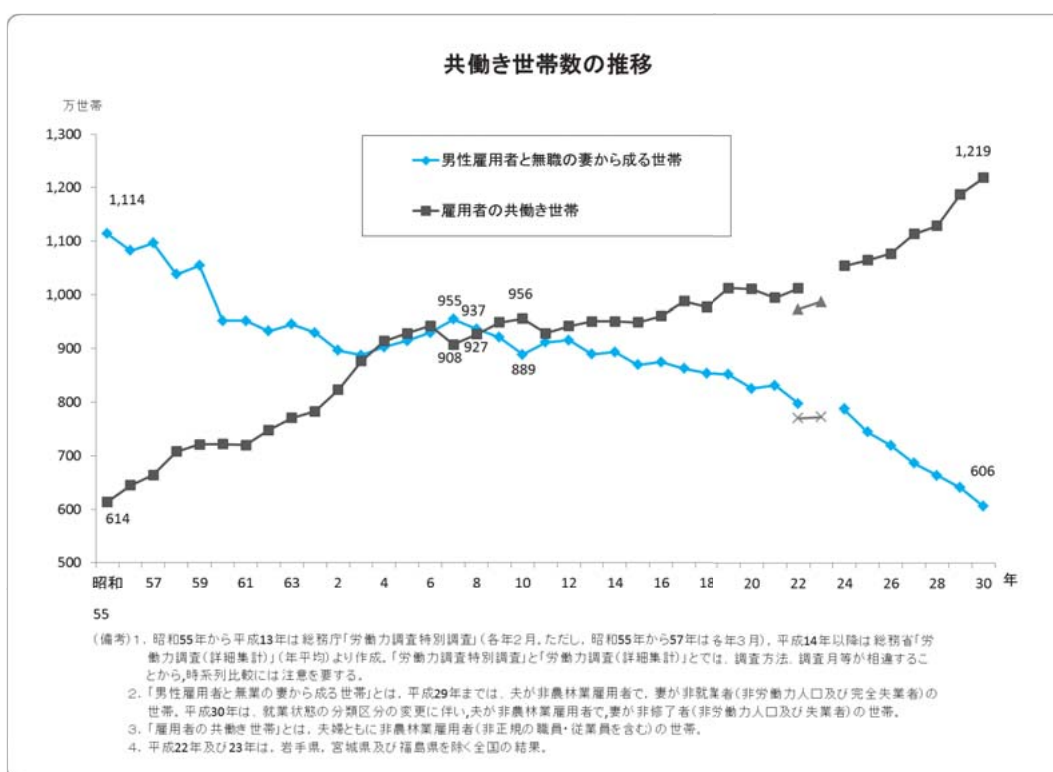
出典：国勢調査

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）に占める就業者数の割合の推移

	H12	H17	H22	H27
総数	68.8%	69.1%	68.2%	70.5%
男性	77.6%	76.6%	74.6%	75.8%
女性	60.5%	62.0%	62.2%	65.4%

出典：国勢調査

⑨共働き世帯数の推移（全国）



出典：内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」

⑩男女別育児休業取得率の推移

男女別育児休業取得率の推移

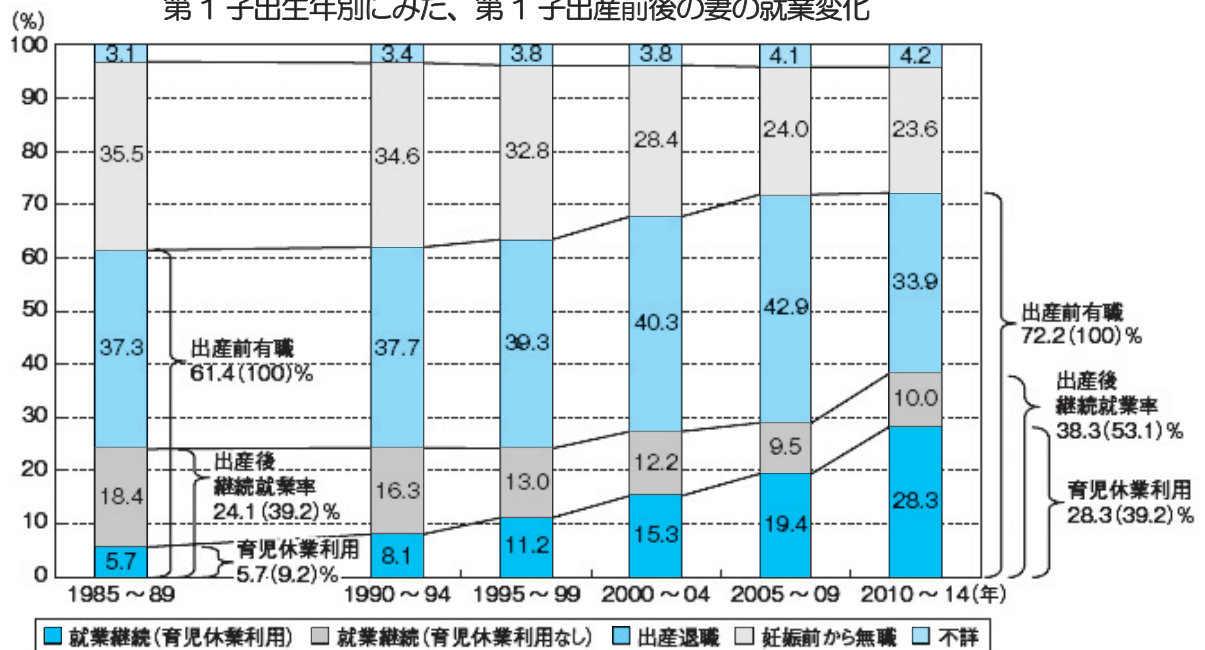
(単位：%)

年度	熊本県		全国	
	女性	男性	女性	男性
H19	86.2	0.8	89.7	1.56
H20	94.0	1.4	90.6	1.23
H21	81.4	2.4	85.6	1.72
H22	91.4	1.6	83.7	1.38
H23	92.9	1.4	87.8	2.63
H24	96.0	1.3	83.6	1.89
H25	94.5	2.2	83.0	2.03
H26	92.6	1.6	86.6	2.30
H27	96.0	2.0	81.5	2.65
H28	95.5	3.5	81.8	3.16
H29	96.6	3.1	83.2	5.14
H30	96.9	5.7	82.2	6.16

出典：熊本県労働条件等実態調査、厚生労働省「雇用均等基本調査」(全国)

⑪出産前後の妻の就業

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化

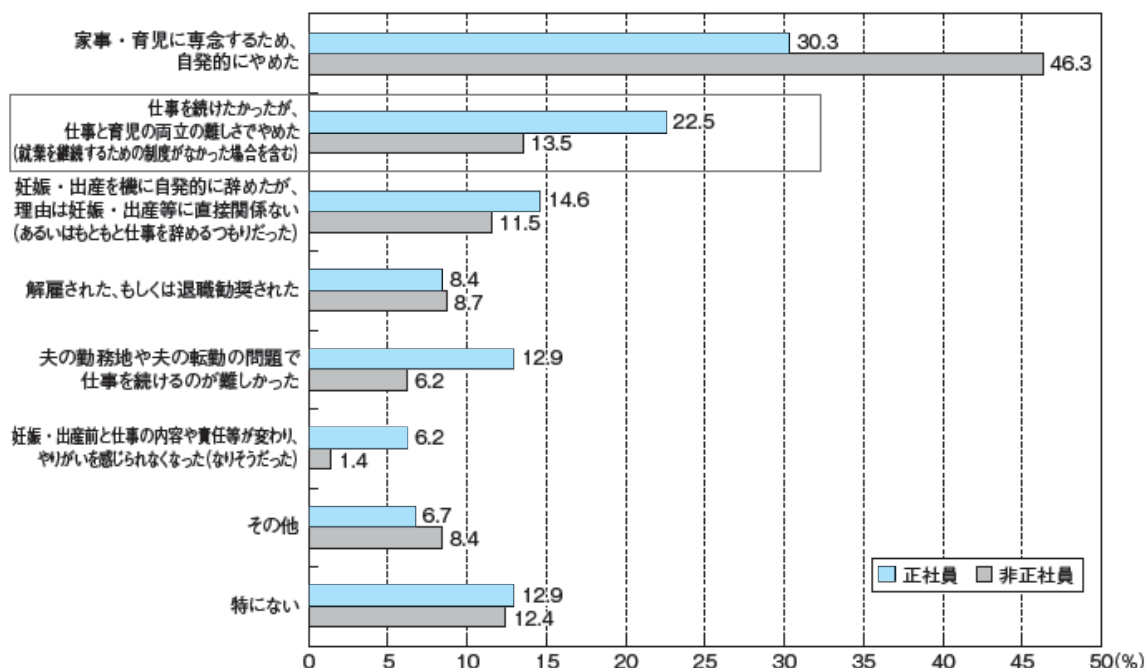


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)(2015年)」

注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻(年齢50歳未満)。図中の()内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合

出典：令和元年版少子化社会対策白書

末子妊娠・出産を機に退職した理由

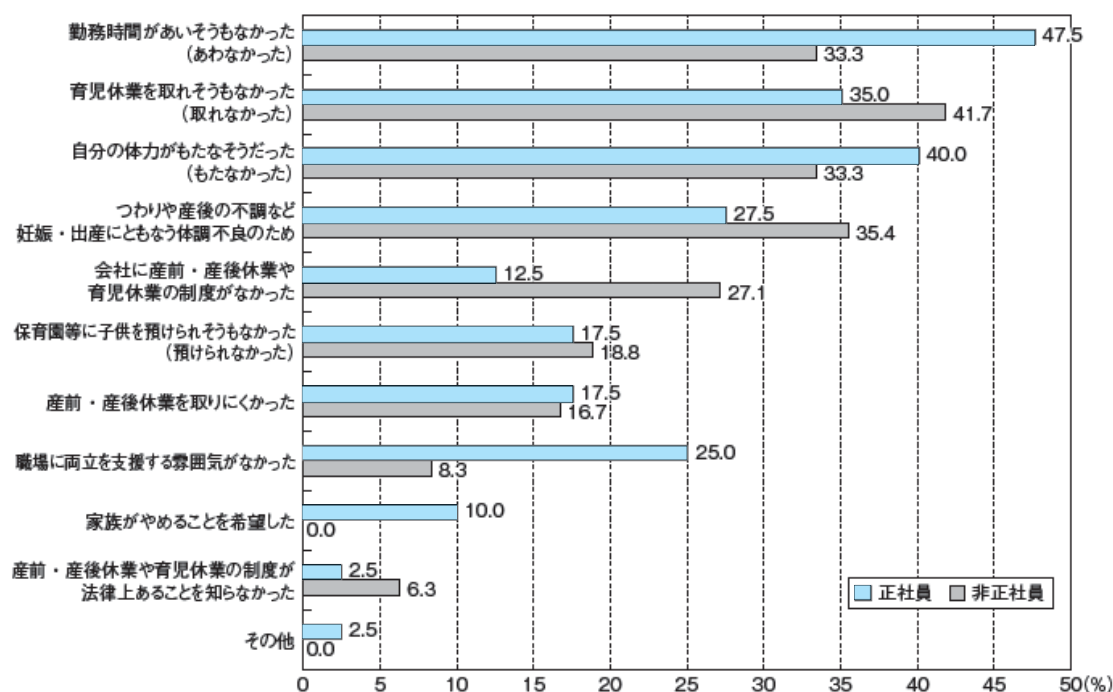


資料：厚生労働省委託調査「平成 28 年度 仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査研究 事業報告書労働者アンケート調査結果」（複数回答）（2017 年）

注：「非正社員」は有期契約社員・職員、パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者、派遣社員

出典：令和元年版少子化社会対策白書

仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた理由



資料：厚生労働省委託調査「平成 28 年度 仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査研究 事業報告書労働者アンケート調査結果」（複数回答）（2017 年）

注：「非正社員」は有期契約社員・職員、パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者、派遣社員

出典：令和元年版少子化社会対策白書

参考資料2 子ども・子育て支援法（抜粋）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 二 教育・保育情報の公表に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

参考資料3 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

参考資料4 熊本県子ども・子育て会議条例

○熊本県子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 11 日条例第 51 号)

改正 平成 26 年 10 月 14 日条例第 61 号

熊本県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

熊本県子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 4 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第 1 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の認定こども園法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができる。この場合において、子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附 則(平成26年10月14日条例第61号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料5 熊本県子ども・子育て会議委員名簿

平成29年～令和元年

氏名	所属等	備考
荒木 泰臣	熊本県町村会会長	
栗秋 賢和	認可保育所保護者代表（合志市認可保育園連盟保護者会連絡協議会前会長）	
大矢野 隆嗣	熊本県私立幼稚園連合会理事長	
尾道 幸子	元 くまもと江津湖療育医療センター地域療育部長	
加島 裕士	熊本県経営者協会専務理事	
柴田 恒美	NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会協力アドバイザー	
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会会長	
中嶋 憲正	熊本県市長会会長	
田中 広幸	日本労働組合総連合会熊本県連合会副事務局長	
塚本 美津代	熊本県保育協会幹事	
出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授	職務代理者
永瀬 義剛	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会顧問	
前田 千恵子	熊本県学童保育連絡協議会副会長	
山並 道枝	熊本子どもと保育の明日を語る会会長	
吉田 道雄	熊本大学名誉教授	会長

令和2年1月～

氏名	所属等	備考
荒木 泰臣	熊本県町村会会長	
山口 里美	熊本県PTA連合会理事	
大矢野 隆嗣	熊本県私立幼稚園連合会理事長	
尾道 幸子	元 くまもと江津湖療育医療センター地域療育部長	
加島 裕士	熊本県経営者協会専務理事	
柴田 恒美	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会協力アドバイザー	
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会会長	
中嶋 憲正	熊本県市長会会長	
徳富 幸平	日本労働組合総連合会熊本県連合会副事務局長	
福嶋 義信	熊本県保育協会理事長	
出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授	職務代理者
永瀬 義剛	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会顧問	
前田 千恵子	熊本県学童保育連絡協議会副会長	
山並 道枝	熊本子どもと保育の明日を語る会会長	
吉田 道雄	熊本大学名誉教授	会長

参考資料6 熊本県子ども輝き条例

(平成19年10月3日条例第54号)

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みな願ひである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子子どもが日本で一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかけがえのない存在であること。
- (2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

(子どもの育ちの環境づくり)

第4条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- (1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- (2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- (3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- (4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。

(子どもに教え伝えていくこと)

第5条 県民は、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくものとする。

- (1) 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- (2) 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- (3) 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- (4) 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(それぞれの役割)

第6条 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めるものとする。

- 2 子どもの教育、保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めるものとする。
- 3 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えていくよう努めるものとする。

(県の取組)

第7条 県は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

- 2 県は、この条例に掲げる基本理念について、子どもを含めた県民の理解が深まり、この条例に規定する取組について、県民がそれぞれの立場で進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。

(肥後っ子の日)

第8条 県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける。

- 2 肥後っ子の日は、毎月15日とする。

参考資料7 くまもと家庭教育支援条例

くまもと家庭教育支援条例

(平成 24 年 12 月 25 日条例第 88 号)

改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 32 号

くまもと家庭教育支援条例をここに公布する。

くまもと家庭教育支援条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 11 条)

第 2 章 家庭教育を支援するための施策(第 12 条—第 17 条)

附則

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまで、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2章 家庭教育を支援するための施策

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(人材養成)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

(家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料8 パブリック・コメントの実施結果について

(1) 実施内容

令和元年（2019年）12月19日（木）から令和2年（2020年）1月17日（金）にかけて「第2期くまもと子ども・子育てプラン（素案）」を県ホームページや各地域振興局等で公表し、御意見を募集しました。

(2) 意見の件数

1件（1団体）の御意見が寄せられました。

(3) 意見の内容

①子どもの受動喫煙の危害防止が必要

②子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切。

(4) 意見の取扱い

寄せられた意見は、個別計画である「第4次くまもと21ヘルスプラン」により推進しているため、今後の取組みの参考とさせていただきます。

(

参考資料9 計画策定の経過

平成31年(2019年)	3月	熊本県子ども・子育て会議（課題共有）
令和元年（2019年）	6月	熊本県子ども・子育て会議（項目案）
	8月	熊本県子ども・子育て会議（素案）
	11月	熊本県子ども・子育て会議（修正素案）
	12月	パブリック・コメント（～令和2年1月）
令和2年（2020年）	1月	熊本県子ども・子育て会議（最終案）
	3月	第2期熊本県子ども・子育てプランの策定

第2期 くまもと子ども・子育てプランの取りまとめに当たって

熊本県では、平成27年に策定した第1期計画に基づいて「子ども・子育て」に関わる様々な施策に取り組んできました。これが令和元年度に区切りを迎えることから、今後の五年間を見据えて、新たに作成されたのが本プランです。私は前回に引き続いて「熊本県子ども・子育て会議」の会長として、職務代理者の出川委員および委員の皆さま方とともに第2期の計画作成を進めて参りました。

第1期計画に取り組む間に、「子ども・子育て」をめぐる環境は予想をはるかに上回るスピードで変化していきました。それも「あるべき姿」から遠ざかっているかのように思えます。子どもに対する虐待には誰もが心を痛めています。私たちは「子どもが生きづらい」社会を許容することがあってはなりません。そして、その前提として「子どもを産みづらい、育てづらい」状況があれば、その改善に力を注ぐことは当然です。

こうした中で、「待機児童の解消」「少子化対策」だけでなく「子育て」に対する総合的な支援も重要な課題であり続けています。さらには「結婚・妊娠・出産・育児」を希望する方々への支援も取り組むべき重要な課題です。

本委員会では、こうした状況を踏まえて、新たなステップを踏み出すための方策について活発な議論を行って参りました。そして、各委員の皆さまが、それぞれの豊富な経験と蓄積されてこられた知識を動員していただいたことで、これからを見据えたプランの取りまとめができました。

ところで、「プラン」は作成しただけでは「プラン」にすぎません。これを基点とした「Plan→Do→See→Action→Plan…」の歯車が回らなければ「プラン」そのものの意味が失われてしまいます。つまりは、これから実践と評価にチャレンジしていくことが求められているのです。ただし、この「歯車」には柔軟性があります。現実には、「プラン」の一部を修正することがあるかもしれません。そうしたときは、「変化を拒否する」のではなく、「よりよい回転速度と方向にチェンジする」ことを大事にしていきたいと思います。

これまで、大所高所から貴重なご意見をいただいた委員各位とプラン策定のために全力で仕事をしてくださりました事務局の皆さま方に感謝申し上げます。

熊本県子ども・子育て会議会長
熊本大学 名誉教授 吉田 道雄

第2期くまもと子ども・子育てプラン
熊本県子ども・子育て支援事業支援計画
熊本県次世代育成支援行動計画

令和2年(2020年)3月

発行 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2225 FAX 096-383-1427
E-mail : kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp